令和８年２月２７日（金曜日）第１回定例会

〇出席議員（１６名）

１番	柏倉信一 議員	２番	佐藤政人 議員
３番	野口康一郎 議員	４番	児玉崇 議員
５番	月光裕晶 議員	６番	安孫子義徳 議員
７番	太田陽子 議員	８番	佐藤耕治 議員
９番	渡邉賢一 議員	１０番	伊藤正彦 議員
１１番	古沢清志 議員	１２番	太田芳彦 議員
１３番	阿部清 議員	１４番	沖津一博 議員
１５番	荒木春吉 議員	１６番	後藤健一郎 議員

〇欠席議員（なし）

〇遅刻議員（なし）

〇早退議員（なし）

〇説明のため出席した者の職氏名

齋藤真朗	市長	猪倉秀行	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
竹田浩	選挙管理委員会委員長職務代理者	木村三紀	農業委員会会長
今野育男	総務課長（併）選挙管理委員会事務局長	東海林恒	企画戦略課長
石橋慶幸	みらい協働課長	佐藤倫久	デジタル戦略課長
小林博之	財政課長	安孫子廣美	税務課長
渡辺智昭	市民生活課長	菊地正博	防災危機管理課長
武田栄治	建設管理課長	渡邉健一	農林課長（併）農業委員会事務局長
小関光彦	商工推進課長	後藤英明	さくらんぼ観光課長
小林弘之	福祉国保課長	黒田美紀	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	寺西里衣	会計管理者(兼)会計課長
大江幸範	上下水道課長	山田良一	病院副院長
東海林茂美	学校教育課長	安彦絵美	生涯学習課長
笹原泰治	スポーツ振興課長	大沼勇	監査委員
渡邉昭	監査委員事務局長		

〇事務局職員出席者

髙橋良子	事務局長	伊藤正弘	局長補佐
堀和敏	総務係主任	熊谷拓哉	総務係主事

議事日程第１号　　第１回定例会
令和８年２月２７日（金）　　午前９時３０分開議

開　会
日程第　１　会議録署名議員指名
〃　２　会期決定
〃　３　諸般の報告
（１）定例監査結果等報告について
〃　４　行政報告
（１）市政の概況について
（２）第７次寒河江市振興計画行動計画（令和８年度～令和１２年度）について
〃　５　質疑
〃　６　議第　４号　寒河江市教育委員会委員の任命について
〃　７　議案説明
〃　８　委員会付託
〃　９　質疑・討論・採決
〃　１０　議第　５号　令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第１４号）
〃　１１　議第　６号　令和７年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
〃　１２　議第　７号　令和７年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
〃　１３　議第　８号　令和７年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第３号）
〃　１４　議第　９号　令和７年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第２号）
〃　１５　議第１０号　令和８年度寒河江市一般会計予算
〃　１６　議第１１号　令和８年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
〃　１７　議第１２号　令和８年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
〃　１８　議第１３号　令和８年度寒河江市介護保険特別会計予算
〃　１９　議第１４号　令和８年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
〃　２０　議第１５号　令和８年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
〃　２１　議第１６号　令和８年度寒河江市水道事業会計予算
〃　２２　議第１７号　令和８年度寒河江市下水道事業会計予算
〃　２３　議第１８号　令和８年度寒河江市立病院事業会計予算
〃　２４　議第１９号　寒河江市課制条例の一部改正について
〃　２５　議第２０号　寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
〃　２６　議第２１号　一般職の職員の旅費に関する条例及び特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
〃　２７　議第２２号　寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
〃　２８　議第２３号　寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第２９　議第２４号　寒河江市柴橋地区コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について
〃　３０　議第２５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
〃　３１　請願第１号　山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合に伴う透析施設の維持・継続に関する請願
〃　３２　施政方針説明
〃　３３　議案説明
散　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第１号に同じ

開　　会　　午前９時３０分

○柏倉信一議長　おはようございます。

ただいまから令和８年第１回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び企画戦略課より本定例会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は、議事日程第１号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○柏倉信一議長　日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、３番野口康一郎議員、８番佐藤耕治議員、13番阿部　清議員を指名いたします。

会　期　決　定

○柏倉信一議長　日程第２、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。荒木議会運営委員長。

〔荒木春吉議会運営委員長　登壇〕

○荒木春吉議会運営委員長　おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました令和８年第１回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る２月24日、委員６名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から３月19日までの21日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お示ししております第１回定例会日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○柏倉信一議長　お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月19日までの21日間と決定いたしました。

第１回定例会日程　　令和８年２月２７日（金）開会

月　日	時　間	会　議		場　所
２月２７日（金）	午前９時３０分	本会議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、教育委員任命議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、施政方針説明、議案説明	議場
２月２８日（土）	休会			
３月　１日（日）	休会			
３月　２日（月）	休会（議案調査）			
３月　３日（火）	休会（議案調査）			
３月　４日（水）	午前９時３０分	本会議	一般質問	議場
３月　５日（木）	休会（議案調査）			
３月　６日（金）	午前９時３０分	本会議	一般質問	議場
３月　７日（土）	休会			
３月　８日（日）	休会			
３月　９日（月）	午前９時３０分	本会議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	議会第２会議室
		厚生文教常任委員会分科会	付託案件審査	議会第４会議室
３月１０日（火）	休会（議案調査）			
３月１１日（水）	午前９時３０分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議場
	予算特別委員会終了後	本会議	議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、議案・請願上程、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議場

	予算特別委員会 終　了　後	総務産業常任委員会 分　科　会	付　託　案　件　審　査	議　　会 第２会議室
		厚生文教常任委員会 分　科　会	付　託　案　件　審　査	議　　会 第４会議室
３月１２日（木）	午前９時３０分	総務産業常任委員会 分　科　会	付　託　案　件　審　査	議　　会 第２会議室
		厚生文教常任委員会 分　科　会	付　託　案　件　審　査	議　　会 第４会議室
３月１３日（金）	午前９時３０分	総務産業常任委員会 分　科　会	付　託　案　件　審　査	議　　会 第２会議室
		厚生文教常任委員会 分　科　会	付　託　案　件　審　査	議　　会 第４会議室
３月１４日（土）	休　　会			
３月１５日（日）	休　　会			
３月１６日（月）	午前９時３０分	総務産業常任委員会 分　科　会	付　託　案　件　審　査	議　　会 第２会議室
		厚生文教常任委員会 分　科　会	付　託　案　件　審　査	議　　会 第４会議室
３月１７日（火）	休　　会　（事　務　処　理）			
３月１８日（水）	休　　会　（事　務　処　理）			
３月１９日（木）	午前９時３０分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議　　場
	予算特別委員会 終　了　後	本　会　議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議　　場

諸 般 の 報 告

○柏倉信一議長　日程第３、諸般の報告であります。

（１）定例監査結果等報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

行　政　報　告

○柏倉信一議長　日程第４、行政報告であります。

（１）市政の概況について、（２）第７次寒河江市振興計画行動計画（令和８年度～令和12年度）について、市長から報告を求めます。齋藤市長。

〔齋藤真朗市長　登壇〕

○齋藤真朗市長　おはようございます。

令和８年第１回定例会の開会に当たりまして、令和７年第４回定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告申し上げます。

初めに、２月３日に発生いたしましたチェリーランド内のトルコ館における火災について御報告申し上げます。

火災により建物北側の天井一部や窓ガラスなどを損傷いたしました。消防による現場検証の結果、原因は特定できませんでしたが、現在、営業再開に向け復旧作業を行っているところでございます。

次に、市民浴場「湯るりさがえ」についてですが、昨年10月22日から新寒河江温泉源泉の湯量低下のため臨時休場としておりましたが、高温浴槽、福祉風呂の閉鎖など一部制限の上、１

月14日に営業を再開いたしました。

再開後は源泉の湯量の変化に合わせて制限範囲を調整しながらの営業となっており、現在は福祉風呂１か所を除いておおむね制限なく営業を行う状況でありますが、今後も湯量が不安定なことに変わりなく、御利用の皆様にまた御不便をおかけすることもあろうかと思いますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、「さがえイルミテラス2025」についてですが、昨年11月22日から１月12日までの52日間、最上川ふるさと総合公園を会場に開催いたしました。

本事業は、冬季の観光誘客の促進と来場者の市内周遊及び観光消費の拡大を目的としまして、音楽と光が連動するイルミネーション演出を中心に、メイン会場をセンターハウス東側に移し、市単独の事業として初開催したものであります。12月21日及び１月11日のイベントデーには、冬花火や鍋まつりなどを実施し、多くの来場者に楽しんでいただきました。

会期中は、家族連れやカップルを中心に市内外から多くの来場があり、来場者数は延べ約４万5,000人となりました。一定の集客が図られ、寒河江の冬の魅力を発信する機会となったものと認識しております。今後、課題や成果を検証しながら、冬季観光のさらなる充実と継続的な誘客につなげてまいります

次に、「山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に関する協議会」についてですが、１月16日に第６回運営委員会が開催され、山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備基本計画（案）が決定されました。基本計画（案）について、本市においては、２月３日にハートフルセンターで市民説明会を２回実施し、約30名の市民の皆様の参加を得て御意見をいただいたところであります。また、県においては、山形大学医学部や医師会等の関係機関や医療従事者の皆様との意見交換、パブリックコメントを実施しております。

今後、いただいた御意見やパブリックコメントの結果を踏まえながら、３月下旬に開催を予定する協議会において、山形県知事と寒河江市長により基本計画を決定することになっております。

これからも、市民への丁寧な情報提供の下、事業の推進を図ってまいります。

次に、低所得世帯に対し、冬季の暖房のための灯油購入費等を１世帯当たり１万円助成する事業についてですが、昨年12月から開始し、今月末を申請期限として実施しております。

対象世帯は、65歳以上の高齢者のみの世帯、重度障がい者のいる世帯、18歳未満の児童を扶養する独り親などがいる世帯で、いずれも住民税非課税世帯であります。昨日２月26日現在で、高齢者世帯1,237世帯、障がい者世帯57世帯、独り親等世帯45世帯から申請があり、1,339万円の助成を行っているところです。

最後に、景気・雇用情勢についてですが、１月28日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では、「山形県の景気は、一部に弱めの動きが見られるものの、持ち直している」となっております。

山形労働局発表の12月の県内有効求人倍率は、原数値で1.36倍、ハローワークさがえ管内では1.02倍、寒河江市内に限りますと1.20倍であります。また、正社員に係る有効求人倍率は、全国平均が1.06倍、県平均が1.21倍、寒河江市は1.35倍であります。

県内の雇用情勢は、「持ち直しの動きに弱さが見られる。今後とも物価高騰等が雇用に与える影響に留意する必要がある」とされております。

今後も関係機関と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に的確に対応し、効果的な景気・雇用対策を推進してまいります。

以上、12月定例会以降の主な市政の概況を申し上げましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政の運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、第７次寒河江市振興計画行動計画（令和８年度～令和12年度）について御報告申し上げます。

行動計画につきましては、令和17年度を目標年度とする第７次寒河江市振興計画を具現化するため、前期５年間の具体的な取組を示しております。

内容につきましては、去る２月18日開催の議会全員協議会におきまして御協議いただいておりますので、それにより御報告に代えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

質　　疑

○柏倉信一議長　日程第５、行政報告についての質疑でありますが、後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、（１）市政の概況について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、（２）第７次寒河江市振興計画行動計画（令和８年度～令和12年度）について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

議　案　上　程

○柏倉信一議長　次に、日程第６、議第４号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議　案　説　明

○柏倉信一議長　日程第７、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。齋藤市長。

〔齋藤真朗市長　登壇〕

○齋藤真朗市長　議第４号寒河江市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

教育委員会委員に欠員があるため、新たに教育委員会委員として鈴木智香子氏を任命いたしたく御提案するものであります。

御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

委　員　会　付　託

○柏倉信一議長　日程第８、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第４号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長　日程第９、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第４号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第４号寒河江市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

ただいま議題となっております議第４号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第４号についてはこれに同意することに決しました。

議　案　上　程

○柏倉信一議長　次に、日程第10、議第５号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第14号）から日程第31、請願第１号山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合に伴う透析施設の維持・継続に関する請願までの22案件を一括議題といたします。

施政方針説明・議案説明

○柏倉信一議長　日程第32、施政方針説明及び日程第33、議案説明について、市長から一括して説明を求めます。齋藤市長。

〔齋藤真朗市長　登壇〕

○齋藤真朗市長　本日、令和８年第１回寒河江市議会定例会が開催されるに当たり、令和８年度の市政運営に臨む基本方針と施策の大要を申し上げます。

令和８年度につきましては、第７次振興計画のスタートの年度に当たります。振興計画では、全ての市民が幸せを実感できるまちづくりを進めるため、将来都市像を「さくらんぼと幸せ実る　夢育むまち　寒河江」と定め、多様な施策に取り組むことといたしました。この理念の下、目指すべきまちの姿に向かって施策を前へ進めるための予算編成を行ったところです。

「全国に誇る子育て環境と教育のまちへ」「賑わいと交流を生み出す豊かなまちへ」「安全安心で利便性を感じるまちへ」の３つの柱立てにおいて、それぞれの取組を推し進める予算といたしました。

第１の柱は、「全国に誇る子育て環境と教育のまちへ」であります。

本市の子育て施策をさらに充実させ、子供たちが自ら考え、挑戦できる環境を整えることで、学びや遊びを通して個性や創造性を育むことができるよう取組を進めてまいります。

まず、子育て支援の充実として、新たに１か月児健診費用の助成に取り組むとともに、全ての子育て世帯を負担軽減の対象にした保育料の段階的負担軽減事業を継続し、物価高騰に対応した３歳から５歳児の副食費及び小中学校の給食費の増額を行います。

また、教育環境の充実を図るため、小学校へのウオータースタンド整備による熱中症対策、新中学校施設整備に向けた実施設計を行ってまいります。

第２の柱は、「賑わいと交流を生み出す豊かなまちへ」であります。

農産物の生産力強化を図るため、有害鳥獣による農産物被害の防止対策や、生産性向上を後押しする補助金を拡充いたします。

人口減少対策の一つとして、若い世代を含めた交流人口の拡大や創業支援等を行うため、中心市街地活性化センター「フローラ・ＳＡＧＡＥ」２階に「寒河江百貨店」をオープンさせるほか、寒河江公園内の多目的運動広場及び園路整備に着手いたします。

また、地域コミュニティーの活性化として、地域づくりの取組に対する支援や、柴橋地区コミュニティセンターを地元ＮＰＯ法人による指定管理運営に移行します。

第３の柱は、「安全安心で利便性を感じるまちへ」であります。

市民サービスの向上を図るため、令和８年度

内の各種証明書等コンビニ交付導入を目指し、取り組んでまいります。

また、県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編に向け、用地の測量調査及び地質調査に着手いたします。

次に、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民や事業者への対策についてですが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、デマンドタクシー運行事業、循環バス運行事業、灯油購入等助成事業、保育所の副食費及び小中学校の給食食材費高騰対応などにおいて実施してまいります。

以上の結果、令和８年度一般会計当初予算の規模は242億円で、当初予算ベースでは過去最大となったところでございます。

これまで進めてきた子育て支援、人口減少対策、安全安心なまちづくりについて、引き続き力強く取り組んでまいります。

以下、第７次寒河江市振興計画の５つの基本政策に沿って大要を申し上げます。

基本政策１の「子育て・教育環境、人材育成機能の充実」であります。

「安心して結婚・出産を希望できる環境づくり」については、婚活に関する事業として、民間事業者と連携し、婚活交流事業による出会いの機会を創出するとともに、新たに短期間での成婚に向けた伴走型支援に取り組み、成果を重視した婚活支援を行います。

子育てする上で孤独感や負担感などを抱える母親が増加していることから、こども家庭センターの専門員による相談・支援体制を一層強化し、妊産婦の孤立を防ぐための支援を実施してまいります。

「子育て世代が幸せを実感し、子どもが伸び伸び育つ環境づくり」については、放課後児童クラブ用に改修した旧にしね保育所の建物に西根小学校内のねっこクラブ第３を移転し、子供の活動環境の充実確保を図ります。

子育てしやすい環境づくりをさらに推進するため、市立なか保育所で先行して取り組むこども誰でも通園制度について、令和８年度から全国での本格開始となることに伴い民間保育施設が実施予定でありますので、その円滑な実施に向け支援してまいります。

「子どもが笑顔で育ち、社会全体で子育てを応援する環境づくり」については、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、３歳から５歳児までの保育料、第３子以降に該当する３歳未満児の保育料、同時入所第２子の保育料の全額無償化と同時入所以外の第２子についての半額助成を継続してまいります。

また、県と市が連携して実施する年収470万円未満世帯の保育料無償化や、令和７年度から拡充しました年収470万円以上の全階層における保育料の半額助成についても、県の助成に市独自の上乗せを行い継続してまいります。

保育所、幼稚園等に通う３歳児以上の副食費を所得制限なく無償化していることにつきましても、物価上昇に対応するため上限金額を引き上げ実施いたします。

オープン３年目を迎える屋内型児童遊戯施設「さくらんぼこどもキャンパス　ＣＬＡＡＰＩＮ　ＳＡＧＡＥ」は、市内外の多くの子育て世帯から御利用いただき、令和８年１月末現在の累計利用者数は約32万人と順調に増加しております。子育て世帯の交流の場としても何度でも利用したくなるような施設運営に努めてまいります。

こども家庭センターについては、児童虐待対応の技術を有する公認心理師による相談や心理アセスメント、心理ケア等の支援を行うとともに、対象者に対する適切な支援と、ヤングケアラーであることが疑われる子供への継続的な見守りを実施してまいります。

子ども食堂「さくらんぼ食堂」につきましては、実施するＮＰＯ法人を支援し、食事の提供

だけでなく、子供が居心地のよい場所となるよう後押しいたします。毎月10キログラムの米の提供に加え、経済的な余裕がない場合に後回しになりがちなお菓子を独り親家庭等の子供に提供し、一人でも多くの子供が笑顔になるよう努めてまいります。

「豊かな心と健やかな体の育成」について、まず、「思いやりの心といのちや生き方を大切にする教育の推進」ですが、心身ともに健やかなさがえっこを育成するために、生徒指導の実践上の視点を生かし、授業や教育活動の中に自己選択、自己決定の機会を設け、共感し合える人間関係を育みながら、全ての子供たちにとって学校が安全安心な居場所になるように取組を進めてまいります。

「多様な教育ニーズに応じた支援の充実」については、学校に行きづらさを感じている子供たちへの学びの保障と居場所づくり、保護者に対する相談を行うなど、教育支援センターとしての寒陵スクールの機能を強化してまいります。

また、別室登校となっている子供の指導・支援を行う教育相談員を市内の全中学校に配置し、安心して学ぶことのできる環境づくりを図ってまいります。引き続きスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめや不登校などの課題を抱える児童生徒に対して、教育と福祉の両面から迅速かつ丁寧に支援してまいります。

「ふるさとへの愛着と誇りを育む教育の推進」については、地域のよさや魅力について理解を深めることができるよう、コミュニティ・スクールの仕組みを生かしたふるさと学習を推進するとともに、市内産業への理解を深めることができるよう、さがえ未来コンソーシアムを活用したキャリア教育の充実を図ってまいります。

「健やかな体を育む教育の推進」については、学校体育や外遊びを通して子供たちの体力や運動能力の向上を図ってまいります。給食費の無償化につきましては、１食当たりの単価を増額の上、引き続き実施してまいります。

「学校・家庭・地域が連携した教育の推進」といたしましては、全ての小中学校に設置された学校運営協議会を通じ、学校と地域住民が協力する学校運営を推進し、本市の将来を担うさがえっこを育むため、地域全体で学校の教育活動を支援し、社会に開かれた教育課程の実現を目指すほか、思いやりの心や規範意識など命や生き方を大切にする教育を目指します。

「未来を創造する学ぶ力の育成」について、まず、「学びの充実と確かな学力の育成」ですが、全ての子供たちが確かな学力を獲得し、生涯にわたって学び続ける自立した学習者となるために、その基礎となる読解力の育成を図るため、小学校２年生から４年生を対象とした学習支援サービス「まるぐランド」、小学校６年生及び中学校１・２年生を対象とした「リーディングスキルテスト」を活用しながら、市教育研究所の課題研究部会を中心に読解力向上に向けた研究を進めてまいります。

「学校種間の円滑な接続・連携の推進」については、幼稚園、保育所等から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高校への円滑な接続に向けてさらなる連携を推進するため、学校種間の円滑な接続や連携に向けた研修や、教育活動の参観等の実施、幼児期後半のアプローチカリキュラムや小学校入学期におけるスタートカリキュラムに基づく指導の充実、中学校区ごとの小中連携事業の実施、市内中学校と高等学校の連携の推進に努めてまいります。

「これからの時代に対応した教育環境の整備」については、市内３中学校を統合し整備を進める新中学校について、実施設計業務を進めてまいります。また、生徒のスポーツ・芸術文化活動を豊かなものにするため、学校部活動の持続可能な環境づくりと、併せて中学校部活動の地域展開についても地域クラブと連携し推進

してまいります。

基本政策２の「豊かな暮らしを実現する持続可能な産業の振興」であります。

「次世代へつなぐ魅力と希望あふれる農業振興」については、将来にわたり農地や農作物を守るためには、新規就農者の確保や育成が必須となることから、雇用や移住による就農など多様な就農形態に合わせてサポート体制を強化するほか、機械や設備の導入、技術支援など経営の早期安定化に向けた支援に努めるとともに、若手農業者グループの活動を支援してまいります。

また、農業の担い手が安定的・継続的な経営発展を可能にするため、１人当たりの営農面積を拡大させ、また、分散している耕作地の集約を進めることにより農地等の有効利用につなげてまいります。

鳥獣被害から農地を守るための取組としては、鳥獣を寄せつけない対策として緩衝帯の整備や放任果樹等の伐採、電気柵導入支援など国、県などの補助事業を活用しながら、地域との連携を強化し対応してまいります。

また、用排水路、農道、圃場など農業基盤施設の計画的な長寿命化、防災・減災対策等を実施し、営農環境の維持改善を図ってまいります。

本市の主産品であるさくらんぼについては、近年の気候変動による影響で収量が減少し、栽培を断念する生産者が増え、危機的と言っても過言ではない状況にあります。寒河江のさくらんぼを守り維持していくため、高温耐性のある紅秀峰ややまがた紅王等への改植支援や結実確保対策など、さらなるブランド力の向上を推進してまいります。

水田農業の振興については、米価安定に向けて関係団体等と連携し、需要に応じた米生産の推進、生産性向上に直結する省力技術やスマート農業の導入を支援し、高品質米生産を推進してまいります。

また、さがえ子姫芋をはじめとする伝統野菜など本市が誇るブランド農産物の販路拡大や加工品開発など、付加価値向上に向けた取組を引き続き支援するとともに、地産地消や食育の推進を図ってまいります。

「賑わいを創出する観光振興」につきましては、引き続き体験型観光を戦略の柱とした観光施策を推進し、観光の高付加価値化による地域経済の活性化や交流人口の拡大に取り組んでまいります。

また、本県の訪日外国人観光客数が、令和５年、令和６年と２年連続で過去最高を記録し、米国の有力旅行メディアであるナショナルジオグラフィックが「2026年に行くべき世界の旅行先25選」に国内で唯一山形県を選出するなど、古くからの伝統と神秘的なアウトドア体験ができる旅行先として、本県に対するインバウンド観光客からの関心が高まる機会を捉え、魅力ある観光商品の造成や外国人富裕層向けガイドの育成など受入れ体制の整備を進めるほか、冬季イベントと地域ならではの食を組み合わせた観光体験の機会を提供するなど、観光誘客及び観光消費の拡大に努めてまいります。

「産業の成長を促すチャレンジと持続的な発展基盤の構築」については、経営者の高齢化や後継者不足等により商業機能の衰退が危惧される中心市街地の活性化を図るため、フローラ・ＳＡＧＡＥ２階に、それぞれストーリー性やオリジナリティーを備えた「100の品」の展示スペースやカフェを中心としたコワーキングスペース等を備えた寒河江百貨店を開設します。これにより、市内外から本市中心市街地への新たな人の流れを生み出し、交流人口の拡大を図ります。加えて、寒河江百貨店に低廉な家賃設定の貸オフィスを開設するなど、創業支援体制を強化し、空き店舗を活用する新たな事業者や、後継者問題を抱える既存店舗の事業を承継する人材の育成に取り組んでまいります。

また、地域に根差した商工業者の経営強化を図るため、新商品や新サービスの開発、新たな事業分野への進出、販路の拡大等、収益増加を目指す積極的な事業展開を支援してまいります。さらに、設備の近代化を図るための資金調達を支援するほか、その時々の経営課題、経営環境に応じた必要な支援策に適宜取り組んでまいります。

「多様な働き方ができる就労機会の創出と人材の確保」については、寒河江中央工業団地に魅力ある雇用を創出するため、今後の成長分野と見込まれる高付加価値の製品を手がける企業や、独自の技術を持ち、その分野でトップクラスのシェアを誇る企業等をターゲットに据えた戦略的な企業誘致活動に取り組んでまいります。

また、若者にとって魅力ある就業の選択幅を拡大させるため、本市に少ない情報通信技術を活用したサービス業やデザイン業等のソフト産業の創出支援や育成に取り組むとともに、地元企業に対する若者の認知度を向上させ、本市への就職につなげるため、高校生を対象とした市内事業所でのインターンシップ事業の実施や、大学生と市内事業所との共通の課題研究を通した交流事業に取り組みます。

「移住者をはじめとした新たな活力の創出」については、移住コーディネーターを配置し、情報発信、相談、補助申請等のワンストップ化を進めるとともに、オーダーメード型移住体験ツアーの充実を図るなど、本市への移住促進に取り組んでまいります。

奨学金の返還支援やアパートの家賃助成など市の独自事業や、住宅取得及び住宅リフォームへの支援、国による移住支援金や地方就職支援金の制度と併せ、引き続き移住定住に向けた支援の充実を図ってまいります。

さらに、首都圏等からの移住を促進するため、民間企業と国内の市町村で構成する二拠点居住応援ネットワークに参画し、希望者の交通費負担を抑えながら二地域居住を試すことができる体験型プログラムの提供に新たに取り組みます。

また、市内高校生を対象とした（仮称）まちづくり部を創設し、高校生自らが主体的に地域に関わり、地元への誇りや当事者意識を醸成し、参画志向や郷土愛等を向上させる取組を実施いたします。

基本政策３の「全ての市民の健康と安全・安心の確保」であります。

「健康を支える仕組みづくり」については、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組み、生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができるよう、全世代にわたる健康づくり施策を推進してまいります。新たに体成分分析測定機器を健康づくり事業に導入し、自身の体の状況や健康づくりの取組の成果を見える化して、より具体的な健康づくりの指導を実践してまいります。また、日々の健康づくりの取組を継続して、楽しみながら行えるよう、さがえ健康ポイント事業をさらに拡充させて実施してまいります。

「こころの健康づくり」としましては、第２期いのち支える寒河江市自殺対策計画に基づき、各分野の重点施策に取り組むとともに、企業、事業所と連携した働き盛り世代へのメンタルヘルスセミナーを充実させてまいります。

「いのちを守る地域医療体制の充実」については、３月下旬に開催を予定する山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に関する協議会において、新病院整備に向けた基本計画を決定することとしており、地域に根差した持続可能な病院を理念として、建築設計業務の発注や、診療体制及び運営体制など各分野における準備業務に着手することとしております。

新病院開院までにおける市立病院での医療提供については、山形大学医学部等と連携して医師確保に努めるとともに、適切な設備保全と医療機器の整備・更新を行い、良質な医療の提供

を図ってまいります。

「高齢者の元気を支援する取組」については、高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の最終年であることから、計画期間３年間の実施状況の振り返りを行うとともに、令和９年度が始期となる第10期計画の策定においては、新たに認知症施策推進計画を内容に加えることとしております。また、アプリを使った認知症予防事業を本格実施し、認知症または高齢となっても、健康で安心し生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせる共生社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた諸施策の展開に努めてまいります。

「地域見守りネットワークの充実」については、少子高齢化や価値観の多様化等に伴い、地域や家庭における支え合いの基盤が脆弱化し、個人が抱える課題の複雑化・複合化が進む中において、市民一人一人の暮らしに地域が結びつき、生きがいをつくり、支え合うまちづくりが求められております。このため、令和８年度を初年度とする第４次寒河江市地域福祉計画に基づき、高齢者福祉、児童福祉、生活困窮者支援や孤独・孤立防止など、制度や活動分野の枠を超えた地域住民や多様な主体の参画を目指し、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会等との連携を図りながら見守りネットワーク事業を推進してまいります。

「共生社会の実現」については、障がい者の障がいの特性やライフスタイルの多様化に対応するため、基幹相談支援センターをはじめとする関係機関の相互連携を密にして、包括的かつ専門的な支援の実施に努めるとともに、令和８年度を初年度とする第５次寒河江市障がい者基本計画に基づき、障がいのある方もない方も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指してまいります。

また、令和８年度からは５歳児健康診査を全児童を対象に実施いたします。診査後は、保健師や発達支援専門員によるフォローや公認心理師による個別相談を行い、必要があると判断された児童については、県こども医療療育センターや県の児童発達早期支援コンサルティング事業につなぐとともに、医療的ケア児が安心して通所できる保育環境の整備と人員体制強化に努めてまいります。

「地域防災力の強化」については、地域防災力の一端を担う自主防災組織の防災訓練や、有事に備えた防災資機材の整備事業等に対する補助を継続して実施するとともに、新たな寒河江市防災マップに関する説明会を各地区ごとに実施し、家庭における防災意識を高め、災害時に適切な防災行動が取れるよう支援してまいります。

また、近年、国内各地で発生した災害における課題や教訓の反映、国の防災基本計画や県の地域防災計画と整合を図るために、寒河江市地域防災計画の改正を行ってまいります。

さらに、災害時の迅速な情報伝達のために、防災行政無線の更新工事を実施し機能の強化を図るとともに、指定避難所の快適な環境整備を図る取組を行い、民間企業等との協定による災害時の支援体制の強化を図ってまいります。

災害時に最前線で活躍いただく消防団については、寒河江市消防団ビジョンに基づき、団員の負担軽減を図りながら、災害対応や人命救助などに関する効果的な研修・訓練を行うとともに、消防小型動力ポンプ付軽積載車の更新や装備品の充実を図り、消防団活動のさらなる充実強化を図ってまいります。

「交通事故や犯罪等のない安心して暮らせる地域づくり」についてですが、交通安全の推進については、市民一人一人の交通安全に対する意識の高揚を図るため、第11次寒河江市交通安全計画を改定し、改めて交通事故のない「人優先」の社会を目指し、子供や高齢者等の交通弱

者の安全確保や自転車利用者の交通安全対策、交通安全教室や関係団体と連携した広報、啓発活動等の充実を図りながら推進してまいります。

交通事故ゼロに向け、運転に自信がなくなった高齢ドライバーへの高齢者運転免許証自主返納支援事業の利用促進や、関係団体及び地域住民と一体となった交通安全対策を引き続き講じてまいります。

防犯活動の推進については、市防犯協会等と連携した青色防犯パトロール活動等の防犯対策や、住宅地等への新たな防犯街路灯の設置や道路等屋外への防犯カメラの設置を推進し、地域の防犯や通学路の安全確保に努めてまいります。

また、市街地等への熊等大型鳥獣出没防止対策として、不要果樹の伐採支援や緩衝帯の整備支援を行い、出没した際も、関係機関と連携し迅速に対応できるようマニュアルを整備し、机上や実地による訓練を行い、市民の安全確保に努めてまいります。

消費者保護の推進については、全国的に多発する特殊詐欺やネット通販トラブル等の被害防止に重点的に取り組むため、消費生活センターを中心とする関係機関と連携し、啓発パンフレットの配布や市ホームページ、ＳＮＳ等を活用した迅速な情報提供に取り組んでまいります。また、特に消費者トラブルに遭いやすい若年層、高齢者を対象とした出前講座等を積極的に開催し、消費者教育の充実を図ります。

基本政策４の「人口減少に対応した身近なコミュニティの形成」であります。

「みんなでつくる持続可能な地域づくり」については、令和６年度に市内全地区で実施した地域ワークショップに引き続き、現在、希望する地域において、地域づくり計画の策定を目指し、地域の未来や課題について話し合っていただいております。

新たに白岩地区に集落支援員を配置し、地域ワークショップで話し合われた内容の事業化やコミュニティセンターの必要性について地域内での話合いを進めてまいります。さらに、本市全体のコミュニティセンター推進計画について検討を進めながら、地域コミュニティーの維持強化を図ってまいります。

柴橋地区コミュニティセンターについては、令和８年度から本市で初めて地域運営組織によるコミュニティセンターの運営に移行いたします。市としましては、柴橋地区の運営を見守りバックアップしていくとともに、他地区への展開を念頭に、その成果検証と情報の共有を図ってまいります。

生涯学習の拠点施設となる地区公民館分館に対しては、地域活動を支援するとともに、引き続きエアコン設置等の施設整備を支援してまいります。

「豊かな人生の生きがいづくり」については、まず、生涯学習の充実について、市民の自主的な学習活動を支援するとともに、寒河江さくらんぼ大学をはじめとする多様な学習機会の提供を行ってまいります。

文化センターについては、空調工事を実施し、学ぶための環境整備を図ります。

芸術文化の振興については、若者の活性化を図るための音楽イベントなどを引き続き開催するとともに、芸術活動を行う地域おこし推進員を採用し、子供から大人まで幅広い市民が芸術を通じて感性を豊かにする機会を創出してまいります。引き続き市内の芸術文化活動団体の発表機会の充実に努めます。

生涯スポーツの推進については、スポーツを通じ心身ともに豊かな人生づくりを推進するため、個々のライフステージに合わせ、スポーツニーズの多様化にも対応しながら、市民が気軽にスポーツに親しむことのできる体育施設等の整備や利用拡大等を図ってまいります。

また、民間施設を含めた多彩なスポーツ環境を生かし、スポーツツーリズムやアーバンスポ

ーツの振興など、スポーツを通じた交流人口の拡大と地域活性化に取り組んでまいります。

歴史文化関係事業につきましては、寒河江市文化財保存活用地域計画に基づいて市内の文化財を適正に保存・活用するとともに、郷土館特別展等の開催により郷土の歴史や文化を積極的に発信し、郷土を学ぶ環境づくりに努めてまいります。

国史跡慈恩寺旧境内を総合的に案内する史跡慈恩寺旧境内総合交流施設「慈恩寺テラス」については、これまで累計約43万人と多くの方々から御来館いただいております。指定管理者等と連携し、さらなる魅力向上を図るとともに、修験の道ウォーキングや散策ウォーキング等の国史跡を活用した事業などに継続して取り組み、国史跡の歴史や文化などを広く発信して交流人口の拡大に努めてまいります。また、地域おこし推進員を募集・採用し、新たな視点と発想から史跡の魅力を掘り起こし、国史跡慈恩寺旧境内を活用したまちづくりを発信してまいります。

「ジェンダー平等を実現する環境づくり」については、ワーク・ライフ・バランスの実現や、男女ともに仕事をしながら子育て、介護ができる就労環境の整備に積極的に取り組む企業等である「やまがたスマイル企業」として県が認定した事業所に対し、本市としましても優遇する制度を創設し、働きやすい職場環境の普及を図ってまいります。

出産や育児、介護等の事情によりやむを得ず離職された方々を対象に、技術交流プラザや県などの関係機関が実施する職業能力開発事業への参加を促すことで、円滑な再就職に向けたスキルアップにつなげてまいります。

また、創業や新たなビジネス展開を目指す女性が暮らし方に応じて参加しやすいように、対面の講義方式による創業セミナーと、パソコン等を活用したオンライン方式によるビジネスセミナーを実施し、女性によるスタートアップを支援してまいります。

「スマートな行財政運営」については、市民サービスの利便性向上を図るため、本市が発行する各種証明書等のコンビニ交付サービスの導入や、本市がインターネットを通じて行う市民向けサービス機能を集約し、分かりやすく効果的な情報伝達が可能となる市民向けポータルアプリの導入に新たに取り組みます。

また、市税、水道料金等の口座振替申込みについては、令和８年７月頃からインターネットを利用した受付を開始し、納付者の利便性の向上を図ってまいります。

「国際理解による多文化共生社会の実現」については、外国人が市民と調和し、コミュニティーの一員としてより快適に安心して暮らせるよう、外国人向けの「暮らしのガイドブック」を作成いたします。

また、姉妹友好都市との交流促進による相互理解を積極的に推進するため、本市と盟約を締結する姉妹都市等を訪問する予定としております。

基本政策５の「自然と共存する住環境の維持・整備」であります。

「心地よい都市空間づくり」については、寒河江市都市公園施設長寿命化計画に基づき、順次公園施設の再整備を行い、日々の暮らしにおいて身近に利用できる快適な公園づくりを目指します。また、寒河江公園再整備計画に基づき、公園内への多目的運動広場の整備や寒河江市野球場の改修を行ってまいります。

「将来を見通せるまちづくり」については、将来にわたる都市づくりの方向性を示す寒河江市都市計画マスタープラン並びに居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実などが盛り込まれる立地適正化計画について、現在、市民や専門的知見を有する方々から意見聴取しながら、今年度末の策定に向けて作業を進めているところです。今後は、新たな

都市計画マスタープランに基づき、用途地域の見直しや都市計画道路の見直しについて検討を進めていくとともに、中心市街地の活性化を目的としたエリアイノベーションを進めるため、勉強会やワークショップを開催し、住民、民間事業者、市が協働して今後のまちづくりに向けた事業展開を推進してまいります。

「質の高い居住環境づくり」についてですが、空き家対策については、寒河江市空き家等対策計画に基づき、関係団体と連携して空き家相談会等を開催するとともに、空き家の流動化を促進するため、引き続き空き家バンクの活用推進や老朽危険空き家の解体について支援を行ってまいります。

市営住宅については、長寿命化計画に基づき適正な維持管理を進めてまいります。

「限りある資源を大切にし、人と自然が共生するまちづくり」については、集団資源回収を継続して実施できるよう実施団体への支援を継続してまいります。また、ごみ集積場を活用して資源回収を行うステーション回収事業を実施し、ごみの減量化と資源化率の向上に取り組んでまいります。

環境美化活動として定着している市民クリーン作戦の継続実施による生活環境の保全や、県や環境衛生組合連合会各支部との連携による不法投棄パトロールの定期的実施などにより、不法投棄の撲滅を目指してまいります。

猫の不妊・去勢手術費に対し助成を行い、野良猫の数や多頭飼育問題世帯の抑制を図るとともに、動物愛護と適正飼養に関する普及啓発活動に取り組む団体を支援し、市民の動物への愛護精神と適正飼養に対する知識の普及啓発に取り組んでまいります。

「省エネルギー化を推進し、地球温暖化防止に取り組むまちづくり」については、寒河江市ゼロカーボンシティ宣言の実現のため、市環境基本計画に基づき2050年における温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、市民、事業者を対象に省エネルギーやカーボンニュートラルに関するセミナーを開催するとともに、小学生を対象としたこどもエコチャレンジを実施し、環境に配慮したライフスタイルの推進や温室効果ガス排出削減の啓発を行ってまいります。

また、次世代自動車導入事業費補助金、再生可能エネルギー設備導入事業費補助金に加え、新たに蓄電池設置事業費補助金の交付に取り組むことを通じ、温室効果ガス排出削減を推進してまいります。

「交通ネットワークの整備」については、道路施設長寿命化計画や橋梁長寿命化計画に基づき、既存インフラの維持補修や整備を行い、道路施設等の長寿命化に取り組んでまいります。加えて、広域道路ネットワークの整備を併せ進める取組として、平塩橋の架け替え整備事業を積極的に進めてまいります。

また、冬期間におけるスムーズな除雪体制構築のため、除雪車運行管理システムを活用するとともに、除雪委託料の見直しを行い、除雪体制の持続的な維持・確保を図ってまいります。

さらに、自動車以外の交通環境の維持・確保を図るため、自転車ネットワーク計画に基づき、安全で快適な自転車通行帯の整備を計画的に取り組んでいくとともに、ＪＲ左沢線の利用促進のため、引き続き市内の飲食店等と連携したキャンペーンを実施いたします。

最後に、「生活を守る上下水道の整備」についてであります。

上水道事業については、老朽化した配水管の長寿命化や上下水道耐震化計画に基づく耐震化、浸水対策などに取り組み、災害に強い強靭な施設の整備・更新を進めてまいります。また、新水道ビジョンによる持続可能な経営基盤の確立を図りながら、安全で安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道事業については、未整備箇所の整

備がおおむね完了することから、上下水道耐震化計画に基づき管渠の診断及び実施設計を行い、耐震化に取り組んでまいります。浄化センター施設については、下水道ストックマネジメント計画に基づき計画的な改修及び修繕を行ってまいります。

さらに、近年多発する局地的な大雨による内水氾濫に備え、雨水排水整備計画に基づき、冠水箇所の解消を図るための整備を進めてまいります。また、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進による水洗化率の向上に取り組み、市民の生活環境の保全、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ってまいります。

以上、ここまで令和８年度の市政運営に臨む所信の一端を申し上げました。

これまで以上に、子育て・教育環境の整備、農業や商工業の振興、介護・福祉・健康づくり施策の充実、災害への備えをしっかりと行い、誰もが住んでみたい、住み続けたい、住んでよかったと感じられるまちを目指し、誠心誠意取り組んでまいりますので、市議会議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、本定例会に上程いたします議案について御説明申し上げます。

初めに、議第５号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第14号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、新中学校等の市有施設整備に向けた積立て等を行うため、基金管理事業費の追加並びに事業の実施状況に合わせた減額調整等を行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ１億8,259万6,000円を減額し、予算総額を259億6,169万2,000円とするものでございます。

次に、議第６号令和７年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、前年度決算に伴う基金積立金及び保険給付費等交付金の精算に伴う償還金等を追加するものでございます。

その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ40億3,545万9,000円とするものでございます。

次に、議第７号令和７年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、後期高齢者医療広域連合納付金のうち、後期高齢者医療保険料納付金を追加するものでございます。

その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ６億8,213万3,000円とするものでございます。

次に、議第８号令和７年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護保険給付費準備基金の定期預金利子の増に伴い、介護保険給付金準備基金積立金を追加するものでございます。

その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ46億2,532万7,000円とするものでございます。

次に、議第９号令和７年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、地方公務員の給与改定等に伴う人件費等経費負担の増加に対応するため、収入の調整を行うものでございます。

その結果、収益的収入総額を20億9,000万円とするものであります。

次に、議第10号令和８年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

施政方針説明でも申し上げましたが、令和８年度は第７次振興計画のスタートの年度であり、全ての市民が幸せを実感できるまちづくりを進めるため、積極的な予算編成を行ったところでございます。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ242億円となったところでございます。

次に、議第11号令和８年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険税の収納率の向上や医療費適正化対策を強化するとともに、保健事業を充実し被保険者の健康保持増進に努め、健全財政の維持と効率的な事業運営を図るべく予算編成を行ったところでございます。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ38億3,377万4,000円となったところでございます。

次に、議第12号令和８年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

後期高齢者医療に係る納付金や保険料徴収と各種申請などの窓口業務を行うための経費を計上するものでございます。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ７億8,658万7,000円となったところでございます。

次に、議第13号令和８年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

令和８年度は第９期介護保険事業計画の最終年度となります。計画に基づき、地域の状況を踏まえた各種支援事業の実施と安定した財政運営を行うとともに、第10期介護保険事業計画を策定するための予算編成を行ったところでございます。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ45億7,661万1,000円となったところでございます。

次に、議第14号令和８年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

被保険者の介護の必要性の有無及びその程度を審査・判定するための介護認定審査会に係る経費を計上するものでございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2,541万2,000円となったところでございます。

次に、議第15号令和８年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

各財産区とも、管理・運営のための経費を計上するものでございます。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ82万3,000円となったところでございます。

次に、議第16号令和８年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

災害に強い上水道施設の整備、安全で安心な水道水の安定供給体制の構築、持続可能な経営基盤の確立をテーマとして編成し、水道施設の耐震化と更新、有収率の向上、経営の効率化に重点的に取り組むものでございます。

収益的収入及び支出については、収入総額10億7,838万9,000円、支出総額10億4,577万6,000円とし、資本的収入及び支出については、収入総額２億1,875万1,000円、支出総額４億8,663万9,000円とするものでございます。

次に、議第17号令和８年度寒河江市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

公共用水域の水質保全と快適で文化的な生活環境の改善を目指し、汚水管渠未整備地区の解消、浄化センターの施設設備の更新、水洗化率の向上、雨水浸水対策などに重点的に取り組み、災害に強い下水道施設の整備及び持続可能な経営基盤の確立をテーマとして予算編成したところでございます。

収益的収入及び支出については、収入総額16億2,128万6,000円、支出総額16億355万1,000円とし、資本的収入及び支出については、収入総額15億9,936万8,000円、支出総額21億5,291万9,000円とするものでございます。

次に、議第18号令和８年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

地域の医療ニーズに的確に応え、回復期機能の充実を図り、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりを進めながら、病院経営の健全化に向けた編成を行ったところでございます。

収益的収入及び支出については、収入総額21億2,000万円、支出総額22億4,000万円とし、資

本的収入及び支出については、収入総額を２億3,470万3,000円、支出総額を２億9,933万4,000円とするものでございます。

次に、議第19号寒河江市課制条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

みらい協働課においてまちづくりに関する計画策定業務が完了することから、事務分掌を従前の部署に移管することに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第20号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会勧告等を踏まえ、通勤手当の見直しを行い、また、勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から給料表の号給を増設するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第21号一般職の職員の旅費に関する条例及び特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

国家公務員の旅費制度の改正等を踏まえ、職員等に対して支給する旅費について見直しを行い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第22号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを御説明申し上げます。

児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第23号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

寒河江百貨店の設置に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第24号寒河江市柴橋地区コミュニティセンターに係る指定管理者の指定についてを御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものでございます。

次に、議第25号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを御説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、幸生辺地及び田代辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定しようとするものでございます。

以上、21案件を御提案申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

散　　会　　午前１０時４８分

○柏倉信一議長　本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和８年３月４日（水曜日）第１回定例会

〇出席議員（１６名）

１番	柏倉信一 議員	２番	佐藤政人 議員
３番	野口康一郎 議員	４番	児玉崇 議員
５番	月光裕晶 議員	６番	安孫子義徳 議員
７番	太田陽子 議員	８番	佐藤耕治 議員
９番	渡邉賢一 議員	１０番	伊藤正彦 議員
１１番	古沢清志 議員	１２番	太田芳彦 議員
１３番	阿部清 議員	１４番	沖津一博 議員
１５番	荒木春吉 議員	１６番	後藤健一郎 議員

〇欠席議員（なし）

〇遅刻議員（なし）

〇早退議員（なし）

〇説明のため出席した者の職氏名

齋藤真朗	市長	猪倉秀行	副市長
佐藤志津男	教育長	石橋慶幸	みらい協働課長
小林博之	財政課長	菊地正博	防災危機管理課長
黒田美紀	健康増進課長	東海林茂美	学校教育課長

〇事務局職員出席者

髙橋良子	事務局長	伊藤正弘	局長補佐
堀和敏	総務係主任	熊谷拓哉	総務係主事

議事日程第２号　　第１回定例会
令和８年３月４日（水）　　午前９時３０分開議

再　　開
日程第　１　一般質問
散　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第２号に同じ

再　　開　　午前９時３０分

○柏倉信一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第２号によって進めてまいります。

一　般　質　問

○柏倉信一議長　日程第１、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、１議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書
令和８年３月４日（水）　　（第１回定例会）

番号	質　問　事　項	要　　旨	質　　問　　者	答　弁　者
１	災害（地震・火災）について	（１）近年発生した地震と火災を踏まえ、市長の所見を伺いたい。 （２）自主防災組織への加入及び活動の状況について。また、自主防災組織の活動拠点となる一時避難所への防災備品等の設置に対する補助について （３）本市における住宅用火災警報器の普及率及び購入に対する補助について	１２番 太　田　芳　彦	市　　長

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
		（４）防災マップの活用方法について （５）防災井戸の今後の配備に関する考えについて （６）避難所への各種備品の備蓄状況及び指定避難所の空調設備の整備状況について。また、災害時におけるトイレに関する課題について （７）民間企業との災害に関する協定締結の近年の状況について		
２	公共施設における防災設備の増強を	（１）新中学校を指定避難所や防災拠点として位置づけることについて （２）避難時におけるＴＫＢ（トイレ・食事・睡眠）への対応や公共施設の備えの強化などをどう考えているか。 （３）災害時に学校給食施設を利用して温かい食事を提供することについて	７番 太田陽子	市長
３	地域防災の強化を	地域防災の強化に向け、防災士の協力を得て、新防災マップの周知徹底やマイタイムラインの活用を。		市長
４	義務教育の完全無償化に向けて	（１）すべての子どもに修学旅行への補助を。 （２）小学校入学時に必要な算数セットなどの教材を入学のお祝いに。		教育長
５	山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備について	（１）建設費及び運営に関する財政リスクについて （２）国の財政措置と本市負担の見通しについて （３）本市の中長期財政への影響について	１６番 後藤健一郎	市長
６	学校の校内環境について	（１）学級経営上、困難を抱えている状況への対応について ア　現状とその原因について イ　家庭への協力要請について ウ　学力低下と人員補充について エ　教員の配置と負担軽減について	５番 月光裕晶	教育長

番号	質　問　事　項	要　　旨	質　　問　　者	答　弁　者
		オ　今後の対策について （２）子どもへの盗撮防止対策について ア　施設面の防止対策について イ　教職員や生徒への指導について ウ　通報体制について エ　今後の防止対策について		

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

太田芳彦議員の質問

○柏倉信一議長　通告番号１番について、12番太田芳彦議員。

○太田芳彦議員　おはようございます。

無会派の太田芳彦です。今回もトップバッターを務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回は、全国的に頻発している災害、特に地震・火災について検証と今後の対応について質問させていただきます。

初めに、令和６年１月１日に発生した地震について振り返ります。

石川県能登地方を震源として発生したマグニチュード7.6の地震が発生し、石川県の志賀町及び輪島市で震度７を観測したほか、能登地方の広い範囲で震度６以上の揺れを観測しました。

この地震のみならず、１月１日、最大震度５強の地震以降、震度７を１回、震度６弱を２回、震度５強を８回、震度５弱を７回観測し、震度１以上の地震は合計1,651回を数える等、地震活動は長期間にわたり継続したとの報告がなされたようです。多くの方が亡くなられており、痛ましい災害でした。

そして、もう１件は、火災についてであります。これも皆様の記憶に新しい案件ではないでしょうか。

2025年11月18日から大分県佐賀関で大規模火災が発生し、住宅等約194棟が被災、無人島を含め約６万3,800平米が消失しました。

今回の焼失棟数の被害規模は、2016年に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を上回り、この数十年では最大規模の市街地火災になりました。

この火災の特徴は、大分県では降水量が少ない状況が続いており、大気が乾燥した状態でした。大分地方気象台の観測では、火災が発生したときの風速は5.8メートルで、佐賀関付近は豊予海峡に面しており、強い北西の風が吹き、延焼が拡大したと考えられています。

また、拡大要因としては、佐賀関は、漁港町として発展してきたため、限られた土地に木造建築物が密集して立ち並んでいる。そのため建物間の距離が十分確保されていないことと、道幅が狭いこと、そして佐賀関の空き家が561件で、市内全体の16％を占めておりました。そのために、火災に気づくのが遅れたことが主な要因と思われます。

そこで、最初の質問です。近年に起きた地震と火災の事例を紹介しましたが、最初に市長の御所見を伺いたいと思います。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　おはようございます。

近年発生した地震と火災を踏まえた、これに対する所見ということで御質問いただきました。

令和６年１月に発生した能登半島地震では、建物の損壊などにより多くの方々がお亡くなりになり、ライフライン等にも甚大な被害をもたらしました。

また、多くの建物が延焼した大分県佐賀関の火災では、木造建築物が密集していたことや強風だったことなど様々な悪条件が重なり、ここ数十年で最大規模の市街地火災となりました。

この２つの大きな災害について、被害を大きくした原因として考えられることは、主に次の５つがあろうかというふうに思っております。

１つ目は建物やインフラの老朽化、２つ目は地理的な制約からアクセスが困難なこと、３つ目は人口減少による空き家の増加、４つ目は高齢化社会が進行中であること、５つ目、地球温暖化がもたらす異常気象による災害・火災の激甚化であると考えております。

なお、能登半島の被災地では、その後、水害もございました。

このように被害を大きくした原因に対しては、防災部門だけにとどまらず、道路や上下水道等のインフラ強化対策、空き家対策、高齢者等の要配慮者に関する情報収集や個別避難計画の策定、乾燥時期を中心とした防火広報など、市役所として全庁的に取り組んでいく必要があると考えております。

災害はいつ発生するか分かりません。いざというときに備え、人命最優先で防災・減災を図るため、ハード・ソフト両面から対策を講じていくことが私どもが果たすべき役割ではないかと改めて認識しているところであります。

○柏倉信一議長　太田議員。

○太田芳彦議員　答弁をいただきました。

石川県能登半島では、令和６年９月にも、日本海の低気圧や前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定になり、線状降水帯による猛烈な雨が降り、観測史上最大の降水量を記録したとのことで、家屋の倒壊、洪水等により、16名の方が亡くなりました。

２年の間に大きな災害が二度起きており、他人事ではないな、いつ何どき我が身に降りかかってくるのかを思い、ただいま市長の見解を求めたところであります。

本市でも、災害発生時に落ち着いて行動できるよう寒河江市防災マップを作成し、各災害の危険区域、避難のための判断基準、災害発生時の行動マニュアル、日常的に注意すべきチェックリストなど、家庭で避難場所や避難経路、緊急連絡先を確認しておくことが大切としています。

また、本市では、阪神・淡路大震災が発生した際に、消防や警察、自衛隊などによる災害対策が遅れがちとなり、救助・救護機能に限界があることが明らかになったことから、本市でも多くの自治会で自主防災組織を設立したとありますが、現在、自治会で自主防災組織に加入しているのは何団体で、訓練は実施されているのか。

また、自主防災組織の活動拠点となる公民館や集会所等、一時避難所への備蓄や防災備品等の設置に対する補助などはあるのか伺いたいと思います。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　令和７年12月末現在、本市の自主防災組織につきましては、205町会のうち188町会が86の組織を構成しておりまして、組織率は93.7％となっております。

令和６年度に行った活動状況の調査では、70の自主防災組織が安否確認や避難誘導、救出などの防災訓練、防災に関する知識の普及啓発のための研修会、地域内の災害リスクの高い場所を巡回及び点検するなどの活動を行っ

ている状況です。

また、備蓄品等への補助につきましては、本市におきましては、自主防災組織が行う保存水やパン、アルファ化米などの非常食等の整備及び避難用・救助用等の防災資機材の整備に対して補助金を交付しております。

令和６年度の実績は18件、令和７年度については、令和８年２月末現在で14件となっている状況です。

○柏倉信一議長　太田議員。

○太田芳彦議員　ただいま答弁いただきまして、自主防災組織に加入しているのは88団体、93.7％の組織が加入しているということでございました。

設置備品や防災備品についての補助は、いろいろな今紹介ありましたけれども、補助を出しているということのお話でございました。ありがとうございます。

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織とうたっています。

私の地域でも自主防災組織を立ち上げた際にできたようでありまして、非常用に使う鍋や釜を買って有事の際に使うとのことでありましたが、それを使っての訓練をしたことが一度もないような気がします。

組織をつくるのは簡単です。有事の際に本当に活動できるかが肝腎でありまして、訓練は非常に大事と思いますので、訓練の実施を強く要望させていただきます。

次に、住宅火災による死者数が増加傾向にあり、その半数以上を65歳以上が占めています。このような災害を最小限にする、早期発見に役に立つ火災警報器の普及率について、またこれらを購入する場合、補助金等はあるのかについて伺いたいと思います。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　住宅用火災警報器は、火災発生時の煙を自動的に感知し、警報や音声により知らせる機器でありますが、寝室がある階の階段、避難経路になりますので、そこへの設置が必要とされ、新築住宅については、平成18年６月から義務化となり、既存住宅についても、平成23年６月までの設置が義務化されているというところであります。

西村山広域行政事務組合消防本部によりますと、国の調査に伴い、本市内で無作為に抽出した世帯、43世帯ということでありますけれども、こちらに訪問し聞き取りした調査結果によりますと、住宅用火災警報器の設置率は、令和５年は88.4％、令和６年は74.4％、令和７年は58.1％になっております。

無作為の訪問調査となっているために、つまり毎年調査対象が変わるということから、調査年で設置率にばらつきがあるようでありますが、平均するとおおむね70％程度でありますので、まだ普及率は低いのかなというふうに感じております。

なお、この住宅用火災警報器に対しての購入補助につきましては、本市や西村山広域行政事務組合消防本部では実施している状況ではありません。

○柏倉信一議長　太田議員。

○太田芳彦議員　43世帯無作為に調査したところが、設置率、３年で約70％ということで、そんなに高くないパーセンテージだという紹介がありました。

また、補助金は本市ではやっていないということのようでございました。

次に、本市では、安全で安心に暮らせるまちづくりに向け、本市で予想される様々な災害に対する知識と備えを分かりやすくまとめた防災マップを作成し、各戸に配っておりますが、このたび市の防災マップの更新の予定が

あるということで、２月18日の議員懇談会で説明がありましたが、これまで同様に各戸に配布されると思いますが、どのように活用すればよいのか伺いたいと思います。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　現在、御家庭等で使用いただいている本市の防災マップは、令和４年４月に全世帯に配布したものであります。

今年度、この防災マップの更新を行っており、４月中に全世帯に配布する予定です。その後、おおむね小学校区単位の各地区にて町内会の代表者など住民の方々を対象にした説明会を開催する予定です。

この防災マップに掲載するハザードマップは、自然災害による被害を最小限に抑え、安全な避難行動を促すための地図であります。自宅や職場周辺にどのようなリスクが存在しているのか、浸水や土砂災害などのリスクをあらかじめ認識し、避難場所、避難経路、指定避難所などを事前に確認し、災害時の行動計画を立てることで、大切な命を守るため活用するものであります。

防災マップに関しては、各地区の自主防災組織や町内会での防災に関する研修会等において、代表の方等が説明会で聞いた防災マップの活用方法などを参加者みんなで話し合って避難経路や避難場所を事前に共有しておくなど十分に活用していただければと思っております。

○柏倉信一議長　太田議員。

○太田芳彦議員　ただいま答弁ありましたけれども、マップができた、だからこれ各戸に渡して、それを見てくださいでは、やっぱりなかなか活用するには至らないのかなと思っているところでありまして、小学校区ごとに市民への説明会をしたいということでありますので、やはりこういうことを繰り返し繰り返しやっていかないと、有事の際には何ともならないのかなと、そんな気がしているところであります。

市の説明では、各災害の危険区域を示しており、避難のための判断基準や災害が発生した場合の行動マニュアル、日常的に注意するチェックリストが掲載されており、日頃から正しい防災知識を身につけ、災害時に落ち着いて行動できるよう、避難場所、避難経路、緊急連絡先などを確認してくださいと、多岐にわたってホームページに書いてありましたが、このマップを受け取った市民、私も含めてですが、本当にこれを読んで理解をしているのでしょうか、甚だ疑問です。

マップを作成し、各戸に配っているからよいというものではなく、市民が関心を持って理解してもらえるよう行政も我々議員も努力すべきと思いますので、これからの課題として検討されるよう強く要望いたします。

大きな災害が起きますと、ライフラインに支障を来しますが、その一つに水の問題があります。生活する上で非常に大切なものと思いますが、昨年度、西根公園に防災井戸を１基寄附していただきましたが、市内何か所かに配備できないのか伺いたいと思います。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　太田芳彦議員からございました防災井戸につきましては、令和６年８月に井戸掘削などを行う市内の事業者様が、能登半島地震により被災地が長期間にわたって断水になった状況を憂慮され、本市に貢献したいと、本市の指定緊急避難場所に指定されている西根公園に地下水を活用した電源不要の手押しポンプ１基を整備、寄贈していただいたものであります。

大規模災害時であっても、飲料水の備蓄や給水車による応急給水、支援物資等によって飲料水の確保を図りたいと考えておりますが、その一方で、能登半島地震のように、特に断

水が長期にわたる場合などは、避難生活において必要不可欠な洗濯やトイレ等に使用する生活用水の確保が困難となることが予想されます。

こうした事態に備えた特に汎用性の高い井戸を利用した代替水源の確保は大変重要であると考えておりますが、水質や地理的な条件等もあると考えておりますので、伏流水など地理的な条件も含めて課題等を整理しながら地域に応じた生活用水確保方法について検討してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長　太田議員。

○太田芳彦議員　答弁をいただきました。ありがとうございます。

これは通告後に気づいたんですけれども、井戸水はそのままでは飲料水には適さないと思います。ですが、食器の洗い水や風呂・トイレ等には十分と考えれば、自宅の井戸でも使えるのではないか。電気さえ来ていれば問題ないと思います。私のうちでも井戸を掘りまして、今消雪道路にしていまして、うちの近所十何軒かありますけれども、五、六軒のうちでやっぱり井戸を持っているということがありますので、この辺もこれから考慮していただいて今後に生かしていければいいのかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、今年１月14日から16日までの３日間、熊本県の山都町、益城町、熊本市の１市２町を視察してまいりました。

山都町では有機農業についてで、益城町と熊本市は防災に関しての視察でしたので、益城町と熊本市について学んできたことを報告いたします。

初めに、益城町ですが、熊本県のほぼ中央からやや北寄り、熊本市に隣接し、交通利便性に優れた町で、空港やインターチェンジ２か所があり、空と陸の玄関を有しています。

人口が震災までは人口増加傾向で、人口は３万4,499人。2016年３月時点ですが、これが2017年３月には約1,500人が減少したそうです。

地震による被害状況は、二度の震度７を28時間以内で経験しました。その後の余震で、震度７が２回、震度６強が２回、震度６弱が３回、震度５強を５回、震度５弱13回、震度４以上145回、震度１以上が4,484回と、震災から約半月での余震回数だったようです。

震災直後の様子は、１つに、無残に崩れる家屋、道路、施設など、現実とは信じ難い光景だった。２つに、損傷により機能不全に陥る中、人や物資が押し寄せて混乱した。３点目が、ほぼ全ての住民が避難者に、避難所は混乱状態になりました。

度重なる余震の恐怖などから、車中泊する避難者も多数いたり、避難者が殺到しスペースがいっぱいの避難所。震災直後の課題としては、ほぼ全ての住民が避難者の避難所となったため、避難者は大混乱。大規模災害時における多くの課題が浮き彫りになりました。

復興の取組については、庁舎が被災したため、2017年５月より仮設庁舎に移転、旧庁舎敷地内において新築、新庁舎完成、2023年５月より業務を開始した。

感想としては、二度の大地震に遭遇したが、人的被害が少なかったことが不幸中の幸いであった。これは夜間の地震で火を使っていなかったことが幸いしたとの感想でございました。

そこでお聞きしますが、熊本では避難所の環境問題を取り上げておりましたが、被災した際に避難所で使用する段ボールベッドや毛布等、本市の備蓄状況と指定避難所の空調設備の整備状況を伺いたい。

また、実際に被害のあった自治体では、トイレの問題が大きかったと言われています。本市では、災害時にどんな対応を考えているの

かお聞きします。

○**柏倉信一議長**　齋藤市長。

○**齋藤真朗市長**　まず、備蓄品につきましては、食料、飲料水、毛布、乳児用物資、紙おむつ、生理用品、簡易トイレ、衛生用品など、国が示す基本８品目を中心に計画的に確保しているところです。

段ボールベッドについては、現在約170セット、マットについては約2,300枚、毛布については約2,600枚、アルミブランケットについては約2,800枚を備蓄しておりますが、来年度は毛布を1,000枚購入し、計画的に配備していく予定であります。

また、災害時における指定避難所の暑熱寒冷対策は、避難者の健康維持や災害関連死の防止の観点から重要な課題であると認識しております。

本市の指定避難所の多くは、各小中学校や各地区公民館の体育館等であり、常設の冷暖房を備えていないことから、大型扇風機や気化熱冷風機、ジェットヒーターの使用などを想定しております。

今年度は、市民体育館に非加熱式冷風機を３台配備し、また市立図書館を指定避難所に指定し、空調設備等の改修工事を行い、暑熱寒冷対策の強化を図っているところであります。

さらに、今年度、レンタル事業者と災害協定を締結したことから迅速な冷房・暖房機の配備が可能になりましたので、有効に活用していきたいと考えております。

また、トイレにつきましては、断水などにより、既存のトイレが使用できなくなることが想定されます。清潔なトイレが十分にない状況となりますと、衛生状態の悪化や感染症の発生、さらには避難者の方が水分摂取を控えることにより体調悪化につながるなど、健康面に重大な影響を及ぼすことが課題であると認識しております。このため、本市では携帯用トイレを１万7,000回分備蓄しております。

また、これらを適切に使用していただけるよう、使い方を分かりやすく示したマニュアルやポスターも用意しております。

また、自動ラップ式トイレを配備することにより、衛生面の向上や要配慮者への対応強化も図っているところであります。

同様に、仮設トイレについても、民間事業者２社とのレンタル協定の締結により、迅速に配備できるよう体制を整えているところです。

○**柏倉信一議長**　太田議員。

○**太田芳彦議員**　ありがとうございます。

段ボールベッドが170セット、毛布が2,600枚で、1,000枚ほどプラスする予定だということでしたけれども、ちょっと段ボールの数が若干少ないのかなと考えられますので、この辺は、これから、どんどん増やせとまでは言いませんけれども、もう少しやっぱり数が必要なのではないかなと感じたところであります。

そして、トイレの問題で、熊本で御教授いただいたのは、マンホールトイレが非常に役に立ったと、こういう話を聞いてまいりました。本市ではまだマンホールトイレということは考えていないようでありますけれども、やはりそういう経験のある市の報告をよく見聞きして、そういうものも考えていっていただきたいなと思っているところであります。

災害時には、行政、議会、市民の力は無論でありますが、民間企業の力もお借りしなければならないと思いますが、民間企業等との災害に関する協定締結について最近の状況をお聞きしたいと思います。

○**柏倉信一議長**　齋藤市長。

○**齋藤真朗市長**　本市における災害に関する協定につきましては、令和８年２月末現在、民間企業や各種団体等との協定締結数は70件、また自治体間での協定締結数は６件となっております。

このうち、今年度の協定締結件数は４件でありますが、その主な内容は、災害時における移動式木造住宅の建設に関するもの、物資の緊急輸送等に関するもの、レンタル資機材の提供に関するもの、水害による住家損害調査結果の提供及び利用に関するものとなっております。

本市としましては、今後も災害対応の各フェーズに応じた実効性のある協定となるよう、民間企業との連携強化に取り組んでまいります。

○柏倉信一議長　太田議員。

○太田芳彦議員　答弁いただきました。

そうですね、個々の力も必要でしょうけれども、やっぱり企業さんの力も借りないと、なかなか復旧とかするのに大変だと思いますので、この辺は随時締結会社を増やしていっていただいて安心・安全なまちづくりにお願いしたいと思います。

ここからは質問ではありませんが、せっかくでありますので、熊本市も視察してまいりましたので、報告させていただきます。

初めに、熊本地震の概要ですが、人的被害は、死者90人、直接死が６人で、関連死が84人、重傷者が772人で、避難所は267か所、避難者数は11万750人。また、住宅被害は全壊5,764件、大規模半壊が8,972件、半壊が３万8,964件、一部損壊８万2,955件の計13万6,685件でありました。

そして、市民のシンボルでもある熊本城の無残な姿。花見のシーズンで、日中に地震が起きていたら多くの人的被害が予想されたとおっしゃっておりました。

道路被害は想像を絶する被害状況で、道路の陥没で２メートルの段差ができたとの説明。また、ショッピングモールは、天井が落下。ピーク時は6,000人超えの利用客がある店であったが、夜の災害であったため、大災害を免れたと。

浮き彫りになった災害対応の課題としては、避難所の問題でした。

１つには、避難者支援の限界を感じたり、避難所開設の遅延。２つには職員の避難所開設マニュアルに未精通者が多かった。

熊本市役所の実情としては、１つには職員の安否も不明、参集状況も把握できない。２つには、ほぼ全職員初めて経験する事態に動揺した。３つ目が次から次へと殺到する電話対応に忙殺される職員。４つには役に立たなかった既存の対応マニュアル。５つには庁舎・区役所のフロアにも多くの避難者が押し寄せる。６点目、何からどうしていくのか、体制づくりに１日、２日間、混乱が続きました。痛感したことですが、突如災害に襲われた直後の市役所は、通常の行政機能を保てない状況でした。

次に、避難所に関しての課題ですが、１、市職員が避難所開設マニュアルに未精通であった。２、備蓄物資が全く足りなかった。３番、避難所へ支援物資が届かなかった。４番、余震の恐怖に多くの避難者が車中泊やテント泊を余儀なくされたため、どこにどのくらい避難者がいるのか把握できなかった。５つ目、体育館等が被災し、避難所が開設できなかった。

次に、備蓄・支援物資については、物資の配送では、ピーク時は100台が連なり、荷下ろしに最大８時間の待ち時間があった。

議会の対応としては、発災直後、議員も、１、避難者支援に地域を奔走した。２、市対策本部に対し、随時指摘や要望を行った。３つ目、個人ではなく、議会としての対応の重要性が考えられた。

以上のような課題・対応を基に、予防的避難時の避難場所における避難場所開設運用や指針等を体系的にまとめ、地域と行政が協力し、

指定緊急避難場所の連絡体制や運営等がスムーズにいくように、開設から閉鎖までの流れについて記載しております。

小中学校の校舎利用に関しては、熱中症対策、垂直避難対策、感染症対策、トイレ環境対策等をマニュアルに盛り込んでおります。

また、ペット同伴避難場所の設置については、九州動物学院、水前寺陸上競技場の２か所に開設した。福祉避難所の設置に関しては、福祉避難所数199か所を開設し、指定避難所等に避難された方の中で、要配慮者とされる方の状態や受入れ施設状況を踏まえ、保健師等によるスクリーニング、トリアージを実施し、要配慮者に適した環境、施設のマッチングを行った上で案内することといたしました。

まだまだ報告し切れない部分はありましたが、私たちがよく聞く言葉に、自助・共助・公助がありますが、被災地の格言としては、公助は当然でありますが、被災して分かったのは、自助・共助が一番役に立ったと。地域の助け合いが人的被害を最小限に抑えることができたとの説明でありました。やはり地域は日頃から顔の見える関係であるべきとおっしゃっておりました。

最近の災害は忘れないうちにやってくるようでありますので、本市でも災害は起こるものと思って対応をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

太田陽子議員の質問

○柏倉信一議長　通告番号２番から４番について、７番太田陽子議員。

○太田陽子議員　おはようございます。日本共産党の太田陽子です。

３月１日、「春を呼ぶコンサート」が例年どおり開催されました。毎年、友達と一緒に聴きに行きます。この質問のために頭がいっぱいで悶々としている中、歌声や演奏に心が洗われる思いでした。

防災のことが頭から離れず、東日本大震災からもうすぐ15年、この間視察に行かせていただいた熊本地震から10年などと考えていることが多かったこともあるのか、ゲストの声楽家、新宮愛梨さん、陵南中学校出身だそうです。「花は咲く」を歌ってくださって、それがもう感動してしまい、涙があふれてくるのを止めることができませんでした。

新宮愛梨さんの初々しい所作と相反して声楽家として堂々と歌う姿にも心を打たれました。寒河江市少年少女合唱団のＯＢで、文化センターの舞台で発表できるのがうれしいと話されていました。音楽などの文化は、人を感動させるもの。衣食住だけでなく、私たちが生きていくのに不可欠なものだと再認識する機会になりました。本当にすばらしい機会でした。

寒河江中部小学校のマーチングバンドの堂々とした演技や合唱団の歌声、老若男女寒河江市民の皆さんが培ってきた今までの大切な文化を見る思いがしました。これからも引き継がれていくことを期待しています。

生涯学習課や企画戦略課の職員も、また玄関にいてくれたチェリンも、本当にお疲れさまでした。

四季がはっきりしている日本、すばらしいなどと海外での評価が高く、ちょっと忘れたんですが、山形県もナンバーワンだという評価を受けているところがあるということもお伺いしています。海外からの観光客が訪れています。

インバウンドの政策は安倍晋三首相のときに始めました。今、オーバーツーリズムの問題などいろいろ噴出していますが、外国人のマナーがなど問題にしていますが、海外に向け

てたくさん来てくださいと言ったのは誰でしょうか。それに応えて来てくれているのは誰。よく考えれば、今さら何をおっしゃるのかです。

先月、熊本に視察に行きましたが、駅、バス停などでは外国からのお客様が多く、英語や中国語、ハングルなどが多く聞かれました。

また、海外からの労働者の姿もこの寒河江市でも日常的になっています。スーパーなどお会いすることが日常茶飯事になっています。日本の労働力不足の力になってくれています。

日本で働いていただいている外国の方も税金を納め、社会保険に加入し、消費者として生活していることも、国にとってとても有効になっているのではと思います。どの国に生まれようが、この地球上では皆兄弟だと私は思っています。みんな仲よくこの地球を守っていくことが重要です。

そんな中、アメリカのトランプ大統領がイランを先制攻撃しました。明白な国連憲章違反であり、何の道理もありません。日本政府は攻撃の即時中止をイランにも、アメリカ、イスラエルにも求めるべきです。また、イランのことはイラン人が考えること。ほかの国がちょっかいを出すのは余計なことだと思います。

トランプ大統領は戦場には行かない。国内から指令を出すだけで威勢のよいことを言っていますが、自分は一つも手を下しません。アメリカ兵が犠牲になるだけです。これを見ても、戦争に突き進むのを全力で止めることが今日本にも必要なのではないかと思います。よい戦争などありません。どんな戦争にも正義はありません。世界の平和を求めて、できる限りの行動をしていきたいと思います。

２月の衆議院選挙のとき、若い人たちがハッシュタグママ戦争を止めてくるわといって選挙に行ったというのが報じられていました。今こそ、ばばもじじも頑張って戦争を止めなければと今決意しています。

私は、日本共産党とこの質問に関心を寄せる市民を代表して質問します。誠意ある答弁をお願いいたします。

通告番号２番、公共施設における防災設備の増強です。

先ほど太田芳彦議員からもありましたが、１月14、15、16日に熊本県熊本市、益城町、山都町に震災後の復興や有機農業について視察させていただきました。

数年前の日本農業新聞に掲載されていた学校給食センターの防災施設の併設を読み、確認したいと思っていました。学校の建て替えやその他の公共施設の建て替えなどの時期に来ている寒河江市に何か役に立つのではないかと思い、ずっと機会を待っていました。このたび実現することができました。

東日本大震災から15年、熊本地震から４月で10年の節目の年になります。災害のたびに避難所の劣悪な環境の中亡くなる方が多く、直接震災で亡くなるより避難所などで亡くなる災害関連死と認定される方が多くなっています。熊本地震や能登半島地震なども例外ではありません。

熊本市などは、先ほどもありましたが、直接死は６人、関連死が84人、人口15万人ぐらいの市でそういうことでした。いかに避難後の生活が重要かというのを物語っています。

また、避難所以外での避難、車中泊、壊れかけた家、ビニールハウスなどでの避難生活を続けたという方もありました。その方には物資が届かないなどの問題もありました。被災した方が速やかに人間らしい生活が送れるような避難所づくり、避難生活の確保、その後の生活再建は重要な課題であります。

最初に、新しく中学校を建てるということで、多くの市民が避難するであろう避難所になり

ます。令和２年の大雨洪水警報のときに南部地区の方が多く陵南中学校に避難しました。駐車場などいろいろ問題が発覚し、その都度、市としては対応して改善してくださっているのを分かっています。

そこで、新中学校を指定避難所や防災拠点としてどのように位置づけしていくのか、市長に見解をお伺いいたします。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　新中学校を指定避難所や防災拠点として位置づけることについて御質問いただきました。

寒河江市の指定避難所につきましては、主に小中学校や保育所、地区公民館等、市有施設を中心に指定しておりますが、新中学校に関しましては、建設予定地の寒河江高等学校グラウンドそのものが既に指定緊急避難場所と指定されている一方、現在の陵南中学校も指定避難所、指定緊急避難場所として指定されていることから、新しい中学校についても、学校完成の後に寒河江市の防災拠点である指定避難所として指定をしていきたいと考えているところです。

一般的に、災害は、水害、土砂災害、地震に区分されますが、指定避難所が対応できる災害については、その立地場所により対応できる災害がおのずと異なってまいります。

新中学校予定地は、寒河江地区の一部や南部地区の一部から多くの避難者を受け入れるべき位置になります。その敷地が水害、土砂災害のハザードエリアに属していないことから、新中学校を指定避難所として指定した場合、災害時に果たす役割は大変大きいものになると見込んでいるところであります。

○柏倉信一議長　太田議員。

○太田陽子議員　避難所になるであろう新中学校なんですけれども、今年度から実施設計を始めるということで、多くの市民が避難することが予測されるわけですから、学校を利用する中学生の夢を育む環境づくりと併せて、市民が安心して避難できる環境づくりも同様に考えていくことが重要であると思います。

想定外の水害や直下型地震など、消防本部に今も掲げてある備えあれば憂いなしの実践が大切です。公助の段階でどこまで安心を担保できるかが新中学校に問われていると思います。ぜひ、防災施設の設備などとも併せて考えていただきたいと思います。

次に、避難時におけるＴＫＢ、トイレや食事、温かい食事、ベッド、睡眠への対応や公共施設の備えの強化についてどう考えているのかお伺いしたいと思います。

イタリアや台湾など地震など災害の多い国では、すぐに避難所のテントが設置され、トイレとシャワーのあるコンテナが用意されました。台湾地震でも数時間後には避難所の個室テントが立ち、温かい食事が用意されました。避難所などの関連死が多い日本との違いを、あのときちょうど能登半島地震の直後だったので、本当に目の当たりにする機会になりました。避難所に指定されている公共施設などのＴＫＢの対応や今後の備えの強化についてどのように考えているかお伺いします。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　避難時におけるＴＫＢ（トイレ・食事・睡眠）への対応や公共施設の備えの強化などをどう考えているのかというような御質問をいただきました。

近年の災害においては、避難所生活の長期化に伴って、単に命を守るだけでなく、生活環境の質の確保が重要であるとの認識が全国的に共有されておりまして、とりわけトイレ環境の確保、温かい食事の提供、硬い床の上での生活を避けエコノミークラス症候群を回避するためのベッドの整備は、健康維持や災害関連死防止の観点から重要な課題であると認

識しております。

食事に関しましては、市が備蓄する炊き出し用調理設備の活用やスーパーマーケットなど食品の小売や食品製造を行う事業者との物資供給協定等により供給体制を確保し、また睡眠の環境については、国の交付金を活用して簡易ベッドやパーティション等の備蓄を図り、避難所における生活環境の質的な改善を進めております。

また、指定避難所の多くは学校施設を指定しておりますが、災害の規模や被害状況により、地区公民館や市民体育館等の市有施設も活用することとしております。

ただいま申し上げましたトイレ・食事・睡眠に必要な資機材の配備や運営体制の構築につきましては、これら指定避難所となっている公共施設において進めているところであります。

今後につきましては、避難所の量的な確保に加え、ＴＫＢの観点から質の向上を図るとともに、電源の確保や空調対策など総合的な視点からも課題整理を行って避難所における生活環境の改善に取り組んでまいります。

○柏倉信一議長　太田議員。

○太田陽子議員　先ほど太田議員の質問に、段ボールベッド170、毛布とか2,600枚プラス1,000枚を増強するというお答えがあって、あと図書館も指定避難所にしたということをお伺いして、避難所数としては大丈夫なのかなという感じはしていますが、熊本市で、平成24年に熊本市地域防災計画、その中で、震災による被害を想定した数なんですけれども、その想定した数があったんですけれども、平成28年熊本地震では、避難者数が11万750人。想定では５万7,946人、倍以上です。

あと、住宅被害、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊合わせて、地震では13万6,685件で、想定では半壊と全壊合わせて7,315件しか想定しなかったということでした。

この規模の違い、先ほど太田議員からもあったように、地震が短時間のうちに何回も何回もあったということで、大変さは分かるんですけれども、この規模の違いでも直下型の地震の怖さを身にしみてきました。

熊本城の石垣も崩れているところが多くて、復旧に１個ずつ載せていくのにあと30年かかるということでした。太田議員も私も、もうこの世にいないねと話しながら帰ってきました。

熊本では、地震は起きないと思っていたんだそうです。そのために備えが不十分だった。役所の構えもなく、備蓄品も２日ほどでなくなったそうです。そういうこともあり、その教訓をまとめて全国の市町村に今の熊本の状況と前の状況をまとめた冊子を送ったということが話されていました。やっぱり大変な思いをした熊本地震などの教訓も踏まえて、今後の備えに役立てていくことが大切なんでないかなと思います。

特に、本市は活断層が走っている中、市民の命や生活を守るため、避難所の整備、備蓄品の強化など、本当に公的な公助の役割をどのようにしているのか問われているのではないかと思います。

次、災害時に学校給食施設を利用して温かい食事を提供することについてです。

災害時、学校の給食施設を利用して温かい食事の提供など可能であるか。新中学校に備える給食設備なども、そういうことも可能なのかというのをお伺いします。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　災害時における食事の提供については、令和５年６月に内閣府防災担当参事官より発出されている「避難所における適切な食事の確保のための学校給食施設等の活用について（依頼）」という通知文書の中で、避

難所における食事の質の確保に当たっては、学校給食施設等の活用を含めた災害時の体制づくりを進めるよう依頼がなされております。

食事に関しては、今後、栄養面にも気を配り備蓄していくことにしておりますが、災害時のボランティアの方々による炊き出しや自治体間の応援職員派遣等様々な方による温かい食事の提供等については、避難者に心身ともに活力を与えてくれるものであります。

有事の際、炊き出し等で応援に来られた外部の方が学校給食施設を活用できるよう、教育委員会と連携し体制づくりを進めてまいります。

○柏倉信一議長　太田議員。

○太田陽子議員　炊き出し、外部のボランティアの炊き出しだけに頼るというのは、やっぱりその避難所避難所によってかなりの格差があって、この避難所にはボランティアが入るけれども、この避難所にはボランティアが入らないとか、そういう、何というんだろう、格差が出てくるというのも他の地震地域で聞いておりますので、ぜひ可能であれば、そのボランティアの活用とか、あと調理師会などに依頼したりとか、そういうときのマニュアル化などを図っていくというのも重要なことではないかと思います。

こんなに地震の多い国日本で、31年前の阪神・淡路大震災の避難所の問題がいまだに生かされていない現状。いつどこで起きるか分からない地震、温暖化の中での大水害。災害は起きるという観点で考えていかなければならないのではないでしょうか。

今大事なことは、災害に遭うことは自己責任ではないということです。スフィア基準というのがあるんですけれども、それに基づく被災者の権利を保障するという立場に立つことが大事だということです。

スフィア基準というのは、災害や紛争の被災者の権利と被災者の支援の最低基準を定めたものだそうです。被災者は尊厳ある生活を営む権利を持っているという考え方で、国際的にそれに基づいた取組が行われています。

具体的には、例えば、居住空間は１人当たりのスペースは最低3.5平方メートル、トイレの数は20人に１基、男女比は１対３などの基準を定めているということです。

イタリアなどでは、いち早くスフィア基準を法制化した国で、国が責任を持って自治体と協力し、民間団体やボランティアと連携し、被災者の権利擁護に努めています。ＴＫＢ48、48時間以内に全ての避難所に設置することが定められています。

こんなに地震などの災害が多い国、先ほど太田議員がいいことを言いました。必ず来るであろう、どこにでも災害が起きる、そんなことをおっしゃっておりましたが、本当に日本はそういう国ではないでしょうか。国が責任を持って行うということが、このスフィア基準などでも重要なことが浮き彫りにされています。その中でも、やっぱり国に対して自治体、住民、声を上げていく必要があるのではないかと思います。

次、通告番号３番、地域防災の強化をということで、先ほども新防災マップが４月に配布され、周知徹底などが行われる説明会が開催されるということが分かりました。会場や時間帯など、小学校単位といっても、やっぱり女性の参加は時間帯などでも困難なことが多いと思います。

先ほど市長の答弁にもありましたが、地域防災訓練のときなど、防災マップや水害時に役に立つマイタイムラインなどの説明会などを実施してはどうかという市長からの答弁もありましたが、やっぱりもっと小さな単位での説明会を実施して、多くの市民に防災に対しての学びや、みんなで防災について話合いの

機会を持つことなどで、避難所運営の参加も可能になるんではないかと思います。

そのために、もっと小さい単位でやるために、防災士さんの協力をお願いしてはどうかということをお伺いします。

○**柏倉信一議長**　齋藤市長。

○**齋藤真朗市長**　防災士の協力を得て、新防災マップの周知徹底でありますとかマイタイムラインの活用を図ってはどうかというような御質問をいただきました。

地域防災は、自助・共助・公助が原則ということになりますが、防災士の方につきましては、このうち公助と共助との連携に努め、減災と防災力向上のための活動に取り組んでいただくことが期待されております。

特に、被災時には防災士や自主防災組織の方々が中心となって避難所の運営などを担っていただくほか、日頃の防災訓練や自主防災組織の活動への参加などにより、住民の方々に対する防災意識の向上に向けた取組などについて御協力をいただきたいと考えております。

本市では、令和３年度に、防災士の資格を有し市や地域の事業などに協力いただける方を登録する制度を創設しまして、現在22名の方から登録をいただいております。

こうした中で、お住まいの地域に防災士を配置することを目指し、防災士の資格取得に必要な費用を支援し、登録いただける防災士の養成を図っております。

防災士の皆さんには、町会長や自主防災組織代表と共に、このたび防災マップ更新に際して市が主催する説明会などに出席していただき、地域で防災マップやマイタイムラインの説明会をぜひ開催していただきたいと考えております。

防災士から専門的知見を生かして身近な地域で説明いただくことは大変有意義であると考えますので、地域の関係者の御意見も伺いながら市民の防災意識向上の取組を進めてまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長**　太田議員。

○**太田陽子議員**　防災士の方が22名登録してくださっているというのは心強いと思います。本当に地域で真剣に地域のことを考える自助は、共助は、すごい私も重要なことだと思います。

私のところでは、町場でないので、どこに誰が住んでいるか全部把握できているんですけれども、でもやっぱり町場で誰が住んでいるか分からないなどというところでは、すごいこれから重要なことではないかと思います。

益城町では、建物の崩壊で命を亡くした方がほとんどいなかったそうです。建物の崩壊でやっぱり圧死というのが命を亡くした方の死因だったそうですけれども、古くからの地域では、地域の住民が助け出して死者が出なかったという地域もあったということです。自助・共助・公助の考え方は、ここでもやっぱり重要だなということを話されておりました。

ただ、ベッドタウンになっているもんですから、新しい地域ではやっぱり大変だということですが、自主防災組織というのは重要なことだなと私も認識して帰ってまいりました。

その中で、本当に共助の取組、発災後すぐに避難所が地域住民により開設して運営できるような組織をつくっておけば、市の職員、今先ほど太田芳彦議員からもあったように、市の職員が来るまでに、もう住民が中心にできるような運営主体をつくっておけば、すごい、やっぱり少ない市の職員が大変な思いをしているのは私も重々分かるので、市の職員は全体把握で、このところにこの物資が足りない、このところに物資が足りないとか、そういう総合的な視点で避難所を考えられるようなところに配置できれば、中の運営は住民がやるとか、そういうところまで考えていく必要が

あるのでないかと思って熊本の視察を終えました。

本当に大震災はいつ来るか予想がつかない状況です。南海トラフ、首都直下型地震など、死者数が発表されるたびに、東京、関東圏にいる息子と娘が心配になるのが、私のちょっと胃が痛くなるところです。

本当にそういうことが、どのように死者を出さないで、心地よい避難所生活ができるか、先ほども申しましたが、国に対してこういうところが足りないというのをやっぱり地方の自治体が突き上げていくようなところも必要ではないかと思っています。

防災には多様な分野が横断的につながったネットワークが不可欠だと思います。行政も、防災危機管理課、市民参加、男女共同参画、福祉、教育など多様な部署の連携が必要です。学校の先生などの協力もないと、夜中に避難所を開けるなどということも困難で、佐藤教育長が前回の水害のときに大変御尽力いただいたというのをお伺いしております。

そういう中で、地域や市民の連携していくことも大切ですし、地域や市民の側も、子育て、高齢者、障がい者支援、国際交流など、多様な市民団体などのつながりが必要になってくると思います。防災をキーワードに平常時のネットワークづくりをしていくということが必要で重要なことになってくると思います。ぜひ、こういう場面でも防災士さんの活躍などを期待したいと思います。

次、通告番号４番、義務教育の完全無償化に向けてです。

最近、娘の大分昔の本ですが、大学時代の教科書、憲法ハンドブックを見つけ、少しずつ読んでいます。憲法25条は有名で、生存権です。次の26条に、すべての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

しかし、無償となっているのは教科書のみで、それ以外は有償で保護者の負担になっています。無償に対しては授業料が発生しないなどという見解もありますが、隠れ教育費と言われるもの全てに対して無償にすべきであるということも言われています。

東京都葛飾区や品川区、荒川区、足立区などでは、2025年度から区立小中学校の修学旅行等の宿泊行事費用の完全無償化を実施しています。埼玉県の所沢市でも、来年度、2026年度から無償化の方向で考えているということです。長引く物価高やインバウンド需要による宿泊費の高騰、やっぱり保護者の家計を圧迫する中、経済的な理由で宿泊行事への参加が左右されることのないように区独自での財源で費用を負担したということです。

寒河江市でも、ぜひ、修学旅行の一般的な水準は小学校では３万程度、中学校では六、七万ちょい超えるぐらいとされています。３月にはＪＲの運賃値上げや、インバウンドによる宿泊施設の高騰など今後も懸念され、ますます修学旅行や宿泊学習などの費用が上がるのではないでしょうか。

そこで、修学旅行時の高騰する宿泊代やバス代やＪＲの運賃などへの一部補助などを検討してはどうかと思いますが、見解をお伺いいたします。

○柏倉信一議長　佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長　おはようございます。

本市では、特に子育て世代への経済的支援として、国や県の制度による支援や給付金に加え、市独自の施策により経済的な負担軽減を推進してきております。

特に、令和３年度から実施いたしました小中学校給食費完全無償化については、他市町村

に先駆けた取組となっており、保護者の経済的負担軽減が図られているところです。

議員の御質問の修学旅行への補助についてですけれども、令和７年度における小学校での修学旅行の費用は３万円から３万9,000円、中学校では６万5,000円から７万円となっております。

この経費につきましては、保護者から学校集金時に分割して出していただき、積み立てる形を取っております。

なお、教育委員会では、生活保護法に基づく保護は受けていないものの、経済的理由で生活が困窮している状況にあると教育委員会が認めた準要保護世帯については、修学旅行費や学用品等の就学援助を実施しております。

修学旅行に関しましては、小学校は２万2,690円、中学校は６万910円を限度額として援助を行っており、今年度は小学校６年生、中学校３年生の約7.5％の児童生徒の保護者に支援をしております。

議員の御指摘にもありますように、長引く物価上昇などにより、バス代や宿泊料金が高騰していることは承知しております。

修学旅行は、学習指導要領において、特別活動の中の旅行・集団宿泊的行事として定められておりまして学習の一環として位置づけられています。日常と異なる環境での生活を通して見聞を広めるとともに、集団生活のルールやマナー、社会性を養うことができる貴重なものと捉えております。

新型コロナの流行で、こうした特別活動での体験的な活動が中止されたり、削減されたりした時期を経験して、改めてその重要性を認識しているところです。

また、家庭の経済状況による子供の体験格差も問題となっています。

こうした観点からも、学校行事等の充実による体験格差の解消に向けた取組は必要であるというふうに考えます。

教育委員会といたしましても、他自治体の状況や市全体の支援策との整合性を加味した上で検討していきたいと考えております。

○**柏倉信一議長**　太田議員。

○**太田陽子議員**　ぜひ検討していただいて、少しでも補助金が出るようにしていただきたいと思います。

中学校の修学旅行で、グループ行動時などの昼食をお小遣いから支出しているということがあるそうです。自分の財布のお金で昼食を食べるというのは当然のことだと思いますが、物価高騰する中で、好きなものが食べられないとか、小遣いもやっぱりそれぞれ違うと思うので、みんなと同じものが食べられないとかという子供がいたら、ちょっとかわいそうだななんて思っております。

中学校の修学旅行で、陵西中学校は千葉県で寒河江市のＰＲをしてきたということが学校ニュースに書かれていました。ぜひ、そのＰＲ代も含めて補助を出していただければと思います。

よく皆さん、千葉県の夢の国にいらっしゃると思いますが、数年前に行ったときでさえ、御飯代の高さに驚かされた覚えがあります。今行けば、多分物価高騰前に行ったので、その後ではもう下手すると倍ぐらいになっているのではないかという心配もあります。何に使うといったら、そういう昼食代として支給できるとか、そういうことも考えていただければいいのでないかなと思います。

この原稿を書きながらちょっとテレビをつけたら、サラリーマンの昼食代、半数以上が500円から1,000円だそうです。４人に１人が昼食を食べない現状があるそうです。弁当派というのもおりまして、夕食の残り、あとおにぎりだけとか、本当物価高騰がここまでというのがちょっと浮き彫りにされていました。キ

ッチンカーで800円だそうです、昼食。それも、ちょっとたまにしか食べられないという東京のサラリーマンの現状だということです。

できれば、夢の国に行く修学旅行生にそういうところも配慮していただければいいのではないかなと思います。

次です。小学校入学時に必要な算数セットなどの教材を入学のお祝いにということです。

先日、私の先輩市議である前市議の遠藤智与子さんが一般質問で取り上げ続けた子供の医療費高校生まで、あと給食費の無償化など、私が存じ上げない市民の方からですけれども、感謝されることがありました。大変子育てに助かったと、前市長がやってくれた施策ですけれども、大変感謝されています。

その遠藤さんの議員としての最後の質問で、教材費の無償化をできないかという質問をしました。隠れ教育費と言われる算数セットなどの教材を入学のお祝いにできないかということをお伺いいたします。

○柏倉信一議長　佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長　教材費等も値上がりして子育て世帯の家計を圧迫しているという状況であると思います。

議員のお話にありました算数セットは、主に低学年の子供たちの算数の授業で使われる教材です。そのほかにも、各教科で使用する資料集や学習プリント、ドリル問題集など、様々な教材が使われています。

そうした中で、現在は１人１台のタブレット端末も授業で使われており、来年度からは新しくＣｈｒｏｍｅｂｏｏｋが使用される予定となっております。これを活用することにより、復習問題や単元ごとの確認問題、テスト問題なども、児童生徒一人一人がその子に合った問題を解くことにより力をつけていくことができると思います。

全てタブレットでとはいかないまでも、これまで購入していた紙のドリルやテスト問題を少なくすることにより、教材費の縮減を図ることができるのではないかと思います。御家庭の経済的負担の軽減という点では、こうした教材費の内容の見直しも重要であり、学校にも指導していきたいと考えます。

先ほどの御質問でも答弁させていただいたように、本市では、子育てに関わる様々な支援を実施しておりますし、今後もより一層力を入れていかなければならないものと思います。結婚時、妊娠期、出産期、未就学児期の支援や、さがえっこスマイル応援事業による高校入学年齢到達時の支援金など、市全体での支援の中で、教育委員会としてどのようなことができるのか、またやらなければならないのかについて検討してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長　太田議員。

○太田陽子議員　ぜひ考えて、世界に誇る寒河江市の教育に、寒河江市の子育てにしていただきたいと思います。

タブレットに関しても、昨年新規に更新したということで、かなりの国からの支出金が来るとは思いますが、かなりの額で、ぜひ使って活用していくというのも重要かと思います。

しかし、タブレットは、国際的にはもう子供に持たせないという国も出てきているような傾向もあります。だから、やっぱり書くこと、読むこと、タブレットでなくて本を読むこと、書くことなども、ぜひしていただきたいと思います。高校生が漢字書けないとか、そういうことがないように、ぜひ漢字を書いて覚えるというのを重視していただきたいなと思っています。私たちと同じで、こればかり使っていると字が書けなくなるというのでは、もう若いうちからでは困るので、ぜひそういうところも重視して、小さい子供にはやっぱりそういうところから教育をしていただきたい

なと思います。

大学など、本当に国立大学でも授業料の値上げのラッシュです。県外の大学であれば、国立、国公立であれ、生活費もかかります。やっぱり子供もバイトして、もう自分の生活費を稼ぐなんていうのは、学校に行かないでバイトしろというようなものですから、仕送りも必要になっていきます。高校までは大分公費で負担が少なくなっているので、私立高校に入るということも多くなっているようですけれども、まだまだ教育費は、本当に日本は教育費のかかる国だと思います。ヨーロッパのように、ドイツやフランスのように、大学までの無償化などを求め続けていかなければならないなと思っています。

私も、３人の子供を大学、大学院まで入れましたので、本当に身も心もぼろぼろでした。頑張りも、やっぱりすごい頑張っていかなくちゃと自分で頑張ったんですけれども、いやどうしようと、本当にどん底を感じることが多くありました。

寒河江市こども計画では、今きれいに読ませていただこうと思って開いたんですけれども、アンケートがありました。アンケートに、50％以上の子供や親が大学や大学院まで行かせたいという希望が書いてありました。やっぱり行きたいという子供が自分の未来を見据えて勉強したいと思う気持ちを、私も親として入れた手前、すごい限界を感じていたんですけれども、こういう限界を感じないで、子供が自分らしく、こういう勉強をしたいと素直に、希望も、子供たちが高校生まで自分がどういう自分になりたいかという希望があるというアンケートもありました。こんなに希望を持って寒河江市の子供たちは生活しているというので、少し私は安心した、自分はもうできないからと諦めてしまう子供が多いという中、そういうふうに大学まで行きたい、行かせたい保護者がいるということをやっぱり市としても、行政としても、自治体としても応援していくということが、こども計画を見ると感じることができました。

やっぱり子供も保護者も希望に満ちて、子育て世代もみんなが希望を持って生活できる環境をつくっていくためにも、負担というのは、ちょっと経験した身として、これがなければ、もっと子供たちに我慢させずにいろいろなことがさせられたなとちょっと思うところもありまして、そういうところも考えて教育環境をもっと整えていくことを、皆さんで予算とか大変な思いして削って削って削ってやっているというのは重々分かっていますけれども、ぜひ子供たちや子育て世代が希望を失わないで生活できるようにお願いして、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○**柏倉信一議長**　この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休　憩　午前１０時５９分

再　開　午前１１時１５分

○**柏倉信一議長**　休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤健一郎議員の質問

○**柏倉信一議長**　通告番号５番について、16番後藤健一郎議員。

○**後藤健一郎議員**　壮風会、後藤健一郎です。よろしくお願いいたします。

山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編・新病院整備について質問いたします。

西村山地域における医師不足、救急医療体制の維持、そして将来にわたる地域医療の確保という大きな課題に対応するため、山形県と寒河江市が共同で新たな中核病院を整備し、2031年中の開院を目指す方針が示されており

ます。

建設地が現在の陵東中学校敷地に決定したことで、市民の期待が高まる一方、この事業は長期的な事業であり、不安の声も寄せられております。

基本計画案が今年１月に示されたばかりで、今定例会初日に市長から市政の概況で、今月下旬に山形県知事と寒河江市長とで基本計画を決定すると報告があったように、現時点で確定していない事項が多いことは承知しております。

しかし、基本設計、実施設計と具体化が進むほど、軌道修正は難しくなります。そのため、将来の寒河江市民がこんなはずではなかった、こんなの聞いていなかったとならないよう、現時点で想定し得るリスクを俎上にのせ議論することが、今この議場にいる私たちの責務であると私は考えます。

医師や看護師等スタッフの確保や人口減少に伴う医療需要の低下をはじめ、今後について心配なことはいろいろあるのですが、まず今回は、新病院を形づくる部分についての質問について焦点を当てさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、建設費及び運営に関する財政リスクについてであります。

今年１月に示されました基本計画案では、新病院の概算事業費は160億円程度とされていました。しかし、昨年３月に決定された基本構想では、概算事業費は110億円から123億円程度とされており、基本構想から僅か１年足らずでおおよそ40億円、率にして約３割の増額となりました。

新病院建設に限った話ではありませんが、近年の資材価格の高騰や人手不足は非常に速いペースで進んでおり、建設事業において費用が大きく増加する例が全国で相次いでおります。

例えば、私が目にした長野県松本市の、こちらは市立病院の移転事業でありましたけれども、令和４年度に策定された基本計画の総事業費が87億円でしたが、基本設計段階では124億円となり、昨年６月には概算建設工事費が130億7,900万円、総事業費は153億円となることが議会に示されました。基本計画時から何と76％の増額です。

本市においても、設計や発注の段階でさらに数十億円単位の増額が起こる可能性は想定外ではなく、起こり得るリスクとして考える必要があると思います。現在、建設費の上昇リスクについて、どの程度を想定しているのか伺います。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　建設費の上昇リスクをどの程度想定しているかという御質問をいただきました。

令和８年１月16日に山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に関する協議会運営委員会で示された基本計画案における新病院整備に係る事業費は、概算で160億円程度を見込んでおり、その大半を占める建設工事費は約119.7億円となっております。

令和７年３月に策定した基本構想時の建設工事費の試算としては、新病院で想定される病床数140から155床の中央値である148床、１床当たりの面積を85平米とし、１平米当たりの工事単価は65万円から75万円として積算した上で、建設工事費を約81.8億円から94.4億円と見込んでおりました。

基本計画案を検討する中で、病床数は、将来における患者数の想定を考慮し、基本構想で整理した下限値である140床、全室個室化等の方針を反映させ、１床当たりの面積を85平米から５平米増の90平米とする条件の変更を行いました。

また、基本計画案では、物価上昇等を踏まえ、

必要な見直しを行ったところであります。

具体的には、まず同種同規模の病院の直近の入札事例から平均工事単価を算出しまして、建築物価指数を用いて時点補正するなどして１平米当たりおおむね85万円としました。さらに、これに、これから令和10年度の建設工事発注までの物価上昇分を上乗せし、１平米当たりの建設工事単価を95万円と見込み、基本計画案における概算の建設工事費として算定したところであります。

今後、令和８年度から令和９年度に基本設計、令和９年度から令和10年度に実施設計と進む段階で、建設工事費に係る積算の精度も逐次向上していくこととなります。その段階ごとにおいて、最新の情報を収集・分析しながら設計内容を精査した上で、県と協議しながら進めていきたいと考えております。

○柏倉信一議長　後藤議員。

○後藤健一郎議員　分かりました。今取りあえず平均単価が85万円、平米当たりと。８から10年度ぐらいで95万円ぐらいになるのではということで、現在のほうは見込んでいるということでございまして、その後やはり先ほど言ったとおり上昇スピードがちょっと今読めていない状況でありますし、さらに加えて円安なんていうのも加味をすると、もしかすると、さらに上昇するという可能性はあるのではないかと私も思っております。

そしてまた、今回の統合新病院は、ＺＥＢＯｒｉｅｎｔｅｄという厳しい環境基準の達成を目標に掲げておりますので、省エネ性能を高めるためには、やはり断熱材であったりとか空調設備に高度な技術が必要で、建設コストというのをさらに押し上げる要因になるのではないかなということも私思っておりますので、こういったものですとか、あとは今回目玉でもありますけれども、完全個室にするということでありますので、これらもやはり建設費がアップする要因だとは思いますので、こういった点についても、よくよく注視して進めていただきたいなと思っております。

先ほどのお話では、95万円、平米と。さらに今後も精査していくということでしたが、建設費が想定以上に上振れした場合というのはどのような対応を検討しているのでしょうか。

例えば、先ほど例に挙げました松本市でありますけれども、建設費の増額だけが問題ではないようですが、昨年６月の議会への報告後、11月には基本計画の見直しが了承され、現在は工事というか建設が一時ストップして、当初の令和10年３月開業予定は先送りされているようでありました。これはもちろん極端な例だとは思いますけれども、基本計画案に、設計段階等においてさらに精査とあります。

これを超した場合に、精査した結果、想定以上の大幅な増額となってしまった場合は、県との協議だけではなく、財源の構成の再検討、あるいは病床数や施設規模の見直しといった判断も必要になる可能性があるかと思いますが、想定以上の上振れについて、そういったものが生じた場合の判断、市長の考えを伺いたいと思います。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　ただいまお答えしたとおり、現時点で想定し得る建設工事費の上振れリスクを見込んで新病院の整備費、事業費を160億円程度と見込み基本計画案としているところであります。

しかしながら、想定を超える上振れがあった場合どうかというような御質問をいただきました。確かに、将来どのようなリスクが生じ得るかということは分かりませんので、計画を見直す可能性があることを否定するものではありません。

先ほどの答弁の中で、各段階において最新の情報を収集・分析した上で精査していく旨を

申し上げましたが、来年度から始まる基本設計の段階が確認のタイミングになると考えております。

本市としましても、今後とも、建設資材や労務単価等の物価動向を注視するとともに、適切なコスト管理に努めてまいります。

新病院整備事業においては、本市だけでなく、県と共同で取り組む事業でありますので、財政面に十分留意しつつ、西村山地域の新病院に必要な医療機能や役割が発揮できるよう県と協議調整を密にしながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長　後藤議員。

○後藤健一郎議員　分かりました。

県との協議ということもあると思うんですが、やっぱり今どうしてもこういった建設をしたり、もしくは、ほかの、物価とかもそうなんですけれども、日常生活もそうなんですけれども、物価だからしようがないという、何かその一言を言うと、ずるずる上がってしまう。そして、それもしようがないものかと受け入れざるを得ないような状況に今なっていると思うんですよね。やっぱりそうなってしまうと、上限がなくなるのでどんどんお金がかかると。そうすると、後ほどもお話ししますけれども、結局、うちで今から建設するものはこの中学校とか病院だけではなくそのほかのものがありますので、上振れすればするほど余力がなくなる。余力がなくなると、次これを建てたいと思っていたのに、今お金ないからやっぱりできませんわというような話になっては悪いと思いますので、その上振れはやっぱりどこまでか、そして、それ以上超した場合はどうするのかというところをしっかりと、ここまでというようなところで判断をすべきラインというものがしっかり必要になるのではないかなと思います。そのラインに来たときは、もうこれ以上は上昇ではなくて、じゃ別なところも見直していくという判断も、そのときになっては必要なのではないかと私は思いますので、そういった点もぜひ考慮していただければと思います。

先ほど市長にもあったとおり、基本計画とかにもあるとおり、新病院は山形県と寒河江市が設立する一部事務組合が運営母体となるとしております。また、基本計画案では財政負担割合が山形県65％、寒河江市35％と示されております。

そこで伺います。建設の計画であったりとか、追加の投資などに関する意思決定はどのように行われるのでしょうか。

例えば、先述した建設費が想定外の増額となり、多分ここが一番私たち興味があるというか重要な部分だと思うんですけれども、建設費が想定外の増額になったというときに、山形県議会と寒河江市議会とで判断が分かれた場合はどうなるのか。

山形県議会では、医療水準確保のためには必要である、もしくは、広域医療を考えれば妥当な増額であると判断する一方、寒河江市では、市の負担額だけで数十億円増えてしまうと、先ほど私言いましたが、ほかの公共事業を圧迫してしまう。当初の説明と大きく異なるので市民に説明できないと判断する可能性も私は十分あり得ると思いますし、その逆の場合もあると思います。

このガバナンスの問題というのは、共同運営には必ず付きまとう話であります。運営方針、追加投資について、県と市で意見が分かれた際、どう判断されるのか。

そして、市が反対の意思を示したとしても、県主導で事業が進められ、寒河江市が意図せず不本意な財政負担を迫られるようなリスクはないのか。

一部事務組合による運営は承知をした上で、その前段の財政負担は山形県と寒河江市にな

るわけですから、その場合の意思決定についてお伺いいたします。

○**柏倉信一議長**　齋藤市長。

○**齋藤真朗市長**　山形県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編・新病院整備基本計画案において、建設工事着工年度となる令和10年度には山形県及び本市を構成自治体とする一部事務組合を設立しまして、以降はこの一部事務組合が事業実施主体として事業に取り組む計画となっております。

この一部事務組合が設立するまでの期間については、基本計画に基づきますと、県と本市がそれぞれに役割を分担し、協議を行いながら事業を進めていくということになります。

このため、県と本市のどちらかが最終判断を行うといったことではなくて、それぞれがそれぞれの議会や県民・市民など皆様からいただいた意見を持ち寄って県と市が対等な立場の中で協議・調整を行い、多くの皆様に御理解いただける事業となるよう努力してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、将来的な財政負担を伴っていくものでありますので、本市としても責任を持って県と原案を協議し、予算案の提示や市議会や市民の皆様への説明を行ってまいりたいと考えております。

なお、一部事務組合設立に当たっては、県と本市それぞれ議会において議決いただいた上で、総務大臣から設立許可をいただく必要があります。

また、設立後は特別地方公共団体として議会を設置することとなりますので、その中で必要な議論を行いながら意思決定を行っていくことになると考えております。

○**柏倉信一議長**　後藤議員。

○**後藤健一郎議員**　分かりました。

今御説明あったとおり、その前段の時点では結局、後で一部組合設立して、その後の議会があってというのは、それはそうだと思うんですけれども、やっぱりその前段です。特に、お金がかかるものはその前段の場合でございますので、そうなると県とやっぱり市議会と２つ判断する機関があるということは、２つともいいね、もしくは２つとも駄目だねとなればいいんですけれども、一方がいいね、一方が駄目だねとなった場合というのが非常にこれが問題だと思うんです。下手すると、要は事業がもう全くそこから進まないと、判断が分かれて進まないということもあるかと思うんですが、例えば、そうなった場合、今の時点で何とも言えないかもしれませんけれども、最終的な調整のルールとか、そういったものというのは、現時点ではお話はなっていないものでしょうか。

○**柏倉信一議長**　齋藤市長。

○**齋藤真朗市長**　一部事務組合設立までの間の協議のルールということになりますけれども、具体的なルールということは、今の時点では特に設けてはおりません。

先ほど答弁させていただいたとおりでありますので、この仕組みからいきますと、それぞれにそれぞれの議会で了承いただけるような、そんな案を準備していくということが我々が果たすべき責務なのかなというふうに考えております。

以上です。

○**柏倉信一議長**　後藤議員。

○**後藤健一郎議員**　分かりました。

前段で言ったとおり、やっぱり県が主導で進められてしまうとかというようなことがないように、意見が分かれた場合ですけれども、ぜひ両者が納得できるような進め方をしていただければと思います。

先ほど申し上げたとおり、基本計画案では財政負担割合というのは、山形県が65％、寒河江市が35％、そして負担対象とする経費の範

囲及び負担額の積算方法の詳細は両者において別途協議するとされております。

私が心配しておりますのは、建設費の増額ももちろんそうなんですが、開院後の赤字についてであります。経常収支は開院５年目に黒字を見込むと試算しているものの、自治体病院経営は一般的に厳しく、額の違いはあれど、これまで山形県立河北病院も寒河江市立病院も赤字でしたので、累積赤字が生じる可能性というのは、これも想定外ではなく起こり得るリスクとして考えなければならないと私は思っております。

特に、今までの市立病院と違って、病院の規模が大きくなるとなると、赤字額も市立病院と比較にはならないぐらい大きくなるということも想定されますけれども、この一番最初に出ている35％という数字だけが独り歩きして、開院後の経常的な運営赤字が発生した場合も一律35％を市が補塡し続けなくてはならないのか。

私は、市の一般会計を圧迫し続けることになってしまわないかと危惧しているのですが、経営が赤字になった場合について、現時点でどのように協議されているのか伺います。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　ただいま後藤議員から御指摘いただいたとおり、自治体病院だけではない状況ではありますけれども、自治体病院の経営は、全国的に非常に厳しい状況であります。

また、県立病院、市立病院においても、人件費の上昇などから厳しい経営状況となっているところであります。

基本計画策定に当たっては、県と本市の担当者間において開院後の収支シミュレーションなどの議論を重ね、その中で、基本計画においては５年後の経常損益の黒字化という目標を設定するとともに、総務省が定める繰り出し基準を基本とする整備運営に係る経費、そのほか出資金及び開院準備経費等のうち35％を本市が負担するものとさせていただきました。

このため、事業収支シミュレーションとそれに基づく開院５年後の黒字化実現に向けて県と共に病院の整備や経営に万全を期すとともに、市民や西村山郡内等、多くの方々から利用していただけるような病院としていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長　後藤議員。

○後藤健一郎議員　そうですね、ちょっとここが多分、今回は一番最初申し上げたとおり、まずは病院ができるまでということで今回の質問をさせていただいておりますが、多分、開院後に一番頭を悩ますというのがここの部分だと私は思っております。

一番最初、冒頭でも申し上げましたけれども、やはり人口減少による医療需要が低下してくるということも多く考えられますし、その点、先ほど沖津議員なんかも私の横でお話をされていましたけれども、やっぱりそれが将来に対しては一番大きい不安の部分であると思います。その際に、やはりこの数字だけが独り歩きしていると、いや、常にもうその分寒河江市出さなくちゃいけないよねと、こうなってしまうのが一番怖いなと私は思っております。

ほかのものもそうなんですけれども、建てるのは正直そのときだけのお金なのでまだいいんですけれども、継続していく部分、ほかの建物でいえば維持補修とかメンテナンスにかかりますけれども、病院の場合はやっぱりその後の収益という部分が非常に経営に大きく関わってまいりますので、その部分についても本当にしっかりとシミュレーションをしていただいて、その段階段階においてどんどん精査をしていただきたいと思っております。

次に、国の財政措置と本市負担の見通しにつ

いて伺いたいと思います。

令和７年度の国の補正予算に施設整備促進支援事業というのがありましたけれども、国も近年、病院建設において物価上昇、賃金上昇を踏まえた補助制度が必要と、国のほうでも今認識しているようであります。

新病院整備に関して、国からはどんな補助制度、財政措置が活用であると見込んでいるのか、教えていただければと思います。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　新病院整備に関しまして国からどのような補助制度、財政措置を見込んでいるのかというような御質問をいただきました。

まず、活用可能性がある補助制度について申し上げます。現在策定を進めている本市の立地適正化計画において、当該新病院を本市の都市機能誘導施設とする考えでありますので、国土交通省の都市構造再編集中支援事業費補助金を活用しまして、市の負担分に充当することについて検討を行っているところであります。

一方、新病院整備費については、公営企業債を発行しまして資金調達を行うことが基本となります。この公営企業債は、新病院の建設工事、医療機器の整備等に充てることができまして、今回の新病院は複数の病院を統合する場合の特例措置の対象となりそうですので、そうなりますと後年度の元利償還金の40％が普通交付税として措置されるということになります。

普通交付税の措置には、１つには整備する施設の床面積当たりの上限額が設けられておりますが、この上限額については、建設工事費の高騰等から年々引き上げられてきているところであります。

現時点で将来の地方財政措置を含め正確に試算するということは困難でありますが、参考に申し上げますと、令和７年度の１平米当たり整備費の措置上限額は59万円でありましたが、令和８年度では85万円となる見込みであり、26万円の引上げが予定されております。

この特例措置を活用した場合、構成自治体、県と本市ということになりますが、構成自治体が新病院に負担すべき繰り出し基準は３分の２でありますので、仮に交付税措置の上限額内で建設工事が実施できた場合は、繰り出し基準である３分の２から普通交付税で措置される40％を控除した整備費の約26.6％、15分の４ということになりますが、これが構成自治体、県と市の負担ということになります。

この整備費の約26.6％の金額に現在協議している財政負担割合となる35％を乗じた額が本市の実負担額となる見込みであります。イメージなかなかしにくい数字でありますので、イメージで申し上げますと、整備費のうち、１割を下回る、１割弱の金額になるというようなイメージであります。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、普通交付税の措置は、整備する施設の床面積当たりの上限額があり、整備費全てが対象となるかどうか、そしてまた都市構造再編集中支援事業費補助金を活用できるかどうかといったことなど、現時点では不透明なところも多い状況でありますので、整備に当たりましては、今後も国の動向を注視しながら、必要に応じて国に要望、協議を行って財源確保に努めてまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長　後藤議員。

○後藤健一郎議員　分かりました。

いろいろなやはり補助制度、財政措置のほう、国のほうでも見てくれると。しかも、今回はこういった市単独ではなくて広域で、しかも集約ということもあるので、非常にいろいろ優位なものが使えるということで、大体のイメージとしては１割ぐらいが寒河江市の負担になるのではないかというようなお話でござ

いました。

その中で、公営企業債ということで、額のほうはまだよく分からないけれども、こういったものを発行されるということでありましたが、現時点で考えているこの企業債は、償還期間としてどれぐらいを考えているかというのは、もうあるものでしょうか。

○**柏倉信一議長**　齋藤市長。

○**齋藤真朗市長**　償還期間ということの御質問でありますけれども、基本計画案の収支シミュレーションの中では、建設工事費については、償還期間を30年として起債することを見込んでいるところであります。

○**柏倉信一議長**　後藤議員。

○**後藤健一郎議員**　分かりました。すみません、私、そこはもしかすると読んでいなかったかもしれません。

先ほどいろんなシミュレーションして金額を具体的にお伺いしたところ、そこまで大きく負担があるというわけでもないような気がしたので少し安心しているところではありますけれども、本事業はやはり寒河江、西村山地域の医療を守るための必要な投資ではありますが、本市にとって長期にわたる財政負担というものも伴う可能性がある事業でもあります。

大型公共施設というのは、建設を決めるときは一瞬でありますけれども、その借金の返済というのは20年、30年と続きます。先ほど市長の答弁にもありましたとおり、今回については、およそ30年ということでありました。私たちはその負担を、30年といいますと、私、52歳になったばかりですので、82歳だと平均寿命まで生きればぎりぎり生きているかもしれませんが、ちょっと中にはあまりいらっしゃらない方も議場の中にはいらっしゃるかもしれませんけれども、非常に30年というのは長い期間だと思っております。だからこそ建設するときの費用だけではなくて、建てた後、寒河江市の財政運営というのが本当に持続可能なのかという点も、しっかりと今いる私たちで議論する必要があると思います。

そこで、ここからは、ほかの公共事業への影響、将来世代への影響について伺いたいと思います。

２月18日の予算内示会で示された行動計画では、市債発行額、これはこれまで10億円から15億円程度で推移しておりましたけれども、統合中学校建設により、令和９年度は59億6,420万円、令和10年度は54億8,870万円と大きく増加する見込みが示されております。

さらに、これまで順調に減らしてきた市債残高が今後増加に転じ、その後長期的に高い水準で推移する見通しが示されております。

ただ、これらの数字は、今まで議論してまいりました病院建設費というのはまだ含まれておりません。この病院建設事業において、本市の実質公債費比率がどの程度上昇すると試算しているのか伺います。

○**柏倉信一議長**　齋藤市長。

○**齋藤真朗市長**　本市の実質公債費比率がどの程度上昇していくのかという、どの程度上昇するのかと試算しているのかというような御質問をいただきました。

先ほど答弁させていただいたとおり、新病院整備費の大部分は、公営事業債を起債してその財源とすることとなります。

新病院整備に係る起債につきましては、一部事務組合で起債し、償還を行っていくということになりますが、一部事務組合が運営するものも含めて、公営企業が要する経費の財源とする地方債の償還財源に充てたと認められる市からの繰入金は、本市の実質公債費比率の算定に計上する必要がございます。

先ほど御答弁させていただいたとおり、基本計画案の収支シミュレーションでは、建設工

事費については償還期間を30年として起債するということを見込んでおります。

一部事務組合が実施する起債手法につきましては、より財政負担の少ない手法を調査検討してまいりますけれども、仮に元金均等払いで利率を2.5％とした場合においては、新病院の建設工事費等に係る部分に関しましては、実質公債費比率を単年度決算で約１％上昇させるものと試算しておるところであります。

○柏倉信一議長　後藤議員。

○後藤健一郎議員　分かりました。病院に関していえば１％程度の上昇ということでありました。

先ほどお話しした予算内示会で行動計画、それの巻末に財政の資料というのがついているわけですけれども、これを見てみますと、一般会計の市債残高が令和８年度は161億6,127万円だったのが、５年後の令和12年度は256億8,560万円になるという見込みで、財政調整基金は令和８年度が22億1,837万円だったのが令和12年度は７億137万円。そして、市有施設整備基金というのが、現在、現在というか令和８年度ですね、16億3,550万円になっているところが令和12年度は５億5,000万円になっておりました。

これ計画どおりにいってもこれぐらい減るということでありますので、要は借金、市債が増える。今までこつこつためてきた貯金がぐっと減ると、半分以下になるということでありますので、これに今お話ししている病院だけではなくて中学校もそうですけれども、こういった建設が続いてきて上振れが出たりすると、これがどんどんなくなってくるということになります。

なので、結局予算はあっても何もできないと。要は、支払いだけがあるので、入ってきたお金がそのまま支払いになりますというような状況になってしまうと、この後のほかの政策とか公共事業に与える影響というのが大きいと思いますので、そちらの点をよくよくやっぱり話し合って進めていかなくてはいけないなと思っております。

寒河江市の大型公共施設の建設事業の第１弾として統合中学校建設が今まさに進められております。そして、その数字が見えてきたので、今回のこの５年分の行動計画に盛り込まれたわけなんですが、この新病院建設というのは、それに続く第２弾の寒河江市にとっては大型建設事業であります。そして、この２つで終わりではありません。市公共施設等総合管理計画とか個別施設計画では、この後も建設事業が続いていきます。

先ほど申し上げたとおり、統合中学校及び新病院の建設費や運営費の上振れによっては、ほかの事業に影響を及ぼすことがこれはもう想定するのは当然だと思うんですけれども、現在、私たち議会とか市民の皆さんに示されているのは、先ほど言った行動計画、この５年分ですね、しかありませんので、この病院建設事業が与える財政的な影響というのは、この資料の中には入っておりません。

現時点で建設が決まっている統合中学校、そしてこの新病院を考慮した今後の実質公債費比率のピークは何年度に迎え、どの程度になると試算しているのか伺います。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　今後の実質公債比率のピークについて質問いただきました。

２月18日開催の議会全員協議会でお示しさせていただいたところでは、実質公債費比率について、５年後の令和12年度には近年の屋内型児童遊戯施設等の積極的な施設整備に伴う元利償還や新中学校整備に係る起債の利払い等の見込みを踏まえまして、9.7％程度となる見込みとさせていただいたところであります。令和13年度以降には、新中学校整備に係る起

債に係る元金償還も開始されますし、実質公債費比率はさらに上昇していくことが見込まれます。

実質公債費比率の算定につきましては、単年度の比率の３か年平均ということであることを踏まえますと、新中学校整備に係る起債については、元金均等払いで借り入れた場合、元金支払いの据置期間終了からさらに３年後の令和16年度が実質公債費比率への影響が最大になる年度と考えております。これに新病院整備において各年度に借り入れた起債の元金償還に対する繰り出しが始まる令和18年度が実質公債費比率のピークになるということと想定しておるところでありまして、現時点では最大で18％付近まで比率は悪化しまして、以降は高止まりしていくものと考えております。

このため、今後もさらなる事業見直し等を行いながら、これまで以上に効率的な行財政運営に努めまして、これらの事業による影響を十分吸収できるよう、あらかじめ財政基盤を整えていく必要があると考えております。

○柏倉信一議長　後藤議員。

○後藤健一郎議員　分かりました。

今市長からもお話ありましたが、令和18年度あたりが今建設しているものを想定しただけでのピークと。この後、要は建設がほかにあるとすると、またもうちょっと、もしかするとピークあるのかもしれませんけれども、現時点で見えているものとしてのピークが令和18年度、そして実質公債費比率は18％ぐらいになるのではないかというようなお話でございました。

先ほど市長からのお話もあったとおり、３か年平均で出されるので、極端に１年ごと行ったり来たりしないわけですけれども、なので、建設していくと、どんどんじわりじわり後から後から上がってきて、そしてなかなか下がらないというのがこの実質公債費比率であります。

議場にいる皆さんはもう御存じかとは思いますけれども、この実質公債費比率が18％以上になってしまいますと、地方債の発行に際して総務大臣または都道府県知事の許可が必要となる起債許可団体になってしまいますので、多分ここを超えないようにと、何としてもここは死守するというラインが18％だとは思うんですけれども、なかなか先ほど申し上げたとおり建設が続いていくと、じわりじわりと上がってくるので、18％に近くなってからまずいと思っても、もうどうしようもなくてその後上がってしまうというのがこの実質公債費比率だと思いますので、やはり18％は超えてはいけない、超えてはいけないわけではないんですけれども、やっぱり要注意のその水準を超える以前に、15とかになってきたら、ちょっと危ないと、体質改善を図っていかないと危ないなというラインがその手前に、そしてじんわり来ると考えると、その数年前にはそういうことをやっていかなくてはいけないと思いますので、そこについては、ぜひ今後も注視していただいて、財政についてもしっかりとそのラインを守っていただくというところで頑張っていただきたいというのが難しいんですが、そのように心がけていただきたいと思います。

私たちにお示ししていただいているのが行動計画ですので、今言った18年度頃がピークというのは今初めて分かったところではありますけれども、市の公共施設総合管理計画とか個別施設計画では、短期10年で、中期が11年から20年で、長期が21年から30年と30年先まで計画を立てておりますが、財政の見通しが伴わなければ建設や修繕ができませんので、先ほど今18年度ぐらいでピークだろうと見込めるということは、５年以上の財政の見通し

というものについて当局のほうでは試算されているかと思います。

もちろんこの時代なのでぶれはあるかと思いますが、ある程度の中長期財政の見通しについて、試算しているものがありましたら、市民の皆さんとか、そして私たち議会に示していただくと、私たちもより責任を持った判断ができるのではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

○**柏倉信一議長**　齋藤市長。

○**齋藤真朗市長**　中長期の財政見通しを示していただくことができないのかというようなお話いただきました。

令和５年度に行いました新中学校整備を含めました学校施設整備計画の策定でありますとか、県立河北病院と市立病院の統合再編への合意等を受けまして、大規模事業が今後立て続けに実施される見込みとなっております。

大規模事業が続く中で、健全な財政運営を維持していくためには、これまでの５年間の財政計画に加えまして、より中長期的な視点で今後の財政見通しを把握し、これらの事業を進めていくことが重要であると考えております。

後藤議員がおっしゃいますとおり、中長期の財政見通しを議会などと共有するということは、これまで以上に長期的視点に立った将来に向けて、より責任ある活発な議論に資するものと認識しております。

しかしながら、10年先、20年先等々といった長期の財政見通しを示すこととなりますと、現在でも上振れ予測が難しい、変動幅の大きい時期にある中で、社会情勢、経済状況等の変化といった様々な要素に対しまして、どこまで織り込むことができて、そして実態との乖離が小さく正確性を備えたものを示していけるかという課題もございます。あまり振り幅が大きくなりますと、意味のある議論ができないという可能性があるとも考えております。

このため、ほかの自治体の状況等も研究しながら、どのような形でお示しすることが可能なのか、時期的な視点、タイミングも含めまして検討してまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長**　この際、暫時休憩いたします。

再開は午後１時といたします。

休　憩　午後０時００分

再　開　午後１時００分

○**柏倉信一議長**　休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤議員。

○**後藤健一郎議員**　休憩前になりますけれども、市長からは、現時点でも様々な要素で変動があると。そして、さらには10年、20年、30年と長期になればなるほど振れ幅が大きいので、なかなか中長期の財政の見通しを示すのは難しいというようなお話でございました。確かに私もそうだと思います。また示してしまうと、その数字がやはり独り歩きしてしまう可能性もありますので、なかなかそう簡単にはいかない話だと思いますが、議会、そして市民が、よりよい、そしてより納得できる判断をするためにも、ぜひ、出し方も含めてですが、検討していただければと思います。

寒河江市のウェブサイトを見ますと、公開されている財政資料の中で一番古いのは平成17年度でした。先ほど実質公債費比率18％は死守したいラインですよねというようなお話を市長とも確認したところでありますけれども、この年の実質公債費比率は21.8％、経常収支比率は96.4、翌18年度は、実質公債費比率は23.3％、経常収支比率が95.7、19年度は19.4％で98.1、20年度は19.0％で99.6、21年度が18％で96.8％、22年度が17.6％で91.2となっておりまして、確認することができる財政資料では、平成19年、20年あたりが、寒河江市が財政的に最も苦労し

たときだったのではないかと、この資料からは推察できます。

このとき考えますと、もちろん私は議員ではありませんが、駅前中心市街地整備、そして醍醐小学校、あとハートフルセンターなどの建設が重なっている頃でありまして、それを受けて市では抜本的な行財政改革をすべく、寒河江市行財政改革大綱を、これ平成18年度ですけれども、策定されているようでありました。

よく市の財政厳しいとか、自治体の財政が厳しいという言葉あるんですけれども、これ、お金はあるけれどもできないという、既存事業に多くの財源が固定化されて新たな政策に使える財源が少ないことを示す言葉であります。

今定例会初日に市長から令和８年度の市政方針、言い換えれば令和８年度に新しくやりたいこと、拡充したいことの説明がございました。いろいろ項目を挙げていらっしゃいましたけれども、私が説明するまでもなく、経常収支比率が100に近づけば、たとえ今年のように242億円あったとしても、維持するのが精いっぱいで新しいことはできませんの一言で終わってしまいます。

2007年に財政再建団体になった北海道夕張市ですが、来年３月に財政再建を完了し、20年ぶりに自治権を回復いたします。しかし、最高の住民負担、最低のサービスと、いわゆる徹底した歳出削減で、この間、人口は半減、高齢化率約54％と、急激な高齢化と人口減少の疲弊した小さなまちになってしまいました。

私たち議会も、市長をはじめとした市当局も、市政に携わる者の大きな目的は、よりよい寒河江市を将来世代へ引き継ぐことであります。

私は、昨年９月定例会において、自治体の時限爆弾とも言われる公共施設マネジメントについて一般質問を行いました。続く12月定例会では、収支を上回る事業を続け、基金を取り崩した結果、財政難宣言をせざるを得なくなった自治体が全国で相次いでいることを受け、本市の財政運営について質問をいたしました。

今回の一般質問は、その２つの議論を踏まえ、現在進められている大型公共施設建設事業と本市の財政の将来を重ね合わせて伺ったものであります。

私は、この山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合に反対しているわけではありません。ただ、事業規模が大きいからこそ、楽観的な見通しではなく、想定し得るリスクを事前に議論し、市民に対しても十分な説明責任を果たしていくことが必要であると考えております。

また、県と市の共同事業であるからこそ、意思決定の在り方や財政負担の在り方について透明性と納得性が求められるものだと考えております。

病院を建設することが目的ではなく、第７次寒河江市振興計画の基本政策３、全ての市民の健康と安全・安心の確保が目的でありますので、地域医療と市財政の持続性の両立を強く求めて私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

月光裕晶議員の質問

○**柏倉信一議長**　通告番号６番について、５番月光裕晶議員。

○**月光裕晶議員**　月光裕晶です。よろしくお願いいたします。

通告番号６番、学校の校内環境について質問させていただきます。

まず、学級経営上、困難を抱える状況への対応について質問させていただきます。

近年、一部の学級において、担任の先生の指示が通らない、授業中落ち着いて学習できない等の児童が複数見られる、授業が計画どおり進行しない、学習内容の定着に大きな差が生じているなど、教育活動の継続に支障が生

じているとの声を耳にしております。

これは１つの学校や１人の教員の問題ではなく、学校、家庭、地域が連携して解決すべき教育課題であると考え、以下質問をいたします。

現状と原因の認識について。

学級経営上、大きな困難を抱えている状態について、私が把握しているのは一部かと思います。寒河江市全体としては現在どのような状況なのか、またその要因をどのように分析しているのか伺います。

○柏倉信一議長　佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長　学級経営上、困難を抱えている学級の状況につきましては、年３回、学期ごとに調査しております。

困難を抱えている学級の具体的な状況としては、ごみが散らかるなど教室が乱雑になる、授業中に学習用具を出さない、私語などにより指示が通らなくなる、教室を抜け出す児童生徒がいるなどの状況が見られることです。

こうした学級経営上、困難を抱えている学級は、今年度の１学期の報告では７学級ありました。そのうち１学期から２学期にかけて４つの学級の状況が改善され、現在、３つの学級が引き続き改善に取り組んでいる状況です。

学級が落ち着かなくなる要因は様々であり、教員の指導の在り方、校内の連携や協力の状況、特別な配慮が必要な児童生徒への対応の仕方、家庭との連携や保護者の理解等、複合的な要因が重なって起きる場合が多い状況です。

例えば、児童生徒が、授業の内容がよく分からなかったり、授業の進め方に不満を持ったり、いじめや問題行動への初期対応が遅れ、児童生徒との信頼関係が築けなかったり、学級経営に柔軟性が不足し、指示や指導が一方的になっていることに子供たちの不満が高まっている場合などもあります。

また、学級経営に課題があっても、学級担任１人が抱え込み、学年主任や管理職との連携が取れていなかったり、講師も含め、経験の少ない若手教員が増えたことや、多忙化により学校としてのフォロー体制がうまく構築されていなかったりすることも要因として挙げられると思います。

さらには、自己肯定感がとても低かったり、学校や家庭に自分の居場所を感じられなかったり、友人や大人とのコミュニケーションが苦手だったりする特別な支援を必要とする児童生徒が増え、集団行動が困難になるというケースも生じています。

○柏倉信一議長　月光議員。

○月光裕晶議員　様々な要因があると思いますが、まずは家庭への協力要請についてお聞きします。

授業規律や生活習慣の定着には家庭の理解と協力が不可欠でありますが、学校任せとなり、保護者が状況を十分把握していないケースも見受けられます。

家庭に対して、学習環境づくり、生活習慣の改善、学校指導への協力、そういったことを求める働きかけが必要ではないでしょうか。

私は、保護者への学級の現状の具体的な周知とともに、要請を強化すべきと考えますが、見解を求めたいと思います。

○柏倉信一議長　佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長　子供たちの健やかな成長のためには、学校や家庭、地域との連携協力が欠かせません。また、一人一人の子供の様子や学級の現状をきちんと保護者へお伝えすることは、学校の責任であると考えます。

その上で、家庭にお願いしたいこともきちんとお伝えし、家庭と学校が協力して子供たちを育んでいくことは、子供の成長にとってとても大切なことです。

私も校長をしているときには、ＰＴＡ総会等

の場で、保護者の皆様に、学校は子供たちの成長のため精いっぱい頑張ります。しかし、全て学校任せでは子供たちは育ちません。学校と家庭がそれぞれの役割を分担し、一緒になって子供たちの成長を支援し見守ることが大切であるということをお話しし、お願いをしてきました。

御家庭への協力要請としては、例えば、子供たちにとって心に抱えている不満やストレスをつぶやくことができる、出すことができる、そうした環境があることがとても大切です。そのためには、それぞれの家庭が安心できる居心地のいい居場所であることが大事な鍵となります。保護者の皆様が子供の声に耳を傾け、ありのままの子供の姿を受容することが子供たちの自己肯定感を高めることにつながります。そして、その自己肯定感の高まりが自分や友達を大切にする思いやりの心を育んでいきます。

また、学級が落ち着かない状況になった場合には、保護者の方々から授業の様子等を見ていただいたり、これからどんな学級にしていきたいかを、学校、子供たち、保護者が共に考える機会を設けたりすることも必要であると思います。

そして、課題を明らかにし、目指すべきところを共有し、それぞれの立場や環境の中で、具体的に何をしなければならないかを明確にし、行動することが重要であると考えます。

○柏倉信一議長　月光議員。

○月光裕晶議員　教育長がおっしゃいますとおり、一番いいのは、保護者に授業の様子を見ていただくことかと思います。授業参観とかそういったものはあるんですけれども、やはり授業参観のときになると、子供たちはおとなしく授業を聞いているわけでございます。ですので、保護者がもっと気軽に、急にでも見に来られるような状況づくりが必要ではないかなと思いますので、ぜひその辺もよろしくお考えになっていただければと思います。

次に、学力低下への対応と人的支援についてお伺いいたします。

基礎学力の定着が不十分な児童が増え、授業の進行に影響が出ているとの指摘があります。加えて、授業中の端末使用のルールが守られない、学習活動に参加しない児童が周囲の学習環境へ影響を及ぼす状況も見られます。

実際私が目にしたのは、掛け算がおぼつかない３・４年生の姿です。本来ならば、２年生で覚えておかなければいけない学習であります。掛け算というのは、この後も多くの面で算数・数学に関わってくるものでありますので、今のこの状況はとても危険ではないかと考えております。

さらには、授業中にタブレットでゲームをしている児童もいて、それを見たほかの児童がうらやましく思い、あの子がやっているなら自分もやってみようというような考えを持つこともあるようです。

そして、学習支援員の先生が特定の子に付きっきりになってしまうことがあり、クラス全体の学習支援ができていない状況もあるといいます。

そこで、そういった授業へ悪影響を及ぼす児童などへの対応として、今既に導入済みの学校もあると伺っておりますが、地域のボランティアの方のお力を借りるという施策を市内全域の学校に導入を進めるべきと考えますが、見解を求めます。

○柏倉信一議長　佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長　学級が落ち着かなくなる状況になることの大きな要因の一つとして、授業の内容や指導方法が学級の実態に合っていないということが挙げられます。

子供たちにとって、授業がつまらない、学習内容が理解できないという状況では、学習に

喜びや楽しみが見いだせないストレスから私語や立ち歩きが増えるというふうな悪循環を生み出します。

こうした負のスパイラルを断ち切り、一人一人が意欲を持って学習に向かうためには、児童生徒にとって授業が分かる、楽しいものであることが最も重要です。

そのためには、教員一人一人の授業力の向上、児童生徒の学習状況を十分に捉えること、そして学級における人間関係、悩みや困り感の把握が必要です。

そのためには、働き方改革を一層推進し、教材研究や児童生徒理解に充てられる時間を確保していくことも大切です。

そして、学校全体で授業改善に取り組み、学力向上支援員や特別教育支援員、またはほかの教員と連携し、チーム・ティーチングなどの指導方法を工夫しながら、魅力ある授業づくりを行っていくことが児童生徒の学力向上、居心地のいい学級づくりにつながっていくと考えます。

また、月光議員御指摘のように、学習や生活の面で地域の方々のお力を借りることも有効であると思います。現在も、例えばある小学校では、授業や給食、清掃の時間に地域の方々から週２回程度学校に来てもらい、お手伝いいただいています。複数の目で、そして学校の職員以外の方の目で子供たちの学校生活の様子を見守っていくことは、これまで見えていなかったことへの気づきも可能となり、子供たちの安心感を育むとともに、学校と地域との関わりを深めていくことにもつながるものと思います。

今後、市内のほかの学校でも、地域ボランティアを導入することを推奨していき、全ての児童生徒にとって安心・安全な学びの場を保障していきたいと考えております。

○柏倉信一議長　月光議員。

○月光裕晶議員　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

私が住んでいる柴橋地区では子供が大分減っておりまして、ですので、地域の方も子供と触れ合う機会がなくなってきていると言っております。ただ、やはり下校のときとかに、楽しそうに下校している子供を見ると、すごくほほ笑ましいとおっしゃってくださる方がたくさんいらっしゃいます。地域ボランティアによって子供と触れ合う機会というのができれば、その方たちにとってもいいことなのかなと思いますので、ぜひ市内全体に、教育長答弁してくださったように実施していただきたいとお願いいたします。

次に、教員配置と負担軽減についてお聞きしたいと思います。

学級運営の困難さが教員の精神的負担を増大させ、指導の質の低下や離職の要因ともなり得ます。現在、ある学級では、算数を教員３人体制で教えているような状況になっております。担任の先生の負担を学校全体で軽減しようとしているのはすばらしいことではありますが、まずその前に教員の経験や適性を踏まえた配置をするべきではないかと考えますが、見解を求めます。

○柏倉信一議長　佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長　教員の経験や適性を踏まえた配置をすべきではないかという御指摘ですが、そのとおりであると私も思います。

実際に教職員の人事を担当する村山教育事務所でも、その点については、可能な限り各校のバランスを考えながら配置を行っています。

しかしながら、学校が望むような配置は難しい状況にあります。

その要因の一つとして、教員全体の年齢構成のアンバランスがあります。学校の中堅となる30代後半から40代の教員の数が極端に少なく、50代のベテラン世代と20代の若手が多く、

二極化している状況です。これは本市だけでなく、全国的にも同様の傾向が見られます。

また、教員の成り手不足も深刻な状況です。その結果、講師を務めてくださる方も激減しています。

さらには、先ほど申し上げましたように、20代や30代前半の教員が多いということは、産休、育休を取得する教員も多いということです。加えて近年は、これはよいことではありますが、男性の育児への参画も進み、男性育休の取得も増えています。こうしたことから、産前産後休暇、育児休暇や病気休暇などの代替者として配置される講師の方も不足している現状があります。かつては、講師の方は、まず非常勤講師で経験を積んでから担任をするといったこともできましたが、今は厳しい、難しい状況です。

さらには、児童生徒数の減少により、各学校の教職員定数の減少ということもあります。各学校では、そうした状況の中、経験や適性を踏まえ、どの学年、どの学級を任せるかを熟慮した上で学級担任を決めております。

また、経験の浅い若手とベテラン教員で学年を組んだり、お互いに授業を見せ合うなどの研修を行ったりしながら、教員一人一人の授業力の向上を図っているところでございます。

○柏倉信一議長　月光議員。

○月光裕晶議員　今世間一般では、教員はブラック職ということで、もうほぼ定着しております。やはり、そうすると教員になりたいという方もいなくなってはくるかと思います。わざわざ大変なところに就職しなくても、ほかにいい就職口がたくさんあると。やはり教員の労働環境というのは改善すべきでありますし、今改善するためにいろんなところが頑張っているところではあると思いますが、若い教員の方で、なかなか今、何というんですかね、心が弱い方が結構いらっしゃるというのをちょっとお聞きしまして、そういった方ばかりではないとは思うんですけれども、そういった方が、学生が終わり教員として学校に入ったときに、あまりにもギャップがすご過ぎて、そこで心が折れてしまって、教員として続けていけないというようなことが、ある程度あると聞いております。

教員は、授業するというのが大前提でしょうけれども、それ以外の業務もたくさんあって、そこをどのように改善していくかというのがこれからの課題にはなると思いますが、それに関しまして次の質問をさせていただきます。

先日、ある教員の方と話すことがありました。その方はとても前向きなイメージでしたが、珍しく現在頭を悩ますことがあるとのことでした。

ある児童が、授業には参加せず、校内を自由に歩き回り、そして何か気に入らないことがあれば暴れ、大人数名で取り押さえる、そういった状況にあると。学校側は、発達障がいなどの検査をお願いしたりはしているそうですが、その保護者は聞く耳を持たず、逆に教員の指導がよくないのではないかと意見をしてくるような状況だと言います。

これは現場の教員に過度の負担がかかっているのは事実です。担任の先生は泣きながら保護者とやり取りをしているともお聞きしました。

私は、そういったことを円満に解決するためにも、担任の先生や教員全員の負担を減らすためにも、教員が教育に専念できる環境整備として、そのような保護者対応に専門的に関わる職員の配置をするべきではないかと考えますが、教育長の見解を求めます。

○柏倉信一議長　佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長　保護者対応に専門的に関わる教員の配置については、山形県では、保護者や地域からの過剰な要求や苦情等に対し、

学校だけでは解決が難しい場合には、弁護士から法律的な判断や専門的な助言を仰ぐことができるスクールロイヤー派遣事業を行っております。

また、経験豊かな学校管理職経験者等を学校問題解決支援コーディネーターとして活用するという動きも出てきております。

本市でも、必要に応じて、こうした県の事業を活用していくことを検討してまいります。

また、教育委員会としましても、各学校に対して、保護者や地域から何らかの訴えがあった際には、きちんとお話をお聞きすること、事実確認を確実に行うこと、記録をしっかり取っておくこと等の初期対応の徹底をお願いしております。

また、担任や１人の教員が個人だけで解決しようとせず、必ず管理職に報告し、組織として対応することを指導しております。

さらには、学校だけでは解決が困難だと思われる事案に対しては、教育委員会と連携して対応していく体制を整えております。今年度からは、市の会計年度職員として任用しましたスクールソーシャルワーカーも教育や福祉の知識・経験を基に、困り感を抱えている児童生徒や保護者の状況を丁寧に分析しながら対応しているところです。

こうした連携が教員の働き方改革を推進し、児童生徒の教育に専念できる環境の整備、教員の負担軽減にもつながっていくものと考えております。

○**柏倉信一議長**　月光議員。

○**月光裕晶議員**　本当にこの件に関しては、教員には物すごい負担になっていると、そのように私感じておりますので、早めに対応のほうをしていただければと思います。

まず早めに対応するにしても、やはり教員から、そこの現場の責任者、校長先生でしたり教頭先生、そこから教育委員会に来るかと思うんですけれども、その流れがやはり少し滞ってしまうと、どうしても対応が遅くなってしまうこともあるかと思います。

そこで、未然防止と早期対応についてお聞きします。

こういった事案は、発生してから長時間経過するほど解決が困難となります。学校が把握した段階で教育委員会が早期に支援へ入る仕組みが重要であります。早期発見の基準と報告の徹底、教育委員会の介入時期、学校支援チームの派遣体制について、今後どのように強化していくのか、教育長の見解を求めます。

○**柏倉信一議長**　佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長**　月光議員がおっしゃるように、こうした学級経営が困難になっている事案は、早期対応が問題解決の鍵となります。そしてまた、その前の段階として、こうした状況にならないような具体的な対策が必要です。

その一つとして、小学校における教科担任制の導入を進めています。小学校では、ほとんどの教科を担任１人で指導することが多いわけですが、教科担任制の導入により、複数の教員の目でその学級の児童を見ることにより、課題の早期把握にもつながります。

また、それぞれの教員が得意な教科や分野を担当することにより、子供にとってより分かる授業の実践にもつながります。

さらには、教材研究の負担軽減や深化といった面でも効果が期待できます。

学校から教育委員会への相談等に関しては、学級に落ち着きがなくなってきた、特定の児童生徒の行動が気になる、いじめや不登校などの兆候があるなどの場合には、学校ではケース会議等を行い、教職員間での情報共有や対応の検討、役割分担を行います。

多くの場合は、このケース会議を開く段階で、学校から教育委員会に報告が入ります。そう

した場合には、教育委員会の指導主事がその学校に赴き、該当児童生徒や学級全体の様子を見てきたり、学級担任と面談したりしながら解決策を共に考えていきます。学校の管理職とも面談を行い、学級担任が１人で抱え込むことのないよう、組織的なフォロー体制について指導し、確認をしております。

状況の改善が見られた学級についても、そこで終わることなく、その後の変化も見守りながら継続的な支援を続けております。

学校支援チームという点については、先ほど申し上げましたように、今年度から寒河江市で任用したスクールソーシャルワーカー、ＳＳＷと呼んでおりますが、このＳＳＷと指導主事が共に学校を訪問し、ＳＳＷが教育分野や福祉分野の知識・経験を基に、困り感を抱えている児童生徒の状況を丁寧に分析しながら面談を行っております。また、児童生徒本人だけでなく、保護者との面談も行い、課題の解決に向けて支援しております。

学級経営上、困難を抱えていたある学級では、約半数の児童生徒または保護者がＳＳＷとの面談を希望している状況です。誰かに相談できる、否定せずに自分の話を聞いてもらえるというような安心感が心にゆとりを生み、その結果、課題解決に向けて一歩前進したり、今ある状況が改善していったりという好循環につながると期待されています。

このような支援体制をなお一層強化し、学級経営上、困難を抱える学級がなくなっていくこと、そして市内全ての学校が安全・安心な居場所となっていくことを目指してまいります。

○柏倉信一議長　月光議員。

○月光裕晶議員　ぜひ、ケース会議の段階で報告するとおっしゃっていましたけれども、その報告をするというのを徹底してやっていただければと思います。

それと、ソーシャルワーカーの方、頑張ってくださっているのは存じ上げております。ただ、その方の業務も過多にならないように、そういったところの配慮も併せてお願いしたいと思います。

次に、子供への盗撮防止対策についてお聞きします。

昨年、名古屋市、横浜市、北海道、岡山県などの小中学校教員を含むグループが女子児童を盗撮し、ＳＮＳ上で動画や画像を共有していたことが発覚しました。この事件では５人以上の教員が逮捕されており、ＡＩ技術を用いてディープフェイク画像を作成していたケースも含まれていたようです。この事件は、保護者に大きな衝撃と不安を与えました。

そのほかにも、子供の尊厳を著しく傷つける盗撮事案が全国で発生しており、学校の安全性に対する保護者の不安は計り知れません。

そして、まだ被害はないにしても、全国の自治体でも被害を未然に防ぐ体制整備は急務であると考え、以下質問いたします。

施設面の防止対策について。

トイレ、更衣室等における定期点検の実施状況、通信機器の持込みや校内撮影に関するルールの整備状況を伺います。

○柏倉信一議長　佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長　月光議員御指摘のとおり、近年、全国的に児童生徒に対する盗撮事案が多発しております。言うまでもなく、学校は子供たちにとって安全・安心な場所でなくてはなりません。

施設面での盗撮の防止のための対策としては、各学校では毎月１回、校舎内外の施設等の安全点検を実施しております。その中で、トイレや更衣室なども含めて、盗撮の可能性も意識しながら、盗撮用カメラ等の不審物の有無や死角となって目が届きにくくなっている箇所について、安全面だけでなく防犯面の視点

からも点検を行っております。

また、通信機器の持込みや校内撮影に関するルールの整備についてですが、こちらにつきましては、山形県教育委員会が作成した教職員のＩＣＴ機器利活用ハンドブックに、授業等でＩＣＴ機器を活用する際の基本ルールとして記載されております。

その内容は、教育活動でＩＣＴ機器を利用する際には、原則、私物の機材、つまり個人のカメラやスマートフォン等を使用しないことや画像データを適切に管理することなどです。

このハンドブックに記載されている基本ルールに基づいて適切に利活用を行うこと、また基本となるルールやモラル、留意点について示したＩＣＴ機器利活用チェックリストを活用して常日頃から実行すべき内容を点検・再確認するよう教職員に指導しているところです。

○**柏倉信一議長**　月光議員。

○**月光裕晶議員**　では次に、教職員及び児童生徒への指導についてお聞きします。

教職員のコンプライアンス研修、盗撮が犯罪であることの指導、身体の権利に関する教育や不審機器発見時の対応教育をどのように実施しているのか伺います。

○**柏倉信一議長**　佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長**　教職員へのコンプライアンス、服務につきましては、不祥事が発生したときだけでなく、年度初めや定期的な職員会議、管理職ではなく教職員が主体となって話合いや研修を行う校内倫理委員会などの場で、各学校の計画に基づいて管理職から教職員への指導やお互いの研修を行っています。

また、県教育委員会でも、教員のライフステージに応じて、初任者研修や２・３年次フォローアップ研修、５年経験者研修、中堅教員等資質向上研修などを行っておりますが、その中でも、不祥事の未然防止に向けた服務の研修を該当教員に対して行っております。

また、令和５年７月に施行された性的姿態撮影等処罰法や盗撮防止に係る県教育長通知を基に、盗撮は犯罪であり、事件に関与した教員は逮捕されること、盗撮等に係る内容も厳罰化されており、該当すれば懲戒免職処分になることにつきましても、所属職員に確認・指導をしております。

児童生徒への指導につきましては、保健指導や性教育などを通して、水着で隠れる部分などのいわゆるプライベートゾーンは自分だけの大切な場所であること、相手の大切なところを見たり触ったりしないこと、嫌な触られ方をしたときの対応などについて指導をしているところです。

子供たちを性犯罪・性暴力の被害者や加害者、そして傍観者にさせないためにも、文部科学省の指導資料などを活用しながら、生命を大切にする考えや自分や相手一人一人を尊重する態度などを発達段階に応じて身につける命の安全教育に取り組んでまいります。

あわせて、校内で不審な機器を見つけた場合には学校の教職員に知らせることについても児童生徒に指導しておりますが、繰り返し徹底してまいります。

○**柏倉信一議長**　月光議員。

○**月光裕晶議員**　子供への教育をしてくださっているということでありますが、ぜひそちらも、家庭でも教育をしてもらうように、そういった家庭への情報共有、家庭への要請ですね、先ほども言いましたけれども、家庭への要請も併せてぜひ行っていただきたいと思います。

次に、通報体制についてお聞きします。

児童生徒や保護者が安心して相談できる匿名相談窓口、外部第三者窓口、通報者保護の仕組みの整備状況を伺います。

○**柏倉信一議長**　佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長**　学校では日頃から相談でき

る人間関係づくりに努めるとともに、児童生徒に何か困ったことが起きた場合は、学校の相談しやすい教職員等に話をすることをＳＯＳの出し方教室などを通して指導しております。

盗撮や性暴力の被害に遭った際には、どうしても教職員に相談できないことがあることも想定されます。

そこで県では、電話やウェブの受付フォームから相談できる窓口、ハラスメントほっと相談を開設しております。

毎年各学校では、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく児童生徒へのアンケートを実施しておりますが、今年度、児童生徒や保護者に対してこの相談窓口を周知しているところです。

この窓口に相談する際には、名前を言わなくても相談することができ、相談したことで困ることがないよう、相談者を保護する体制も取られております。

○柏倉信一議長　月光議員。

○月光裕晶議員　それでは、今後の防止対策についてお聞きします。

子供たちが安心して学校生活を送れる環境を守ることは、教育行政の根幹であります。

そこで、今後の対策として、年１回の学校施設総点検、教職員への定期的な服務規律、性犯罪防止研修、盗撮防止マニュアル及び発覚時フローチャート整備、そして最後に第三者チェック体制の構築、そういったことを進めていくべきと考えますが、市として盗撮を絶対に許さないという強い決意の下、どのように具体策を講じていくのか、教育長の見解を求めます。

○柏倉信一議長　佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長　先ほどお話ししましたように、市内の各学校においては、毎月１回、安全面や防犯面から校舎内外の施設等の安全点検を実施しております。こうした点検を、盗撮の未然防止という視点も持ちながら、毎月確実に行う、その積み重ねが大切であると考えます。

今後も、複数の教職員の目で、そして、同じ箇所ばかり点検しているとマンネリ化し見逃しが起きる可能性もあるので、担当箇所を変えながら定期的に安全点検を実施していくよう指導してまいります。

また、教職員だけでなく、時には児童生徒も一緒に行う安全点検や定期点検以外の不定期な点検なども効果的と思われますので、実施してまいりたいというふうに思います。

また、学校施設内には様々なものがありますが、日頃から整理整頓に努めることで、これまでなかった不審な機器が設置されても、その変化に気づくことができます。日々の教育活動において、常に整理整頓を心がけ、児童生徒が気持ちよく学習できる環境づくりを進めていくことも盗撮防止につながると考えます。

さらにまた、学校行事等の場合も注意しなければなりません。多くの方々が、子供たちが活動している様子を撮影している状況だと思います。しかし、その中で不審な行動を取る人がいることも考えられます。保護者の方々の協力もいただきながら、一緒に巡回するなどの行動が盗撮の抑止力にもなるものと考えます。

教職員に対する服務規律や性犯罪防止のための研修につきましても、各学校で定期的に行っているところですが、盗撮に関する内容も含めて毎年確実に実施するよう、教育委員会からも改めて働きかけを行ってまいりたいと思います。

議員からは、盗撮防止マニュアルや発覚時のフローチャートの整備についても御提案をいただきました。盗撮の未然防止に向けた点検

や研修等の取組、発覚時の対応などをまとめたガイドラインを本市におきましても作成してまいりたいと思います。

また、こうした具体的施策や体制等につきましては、各学校の学校運営協議会にも報告するなどしてチェック体制も整えていくよう指導してまいりたいと思います。

○**柏倉信一議長**　月光議員。

○**月光裕晶議員**　点検を行ってくださっているとおっしゃっておりましたが、ぜひ、盗撮に特化したような、そういった点検も、たまにでいいので、いろんな点検の中にそういった盗撮防止のチェック項目を入れるのではなくて、そういったものを特化した点検などもぜひたまにでいいのでやっていただいて、そしてやはり教員が犯行、教員が盗撮をするというのがある程度多いのかなと思いますので、教員の方々を含めない、完全な第三者でのぜひチェック体制といいますか、点検もお考えになっていただきたいと思います。

ぜひ、市内の子供たちが安全に学校に通えるように、教育長には今後も御尽力のほどお願いしたいと思います。

これで私の一般質問は以上であります。

散　　会　　午後１時５１分

○**柏倉信一議長**　以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和８年３月６日（金曜日）第１回定例会

〇出席議員（１６名）

１番	柏倉信一 議員	２番	佐藤政人 議員
３番	野口康一郎 議員	４番	児玉崇 議員
５番	月光裕晶 議員	６番	安孫子義徳 議員
７番	太田陽子 議員	８番	佐藤耕治 議員
９番	渡邉賢一 議員	１０番	伊藤正彦 議員
１１番	古沢清志 議員	１２番	太田芳彦 議員
１３番	阿部清 議員	１４番	沖津一博 議員
１５番	荒木春吉 議員	１６番	後藤健一郎 議員

〇欠席議員（なし）

〇遅刻議員（なし）

〇早退議員（なし）

〇説明のため出席した者の職氏名

齋藤真朗	市長	猪倉秀行	副市長
佐藤志津男	教育長	石橋慶幸	みらい協働課長
小林博之	財政課長	渡辺智昭	市民生活課長
菊地正博	防災危機管理課長	武田栄治	建設管理課長
東海林茂美	学校教育課長	安彦絵美	生涯学習課長
笹原泰治	スポーツ振興課長		

〇事務局職員出席者

髙橋良子	事務局長	伊藤正弘	局長補佐
堀和敏	総務係主任	熊谷拓哉	総務係主事

議事日程第３号　　第１回定例会
令和８年３月６日（金）　　午前９時３０分開議

再　　開
日程第　１　一般質問
散　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第３号に同じ

再　　開　　午前９時３０分

本日の会議は、議事日程第３号によって進めてまいります。

○**柏倉信一議長**　おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一　般　質　問

○**柏倉信一議長**　日程第１、引き続き一般質問を行います。
通告順に質問を許します。

一般質問通告書
令和８年３月６日（金）　　（第１回定例会）

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
7	町会長・役員のなり手不足と地域運営の持続可能性について	（１）町会長や役員のなり手不足の現状について （２）負担軽減と支援策について （３）担い手確保と次世代へのつなぎ方について	６番 安孫子　義　徳	市　　長
8	世帯数が少ない町会の合併について	（１）町会運営困難地域の把握と将来予測の作成について （２）合併・広域化を行った町会へのインセンティブ制度の創設について		市　　長
9	寒河江公園再整備計画の多目的運動広場（新陸上競技場）等整備とス	（１）新陸上競技場整備について （２）第50回記念“さがえ”さくらんぼマラソンについて （３）第70回県縦断駅伝競走大会寒河江	９番 渡　邉　賢　一	市　　長 教　育　長

番号	質　問　事　項	要　　旨	質　　問　　者	答　弁　者
１０	ポーツ振興について 地域住民のいのちと財産を守る西村山消防本部体制拡充と消防団組織の充実強化について	西村山チームの強化について （１）西村山消防本部移転計画と地域医療の拠点となる新病院との連携について （２）持続可能な消防団組織の育成について （３）防災道の駅登録について （４）文化財防火体制の強化について		市　　長 教　育　長
１１	教育問題	（１）メンタル不調教員の現況と対策 （２）日本語指導を要する児童・生徒の現況と今後	１５番 荒　木　春　吉	教　育　長

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

安孫子義徳議員の質問

○柏倉信一議長　通告番号７番、８番について、６番安孫子義徳議員。

○安孫子義徳議員　おはようございます。

壮風会の安孫子義徳でございます。よろしくお願いいたします。

３月に入り、多くの町内会では総会が開催されるものと思います。令和７年度の収支報告や今後の人事、来年度の行事等、よりよい町会運営を目指し、多くの議案を話し合い、安心、安全、快適な地域環境が維持されることに御尽力していただき、感謝を申し上げたいと思います。

この質問は、同僚議員も過去に行っているところでありますが、改めて質問いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

通告番号７、町会長・役員の成り手不足と地域運営の持続可能性についてお伺いいたします。

近年、多くの町会で、町会長や役員の成り手不足が深刻な問題になっています。

要因としては、役員の多くを担ってきた世代が高齢となり、体力や健康上の理由で継続が難しくなっていること、共働き家庭や子育て世代は仕事や家庭の負担が大きく、役員を引き受ける時間的余裕がないこと、また住民同士のつながりが弱まり、町会に参加する意味がない、意味が分からない、役員をやる必要性を感じないと考える人が増えていることが考えられます。

これは、一部の地域の話ではなく、どこの町会でも共通して聞かれる課題です。

昨年、町会長連合会との意見交換会の場があり、その中で、成り手が見つからない、若い人が引き受けてくれない、業務が多くて負担が大きいといった声が寄せられたところです。

町会は、防災や防犯、福祉、地域交流など、住民の生活を支える大切な組織です。その運営が難しくなっている現状は、地域の力そのものが弱まりかねない非常に深刻な状況だと感じています。

そこで、伺います。

町会長や役員の成り手不足について、市として現状をどのように把握されているのか。また、実際に運営が難しくなっている、あるいはその兆しが見られる地域はどの程度あるのか、現状認識を伺います。

○**柏倉信一議長**　齋藤市長。

○**齋藤真朗市長**　おはようございます。

安孫子議員からは、町会長や役員の成り手不足の現状について御質問いただきました。

町会長や役員の成り手不足につきましては、市の担当課に対しましても、町会長の方々から多くの相談が寄せられているところであります。

相談の内容といたしましては、町会役員就任を打診しても高齢を理由に断られる、町会長をはじめ町会役員の負担が大きいため町会役員への就任を拒否されて困っているという、高齢化や負担の大きさを理由としたものがほとんどであります。

では、若い世代の方々にお願いできるかといいますと、町会長の方々からは、コロナ禍以降、町会行事を再開しても、若い方が町会活動に参加してくれない、住民同士のつながりを煩わしいと感じているようだというような声が寄せられているように、若年層で意識の変化などから、なかなか町会長役員を引き受けていただけないという状況がございます。

令和６年度に町会長連合会が、全205町会を対象に実施しました町会活動に関するアンケート調査の中におきまして、町会役員の成り手不足を課題だとしている町会については、回答のあった156町会のうち、３分の２近くに当たる100町会という結果でございました。

実際に運営が難しくなっている、あるいはその兆しが見られる町会ということですけれども、どの程度あるのかという御質問をいただきましたが、３分の２か、少なくとも過半数を超える多くの町会において運営が難しくなっている、あるいはその兆しがあるものと認識しておるところであります。

○**柏倉信一議長**　安孫子議員。

○**安孫子義徳議員**　ありがとうございます。

この前、担当課の方と打合せをさせていただいたのですが、担当課の方というのは、やはり市民と近いわけですよね。いろいろお話をさせていただくと、しっかりとその現状を認識なさって、担当課の方は親身になって町会、市民の方を考えているということに感銘を受けた次第であります。

いろんな相談を持ちかけられて、「うちでなかなか引き受け手がないのよ」とか、そういうふうに来るわけですけれども、なかなか行政としてはそれまで入り込むところが難しいわけですよね。やはり町会のことでありますので。しかし、担当の方は親身になって、それも考えて、いや、こうしたらいいんじゃないか、こうしていったらいいんじゃないですかとかというところまで、しっかりとやっていただいているところは、本当に私は感謝を申し上げる次第でございます。

そこで、ただいま出ましたが、町会長や役員の負担を軽減するための支援について伺います。

書類や会計などの事務作業、また行政からの連絡や報告の多さなど、町会長の皆さんからは、もっと簡素化できないのかという声が多く聞かれます。

こうした負担を少しでも減らすために、デジタル化の支援や、会議、行事の見直し、役割分担の工夫など、市としてどのような取組を行っているのか、また今後どのように進めていくのか、お考えをお聞きいたします。

○**柏倉信一議長**　齋藤市長。

○**齋藤真朗市長**　町会長や役員の負担を減らすために、市としてどのような取組を行っているのか、また今後の負担軽減の進め方について御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、ＳＮＳやスマートフォンアプリなどデジタルツールを活用した市政情報の提供を拡大することで、市報等の配布業務を縮減するような方向で見直してまいりたいと考えております。

今年度、16歳以上3,000人の市民を対象にア

ンケート調査を実施したところ、95.8%の方がスマートフォンを保有している、そしてまた市の行政情報を受け取る方法としまして、46.5%がアプリ、25.9%がホームページ、18.8%がＳＮＳというふうに、合わせまして実に９割を超える方々がデジタルツールを選択するという結果が得られております。

既に、寒河江ぽけっとナビの運用を行っているところでありますけれども、新年度から開発し導入を予定しております市民向けポータルアプリに、これまで市報等でお伝えしてきた情報を載せられないか検討するとともに、このアプリの普及拡大に努めてまいりたいと考えております。

その普及状況を踏まえてというふうになろうかと思いますけれども、町会長業務の中でも負担が大きいと言われている市報配布につきまして、現在月２回の配布を月１回にすることなどもさらに検討できるのではないかと。また、回覧や配布チラシの発行というものも抑えることもできるのではないかと考えております。

一方、市が町会長に出席を求める会議などの開催回数を減らすことにつきましては、４月の町会長委嘱式に合わせて町会長連合会及び環境衛生組合連合会総会を開催するなどして負担軽減に努めてきたところであります。

また、町会長連合会が独自にて行う会議でありますとか、町会長連合会の推薦を受けて就いた充て職で出席する会議などもありますけれども、これらによる負担を軽減できないか、それぞれの会議の事情なども伺いながら、負担軽減について町会長連合会に働きかけてまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長　安孫子議員。

○安孫子義徳議員　ありがとうございます。

今私が言おうとしていたことを、市長からお答えしていただきました。今年度の予算で、市民向けのポータルサイトが出るという話をお聞きして、どの程度のアプリになるのかなと思っていたところです。

今現在、ぽけっとナビを我々は使わせていただいておりますけれども、これもなかなかいろいろな情報が入ってくるのでいいわけですけれども、ＸとＬＩＮＥとか、フェイスブックとか、いろいろな情報が来ているという形で、情報は取れているわけですけれども、何か１つにまとめて、そこで寒河江市の情報は全てここのアプリを開けば見られるのだというアプリがぜひ必要だと思っていたところですが、今年、市民向けのポータルサイトのアプリができるということで大変うれしく思っているところではありますが、今言ったように、若者はアプリは間違いなく使用できるわけです。しかし、高齢になると、スマホさえ電話と写真ぐらいしか撮らなくて、情報のツールとして使えるのかというと、なかなか使えない部分があるのです。それを私は、せっかく7,000万円超の7,300万円ぐらいの予算でやるわけですから、ぜひ高齢者にこういうアプリで便利なのだよと、一度だけでなく何度かやれば、こんなに便利なんだと使用していただけると思うのです。

私が買物したときに、私の前のお母さん、見た限りは80歳を過ぎたお母さんですけれども、支払いで「ＰａｙＰａｙで」と言ったときに、ああＰａｙＰａｙ使えるんだ、この人はと。やっぱり使うと便利なスマホのアプリでありますので、こういう情報というのは大変よろしいかと思います。ぜひその仕組みを皆さんが使用できるような形にしていただきたいと思っております。

あと、市長が今おっしゃいました市報の月２回の配布ですけれども、これも輪番で回ってきて若くして町会長になった方から、「毎月５日と20日にこれ来るんだよね」と。でも勤めているので、夕方にそれを仕分して次の朝に配布するのか、今の町会長さん、引退された方はある

程度お仕事はできると思うのですけれども、そういう方に回ってくると、なかなか市報を回すのも大変だという声は何度かお聞きしております。

情報は欲しいですが、月２回を１回という形にしていただいて、市報なんかも見直し、月に１回の配布ということもぜひ考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次ですが、次の担い手をどう育てていくかという点です。

現在、若い世帯や共働き世帯の方々が、町会活動に関わりにくい状況があります。その一方で、地域をよくしたいという思いを持つ人は確実にいると思っています。

町会の活動内容や意義をもっと分かりやすく発信すること、学校や企業、地域団体なども連携しながら、新しい世代が自然に地域に関わっていけるような仕組みをつくることが大切だと思います。

市として、若い世代や多様な人たちが地域活動に関わりやすくするためにどのような取組を考えているか、伺います。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　町会活動の次の担い手をどのように育てていくのかということでありますけれども、子供や若い世代から地域活動に参加する機会を増やしていくということが重要だと考えております。

少なくなったとはいえ、まだ子供会行事、子供神輿や夏祭りなどが残っている町会はあろうかと思います。子供たちの中に、地域の行事に参加したという思い出が残れば、大人になったときに地域行事への参加意識が芽生え、次の世代に継承される可能性が高まるのではないかと考えております。

また、子供が参加すれば、子を持つ若い世代も町会活動に関わる機会が増えるということが期待できると考えます。

子供神輿や夏祭りなど、例えば新たに町会に転入された方などを含めた多様な方々による地域交流の場をつくり出していくということが、地域の担い手づくりにつながる取組の一つになると考えます。

寒河江市では、このような地域活動や交流の場づくりに対する支援策としまして、地域コミュニティー活性化推進事業費補助金制度というものがございます。

令和７年度では、夏祭りを開催するに当たりまして、15の町会等でこの補助金制度を活用したという実績がございます。子供を含めた子育て世代から高齢者まで幅広く参加いただき、交流を深めていただくことができたということの報告もいただいております。

こうした取組を積み重ねていくことが、次の世代における地域の担い手確保に向けて、地道ではありますけれども数少ない有効な手段ではないかと考えております。

○柏倉信一議長　安孫子議員。

○安孫子義徳議員　若い人、まだ20歳以下、小学生、中学生、高校生というのは、地域を見てやっぱり育つわけですよね。今、なかなかそういう場が少なくなっている現状があるのですが、私たちが、半世紀前の話をしていいのかどうか分かりませんけれども、六供町では大運動会というのを長岡山で開催していました。今はもう本当に人口も減少して、なくなったわけですけれども、若くしてそこに参加すると目立つ人が必ずいるわけです。そうすると、一本釣りのように釣り上げられて、「うちのほうの町内会のほうのちょっとした役とか、公民館の役とか、やってみないか」と。やはりそういうことが昔は当然あったわけですけれども、なかなか今はないということで、補助金制度を出して、夏祭りとか、いろんな部分で今15団体が申請してやったということですけれども、私、それはすごくよかったと思います。

昨年やったところでは、やはり今までできなかった取組を、その補助金でやったという話を聞いています。それで参加者が増えたのだと、いっぱい若い人が来てくれたのだという話を聞いています。

そういう中で、やはり今まで見たことのない人とか、そういう人にお声がけをできる場があるというのは、もうこれは確かでありますので、ぜひその補助金も続けていただき、町会活動なり、そういうところで、いろんな人が集まる場をつくっていただければと思います。

それでは次、通告番号８、世帯数が少ない町会の合併について伺います。

市内の各地域で、先ほども申しましたが、町会、自治会の活動を支える人材の確保が年々厳しくなっています。特に、世帯数の少ない町会では役員の成り手がなく、同じ方が何年も会長を続けておられるケースも少なくありません。

こうした中で、町会の維持そのものが困難になり、地域行事や防災活動が縮小あるいは中止に追い込まれる例も出ていると聞いています。

市民生活に身近な自治の単位として町会が果たしてきた役割を考えると、このままでは地域のつながりや支え合いの力が弱まってしまうのではないかという強い危機感を持っています。

一方で、現場の町会からは、隣の町会と一緒になれば活動を続けやすいが、手続や慣習の違いで難しいという声も聞かれます。

世帯数が減少した町会同士での自主的な合併や連携を模索する動きは、地域を守るための現実的な選択肢の一つと考えます。

しかし、実際には、区域の区切りや地縁的な関係、会計や財産の整理、会則や役員構成の調整など、合併に踏み出すには多くの課題があります。積極的に行政の支援や助言がないと進みにくいのが現状だと考えます。

そこで、地域運営の持続性を評価するのは、私は自治体の責務だと思っています。世帯数が減少し、役員の成り手が枯渇している町会を市としてどの程度把握しているのか、人口動態や地域性を踏まえ維持困難町会の将来予測を政策判断の材料として作成する考えはないか、伺います。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　町会運営困難地域の把握と将来予測の作成について質問いただきました。

世帯数が減少しまして役員の成り手が不足しているという町会につきましては、空洞化が進む市街地でありますとか、過疎化が進む中山間地に多いという特性が見られております。

現状を見ますと、令和８年１月末現在で、20世帯未満の町会数は15町会となっています。なお、10年前は同じく20世帯未満の町会数は13町会でありまして、世帯数が少ない町会の数は、残念ながら増えているところであります。

今後も町会運営が困難になっていく可能性が高い世帯数が少ない町会というものが増えていくと考えられますので、町会の合併などを推進するために、こうした運営困難な町会の実態をより的確に把握しまして、将来予測を含めた進行管理に取り組んでいく必要があると考えます。

現在、市町会長連合会では、市と協力しまして、世帯数の少ない町会については合併を進められないか検討を重ねていると伺っております。

市町会長連合会と協力しまして、まずは20世帯未満の世帯数の少ない15の町会に対しまして、意向調査を行って、合併に向けた、議員が今おっしゃられました課題がたくさんあると思いますので、こうした課題を抽出して、対象となる町会が持つ課題の解消でありますとか、町会内での合意形成というものを支援してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長　安孫子議員。

○安孫子義徳議員　ありがとうございます。

やはり中山間地と、あとは寒河江市の真ん中なのですよね。今、寒河江小学校が、来年度の

入学が大体42名ぐらいですか。それで、中部小学校が140人ぐらいですか。その人数だと思うのですけれども、やはり寒河江小学校がどんどん真ん中でいえば少なくなっている。先ほど言いましたように、中山間地もどんどん人が減っていく。こういうところはもう本当に活動が困難になってきていると。やっぱり本気で考えてもらわないと、もらわないというか、行政があまり口出ししてもなかなか進まないところでありますけれども、行政が手助けをしていかないとなかなかそれも進まないと。

平成の自治体の大合併のときに、もうほとんど失敗したというのはそこですよね。人と人が話合いをして、なかなかうまくいかないと。やっぱり地縁的な部分とか、今まであった「あなたの町内と私の町内、違うもんね」とか、やっぱりそういうことがあるから、なかなか合併までいかないところがあるわけですけれども、そこはもう本当に少ないところでは五、六軒の町会があると聞いています。もう町会としては町会ではないですよね、こういうところは。そういうところはぜひもう合併していただいて、町会としての役割を果たせるような町会にしていかなければいけないのかなと感じます。

そこで、次の質問なのですけれども、合併広域化を行った町会のインセンティブ制度の創生について伺います。

町会の合併や広域化は単なる組織変更ではなく、地域の持続可能性を高め、市の地域政策を安定的に推進するための将来投資です。

しかし、現状では合併した町会が受けられるメリットは明確に示されておらず、むしろ手続に伴う負担ばかりが大きく、現場にとってはハードルになっています。

そこで、町会が合併または広域連携を行った場合、一定期間、財政的、人的な支援を受けられる合併インセンティブ制度を創設する考えはないのか。例えば、合併後数年間の補助金の上乗せ、会計規則整備の専門派遣、地域活動開始のためのスタートアップ支援などが考えられますが、市長の見解を伺います。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　世帯数の少ない町会にとりまして、町会の合併というのは役員の成り手不足などの課題に対しまして、地域社会を持続可能なものとして維持していく上で有効な手段の一つだと考えております。

御提案いただきました合併インセンティブの制度につきましては、合併を検討する町会の背中を後押しする有効な方策の一つなのかなと考えます。

先ほど議員のほうからも平成の大合併のお話がありましたけれども、あのときも合併特例債というものがインセンティブとしてございました。こういったことも一つの例なのかなと考えます。

ほかの自治体では、合併する自治会等に対しまして、合併支援金というものを支出するといった取組をしているところもあると伺っています。

こうした取組を参考にした上で、その地域の実情を踏まえながら、御提案いただきました制度の創設についても検討してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長　安孫子議員。

○安孫子義徳議員　ぜひ前に進むような形でできればと思っているところであります。

今質問したのは、世帯数が少なくなったところのインセンティブという形でお聞きしたところでありますけれども、人口が減少傾向にあるのに世帯数は増えていると。世帯数が増える要因はいろいろありますけれども、新興住宅ができて、今まで隣接していた古いまちの隣に新しい住宅ができたと。それで、そこの町会に入っていたのだけれども、「おたくらちょっと分かれて一つの町会つくってくれないか」と。これ

はどっちかというと地縁的な問題ですよね。新しい人をちょっと受け入れられないのか、大きくなったからという形なのかは分かりませんけれども、そうやって町会が増えていくという事例もあるわけです。

そこで、今回４月から１つの町会が誕生します。その初代町会長を任ぜられたのが、私たち同じ議員の児玉議員であります。どうぞ初代として頑張っていただきたいなと思っているところです。

やっぱりなくなりそうなところがある、そして増えていくところがある。児玉議員を見ていると、大変な思いで新しい町会をつくっているところを見てきました。今は少ないところにインセンティブということをお聞きしたわけですけれども、やはり新しいところにもインセンティブ制度なんかを取り入れて、今から増えるというのはなかなか考えづらいところではありますけれども、2030年ぐらいまでは世帯数は増えていくだろうという予測があるわけです。人口は減少していっても。ぜひ新しく町会ができたというところにも、大きな支援をしていただいて、町会運営がうまくいくように望んでおります。

結びになりますが、町会は行政と市民をつなぐ最も身近な自治の仕組みです。災害時の助け合い、高齢者の見守り、地域の交流など、町会の果たしている役割は非常に大きいものがあります。その町会が担い手不足で苦しんでいる現実を、行政としてしっかりと受け止め、町会、行政、そして議会が一体となって、持続可能な地域運営を目指していくことが求められると思います。よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問は終わります。

渡邉賢一議員の質問

○柏倉信一議長　通告番号９番、10番について、９番渡邉賢一議員。

○渡邉賢一議員　立憲民主党、無会派所属の渡邉賢一であります。

さくらの丘のソメイヨシノ、そして八重の桜も春めいて膨らみ始めました。まずは、東日本大震災から間もなく15年となりますが、改めまして最愛の御家族を亡くされた、あるいは御友人が犠牲になった御遺族、そしてその皆様に、深く哀悼の誠をささげるとともに、被災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

昨年は、岩手県大船渡市の大規模林野火災、一昨年は隣県、宮城県女川町にある東北電力女川原子力発電所の大きな反対を無視して再稼働を決行されてしまいました。

災害の教訓を生かし、本市においても森林地域が多く占めている中での地域防災計画の林野火災対策や、直下型地震における災害応急対策をしっかりと行っていかなければなりません。

さて、現在、中東地域において発生しているアメリカ、イスラエルによるイランへの軍事行動及びそれに伴う報復の連鎖に対し、私たち多くの市民は深い憂慮を抱かずにはいられません。

今回のアメリカ、イスラエルの攻撃は、オマーンが仲介役になり核開発問題に関する対話の継続中に、トランプ大統領らが断行しました。両国は攻撃の正当性を主張していますが、国家指導者を標的とした攻撃や差し迫った武力攻撃の着手が客観的に証明されない中での先制攻撃は、国際法が禁じる武力による威嚇及び武力の行使に該当する疑いが極めて濃厚であります。いかなる理由があろうとも、国際紛争の解決手段として武力を用いることに断固反対いたします。武力の行使はさらなる報復を呼び、紛争の泥沼化をさせるだけであり、真の解決をもたらしません。特に、多くの子供を含む無辜の民間人が犠牲となっている現状は言語道断であります。

武力紛争によって人々の心に刻まれる怨嗟は

次世代にわたる紛争の火種となり、国際社会の平和を継続的に損なうものです。日本がこれまで国際社会で築き上げてきた平和国家として、アメリカの攻撃が国際法に抵触するおそれがあることを明確に指摘し、我が国の法の支配に基づく国際秩序を堅持する基本的立場に沿って事態を鎮静化する外交努力を展開すべきです。

高市首相には強く申し上げたいと思います。平和憲法を持つ平和の構築者として、国際社会に対し武力に頼らない紛争解決の重要性を先頭に立って訴えることを市民は求めているのであります。

国内では、３月５日、昨日、日経平均株価は５万5,278円で取引を終えましたが、イラン情勢の先行き不透明感が今後も続くとの見方から、リスクを回避する売りの動きが先行しているのであります。

市民は、予想される今後の物価高に対し、さらに不安を抱いているのでございます。農家や商売をされている方々らは、ますます資材や原料のコストが高騰し、近いうちに廃業せざるを得ないかもしれないという懸念。中小企業からは、生産コストが上がり、また賃上げもできず、倒産の危機が迫ると悲鳴を上げているのでございます。

一方、高市総理は、約1,000万円をかけて自民党の初当選議員315人全員に３万円の近鉄百貨店カタログギフトを贈り、隣の町では首長がパワハラを認め、2,200万円の退職金を返上したいと言っていますが、私たち庶民には3,000円のお米券でどうだこうだとか、所得税確定申告が迫ってきたからとせかされ、市民は世界及び国内の政治情勢に怒りを禁じ得ません。

では、早速、通告した質問に入るわけですけれども、年末年始に私は議会報告を作り、市民の皆さんに手配りして、対話をしながらいただきました貴重な意見をまとめたものでございます。市長、教育長、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

通告番号９番、寒河江公園再整備計画の多目的運動広場（新陸上競技場）等整備とスポーツ振興についてお尋ねします。

１つ目が、新陸上競技場整備について市長にお伺いします。

新年度予算に寒河江公園再整備関連の11億4,500万円、うち９億円が計上されました。これについては、寒河江高等学校の陸上競技場の代替施設となるトラック、野球場もそうですけれども、代替施設となるトラック、フィールド等の整備について、先般の市長答弁を踏まえた検討結果についてお伺いをしたいと思います。

さきの一般質問では、市長からは、「市では現在、この広場の整備に向けた測量設計を行っているところでありますが、詳細な整備内容については測量設計の結果を見て決定することになりますが、寒河江高等学校等からこれまで伺っている意見を踏まえ、陸上競技場の長距離走や短距離走のトラックに加え、サッカー競技ができるようなフィールド整備が可能かどうか検討しているところであります。また、夜間の利用も可能になるように、照明設備などについても検討を行ってまいりたいと考えているところであります」と御答弁いただいたところでございました。

私ども議員に対しましては、さきの議員懇談会で御説明いただきましたけれども、県教育委員会や県立寒河江高等学校、また陸上競技の関係団体などとの同意が得られていないということでございました。

そして、先月５日号の市報に突如、特集記事で出されたわけであります。

それに基づき先日行われました文化センターでの説明会では、歴史愛好家から、函館の五稜郭に匹敵する、あるいは白老町の仙台藩の陣屋遺跡などに匹敵する歴史的価値のある長岡陣屋跡の遺跡を保存すべきだという貴重な御意見や、

あるいは陸上競技の指導者からの施設の利用でき得る形での整備について要望が出されたわけであります。

また、県立寒河江高等学校にも伺いましたけれども、現設計では保健体育の授業でも利用できない。陸上競技部の部活動でも利用できないなど中途半端な広場には、今の陸上競技場の代替とは考えられない、県教育委員会からも同意が得られるか疑問だとの否定的な見解でございました。

加えて、陸上競技団体からは、現施設の一部変更によって冬期間の活用が可能で、しかもリレー種目や長距離種目の練習が可能になるなど要望が出され、先日、市長に時間を取っていただき、直接御要望を申し上げたところであります。

こうした経過を踏まえ、長岡山寒河江公園の多目的運動広場建設に向けた市長の御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長**　齋藤市長。

○**齋藤真朗市長**　寒河江公園の市陸上競技場に関しましては、平成25年に策定いたしました寒河江公園再整備基本計画におきまして、既設の陸上競技場を生かしつつ、ヘリポート機能を備えた救助活動の拠点としても利用可能な多目的広場として整備する計画となっております。

御案内のとおり、新中学校の建設用地として寒河江高等学校グランドの譲渡を県に要望しておりまして、譲渡に伴い失われる教育機能の代替措置としまして、本市と県教育委員会との間で、寒河江高等学校の要望を踏まえた協議を行ってまいりました。

この協議の結果を受けまして、400メートルと100メートルのトラックや、サッカーにも使えるフィールドを備えた多目的運動広場として整備する方針として、現在詳細設計を行っているところであります。

当初、市の想定では、現在陸上競技場を囲むように位置します長岡陣屋跡の土塁には手を加えずに整備したいと考えておりました。その後、ただいま申し上げました協議の結果を踏まえて、400メートルと100メートルのトラック機能を備えた整備を行う必要が生じたことから、土塁部分に手をつけることも避けられない状況となりました。このため、土塁については遺跡調査を行い、記録を保存継承するとともに、現物をできる限り保存できないかなどについても現在検討している状況であります。

多目的運動広場は、市民がスポーツを楽しむことができる広場であるとともに、寒河江高等学校が求めるグラウンド機能を最大限提供できるよう整備を進めていく必要があると考えております。

○**柏倉信一議長**　渡邉議員。

○**渡邉賢一議員**　市長、これなのですけれども、（資料を示す）これは函館の五稜郭タワーで購入したものでございます。これには幕末の市民の魂が刻まれていると思って購入したものでございますけれども、市報に記載されましたけれども、市史編纂委員の中山秀子先生は、２か月ちょっとの期間に延べ３万6,000人の農家や市民の多くから同意をしてもらって、長岡陣屋を築いたという記録だったそうでありまして、私も改めてさくらんぼ大学の歴史学部で伺ってはいたのですけれども、感動しました。

長岡陣屋については、貴重な幕末の歴史遺産として調査研究、保存の上で、本市の歴史教育や観光分野でのさらなる活用もぜひお願いしたいと思っています。少なくとも、今日傍聴でいらっしゃっている市民の方からも出されているのですけれども、記念の石柱や説明の看板、そしてＱＲコードなども作っていただいて、できれば慈恩寺テラスであるプロジェクションマッピングみたいな形で、チェリーランド辺りでも映せるような、そんなイメージなのですけれども、また郷土館での資料展示と、これはまた別

途要望したいのですけれども、新たな歴史センター整備なども含めて、今後御検討いただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、市陸上競技場についてでございます。

過去の一般質問で、前佐藤市長からは、現在の長岡山寒河江公園でなく、別の場所に新設整備すると明確に御答弁いただいていたわけでございます。

今回、多目的運動広場を整備することによって、現在の陸上競技場がなくなるわけですけれども、市民からは代替となる新陸上競技場はどうするのだというふうに強く切望されているわけですけれども、これについて市長の御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長**　齋藤市長。

○**齋藤真朗市長**　先日、市の陸上競技連盟などから、陸上競技場の整備に係る要望をいただきました。内容としましては、全天候型の舗装材を用いたトラックや、跳躍や投てき競技なども可能な１か所に集約した施設の整備に対する要望をいただいたところであります。

また、平成30年第２回定例会一般質問において、渡邉議員からは、市野球場と陸上競技場の整備に関する質問をいただいたということであります。

前市長より、「陸上競技場は、現在地に400メートルのトラックを、公認のコースを取るということは、御案内のとおり現実的に難しいわけでありますので、ほかの400メートルの公認のコースの施設を造るということになると、他の地域に整備していかなければならないというふうになるわけでありますので、いろいろ今検討しているところであります」との答弁を行ったところであります。

一方、昨年７月に策定いたしました寒河江市新中学校施設整備基本計画におきましては、公認競技場の第４種の規定を参考に、レーン幅1.25メートルのトラックを６レーン、直走路114メートル以上を確保した400メートルのトラックを整備する予定としているところであり、跳躍や投てき競技等を含めた施設の詳細等につきましては、実施設計の中で検討してまいりたいと考えております。

陸上競技の競技力向上を図るためには、陸上競技場の整備は必要だと十分認識しておりますけれども、一方で、本市においては、今後、新中学校の整備をはじめとする大規模なハード整備が続きます。

こうしたことから、陸上競技場の整備につきましては、新中学校の施設整備の中で実現することが可能かどうか、またどこまでそういった機能を持たせることができるかといったところを、今後、教育委員会と共に検討してまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長**　渡邉議員。

○**渡邉賢一議員**　市長からは本当に前向きな御答弁をいただきましたけれども、これは前佐藤市長の継承の象徴である新中学校建設の施設整備でございます。その設計委託に、今議会の中で３億3,465万3,000円が計上されております。

また、第３次教育振興計画には、さがえっこの育み10か条の「ぐ」の字は、グランドで自然の中で元気にスポーツ外遊びの「ぐ」とうたっているのであります。

さらに、第７次振興計画の将来都市像は、「さくらんぼと幸せ実る　夢育むまち　寒河江」と決定しているのでございます。

ぜひモデルとしている高畠中学校のような立派な教育環境を整備していただき、子供たちの限りない夢と希望を育んでいただきたいと思います。

次に、第50回記念“さがえ”さくらんぼマラソンについて、教育長にお尋ねします。

新年度予算、スポーツイベントを核としたスポーツツーリズムの取組強化に2,900万円ということであります。

今年は、さくらんぼマラソン半世紀を刻む第50回の記念大会でございます。

さきの一般質問で、前大会からの自衛隊派遣の協力を求めたことについても、書面協議や事務局の判断などでなくて、しっかりと実行委員会での会議をして決定していただきたいと。これは行われたそうなのですけれども、泥縄みたいな形ではなくて、各方面から御検討いただき、多くの意見を集約して慎重に進めていただきたいということを強く申し上げさせていただいたところでした。

しかし、今回のパンフレットにも既に自衛隊ということで明記されており、大変遺憾に思います。

さて、今大会について、市長の推し進める成長する市役所の象徴として、各課で協力してプロジェクトチームなどを編成していただきながら、記念大会にふさわしいメモリアルイベントなどを行っていただきたいと思いますけれども、半世紀を迎えた歴史的今大会についてどのように企画をされていらっしゃるのか、お伺いします。

○柏倉信一議長　佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長　おはようございます。

第50回“さがえ”さくらんぼマラソン大会を記念するイベントの計画についてお答えをいたします。

本大会は、議員のおっしゃるとおり、50回という大きな節目を迎える歴史と伝統あるマラソン大会です。長年にわたり、市民ボランティアの皆様や多くの関係者の御支援と御協力により続けられてきた本市を代表するスポーツイベントです。今大会も、皆様から喜ばれる楽しく安全な大会開催、そして円滑な大会運営を行ってまいりたいと考えております。

大会運営に関しましては、これまでも市役所の全庁的な協力体制が取られてきましたが、第50回大会においても関係各課がさらに連携、協力し、記念大会にふさわしい運営を行い、議員からありました成長する市役所の象徴となるように、事務局といたしましても準備を進めているところです。

記念イベントの企画につきましては、大会前日にゲストランナーを講師とするランニングクリニックの開催、記念ノベルティーグッズの配布、特別ゲストの追加招聘、高齢者や遠方からの参加者への特別表彰などを考えています。

ランニングクリニックについては、大会参加者だけではなく、市民枠を設け、子供から高齢者まで多くの方々に走ることを楽しんでいただける機会とし、市民の健康増進にもつなげる工夫した内容にしたいと思います。

また、記念のノベルティーグッズはフェイスタオルを予定しており、50回記念にふさわしいデザインの考案を進めているところです。

このような大会に関する情報を随時発信しながら、大会参加者の増加や大会の盛り上げを図ってまいりたいと思います。

○柏倉信一議長　渡邉議員。

○渡邉賢一議員　教育長からは、自衛隊については御答弁がありませんでしたけれども、市民からは、いつから自衛隊の入隊キャンペーンになったのだとか、過剰警備だという意見があることをまず申し上げたいと思いますし、これについては市長に対し、昨年、同僚議員と申入れをさせていただいている案件でございます。

ランナー3,000人規模のローカル大会で自衛隊に協力を求めるところは、調べてみたところどこにもありませんでした。

本市の条例規則の中にどこに根拠があるのですかと、今野総務課長にお聞きしたところ、どこにもございませんでした。

事務局で決めて、実行委員会に下ろして、追認して、議会の知らないところで進めることは、全くの議会軽視、そして議会の形骸化、市民ファースト、ランナーファーストになりませんの

で、しっかりと議員懇談会などに上げていただくように要望したいと思います。

これまでも、雪フェス、スノーフェスティバルの中でも、雪像造りについては、自衛隊でなくて芸工大の学生たちに造っていただいた経過などもございますので、そういった点も踏まえて、これからは慎重に進めていただきたい、このことを申し上げたいと思います。

もう一つ、記念Ｔシャツやグッズの販売も今出されましたけれども、ぜひ県外でなく地元業者にお願いしていただきたいという声が上がっております。

あと、慈恩寺八幡神宮の祈禱済み５円玉２個入りさくらんぼ形お守り、こういうのは簡単にというか、いろんな人の協力を得て作れると思います。ぜひ50回大会参加者のみならず、協力していただいた方に、５円２枚で10ですので、そうしたものなどもアイデアを出していただいて、あとさらに地元小中高生の吹奏楽や伝統の太鼓、臥龍太鼓の御協力、神輿の記念渡御など、また毎年御協力いただいている消防音楽隊の団員の皆さんの御協力を仰ぎながら、ぜひ市民を挙げて盛り上げていただきたいと切に思います。

次に、第70回県縦断駅伝競走大会の寒河江西村山チームの強化についてお尋ねします。

県縦断駅伝競走大会は、春の出羽路に健脚を競う風物詩でありまして、県内最大級のビッグイベントで、このたび70回の記念大会を迎えます。

中学生からベテラン選手まで、地域の代表が躍動し、市民に感動と勇気を与えてくれます。唯一の西村山地域密着型スポーツ競技であり、今年も限りない躍進の駅伝ドラマを市民は期待しているのでございます。

過去５回の総合優勝の輝かしい実績を誇る我が寒河江西村山チームは、昨年本来の実力が発揮できず、総合９位に沈んだことは記憶に新しいところであります。しかも、高校生や大学生の若い有力選手がいない層の薄さが弱点で、30代、40代の選手が重要区間を担わなければならない状況だとお聞きしているのでございます。

この課題についても、駅伝実行委員会の事務局の紙面による協議、まだコロナ禍の状況のような、そうした各委員の意見が反映されないばかりか、関係団体の代表者の意見も尊重されないとお聞きしているのでございます。ぜひアスリートファーストの民主的な運営を強く要望したいと訴えたいと思います。

県内の他チームは、有望な選手の地元就職のリクルート活動支援など、サポート体制が整っているとお聞きしています。残念ながら、我が寒河江西村山チームにおいては、箱根駅伝で活躍した地元出身のふるさと選手が他チームに流出していることを多くの市民が嘆いています。特に、本市の市職員採用試験、今回出されましたけれども、これまで行われていた社会人採用枠が昨年からなくなったことも大変残念でなりません。

さて、今大会に向けて、チームの人的な組織強化がどのように図られていらっしゃるのか、特に駅伝チームの競技力強化策や戦力補強をどのように検討されていらっしゃるのか、教育長にお尋ねしたいと思います。

○柏倉信一議長　佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長　毎年４月27日から開催される山形県縦断駅伝競走大会は、渡邉議員のお話のとおり、山形県の春の風物詩となっており、特に本市を通過する大会２日目は、寒河江西村山チームの奮闘と多くの市民が声援を送る様子から、大会期間中最も盛り上がりを見せる地域の一つと言われています。

寒河江西村山チームに関しては、市長が実行委員長を担う山形県縦断駅伝・女子駅伝競走大会寒河江西村山地区実行委員会が、事業や予算等の計画、調整を行っております。その中で、チーム運営に関する部分については、西村山地

区陸上競技協会が中心となり、各市町や教育委員会、スポーツ協会ほか関係団体、学校等が支援、協力を行う体制となっています。選手、スタッフについては、男女専門部を設け、強化、育成を図っています。

このたび、男子専門部は、部長、監督、マネジャー等の主要なポストの方々が全て交代しました。現在、次の大会に万全を期すべく、丁寧な引継ぎを行いながら、チームの活動を進めているところです。

こうしたことを踏まえ、実行委員会においては、ふるさと選手制度をはじめとする選手補強を含め、様々な情報を共有し、関係者からのこれまでの御意見等も踏まえながら、チームに対する支援や実行委員会体制等の整備と強化に向けた調整が進められているところです。

現在、県縦断駅伝寒河江西村山チームについては、ベテランの主力選手が何とか持ちこたえながら、次の世代の台頭を待っている状態であり、一つの節目に差しかかっていると感じています。

チームの競技力向上や選手補強については、多方面から検討するとともに、選手のモチベーションの向上につながる方策も考えていく必要があると思います。

また、陸上関係のスポーツ少年団や中学校、高校の陸上部等との情報共有や連携を強め、駅伝チームの選手、スタッフによる指導や合同練習会の開催など、子供たちが県縦断駅伝競走大会や県女子駅伝競走大会への出場に憧れを持つような取組を行っていくことも必要であると思います。

寒河江西村山チームの選手が、地域の名誉や期待を背負い、寒河江西村山のたすきをつなぎ力走するその尊い姿を、地域の皆様と共に応援していきたいと考えております。

○柏倉信一議長　渡邉議員。

○渡邉賢一議員　私も、チームでマネジャーを10年ほど務めました。びっくりしたのは、本市に天童市から入ってくるところの村山橋から朝日中継所、宮宿を抜けるまで、もうほとんど応援が途切れない状況です。県内を見ても、こういうところはないと思います。箱根駅伝をほうふつさせるような、そうした盛り上がりであります。

残念ながら市長杯ロードレース大会の日程などが、本当は今月に行われるはずなのですけれども、まだ事務局に聞いたら決まっていないのだということや、あるいは有望な陵南中の選手、左沢小の選手などが活躍できる状況にはまだまだ乖離がある、至っていないというふうに残念な思いでなりません。

次に、県内の他チームでは、物心両面のサポートを目的として、企業後援会体制が整っていると聞いております。財政面については、県内最小クラスの予算規模である寒河江西村山チームの現状を鑑み、何とか強化費を増額して、選手の自己負担を少なくし、遠征や合宿等の練習を支援すべきだと思います。

こうした財政支援の強化策について、教育長の御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長　佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長　渡邉議員のおっしゃるとおり、他チームにおいては、実行委員会や後援会組織からの財政支援が寒河江西村山チームより多く、組織規模等も大きいチームがあることは認識しています。

一方で、各チームがそれぞれの課題を検討すべく、他チームの運営状況に係るアンケート調査や情報共有がしばしば行われているという状況もあります。

チーム運営等に関する調査資料によれば、令和７年12月における寒河江西村山チームの予算規模は、県内11チーム中、おおむね中間に位置しております。

寒河江西村山チームに対する安定的かつ継続

的な支援が必要と考えており、これまでも財政面の支援に加え、大会時やチームの強化等への人的協力など、実行委員会組織を中心に御協力いただいてきたところです。

社会人の選手やスタッフの皆様におかれましては、それぞれにお仕事等をされながら練習に励んでいらっしゃいます。自己負担の軽減のため、引き続きの御支援、御協力について、実行委員会や関係各機関、団体等に対して働きかけてまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長**　渡邉議員。

○**渡邉賢一議員**　教育長からは、11チーム中、中間、中位クラスだとお聞きしましたけれども、ぜひ優勝争いするためには、今の予算額の倍増を求めたいと思います。

今大会におきまして、選手の皆さんが十分実力を発揮されて、１本のたすきがつながり、チームの目標達成、好成績が残せるように、本市をはじめ西村山地域の住民が応援しているのでございます。総監督である教育長、そして実行委員会の委員長を務める市長、ぜひ人的体制強化につきまして、あるいは財政支援についても御検討をお願いしたいと思います。

さらに、スポーツ振興課職員の補強について、今日は別項目で、これは通告していませんけれども、ぜひ視野に入れていただき、業務量に適した適材適所の人事異動を行っていただくように、これも強く要望したいと思います。

次の質問に入ります。

通告番号10番、地域住民の命と財産を守る西村山消防本部体制の拡充と消防団組織の充実強化についてお尋ねします。

まず、第７次振興計画が策定され、都市計画マスタープラン改定による都市防災機能強化の施策及び指針が出されているのでございます。

まず１つ目、西村山消防本部移転計画と地域医療の拠点となる新病院との連携に向けたことについてでございます。

先日、西村山消防本部の朝日分署長が二人組に現金を奪われたとの虚偽の届出をしたとして、自作自演の狂言で、警察に佐藤容疑者が偽計業務妨害容疑で逮捕されました。

市民は、脅迫強盗事件と報道されたので、一斉取締りや聞き込みなど、小さな子供さんから高齢者まで大変混乱をもたらされたことは、まずもって言語道断であります。

県内では、米沢市、上山市も含め、新聞報道によると３件立て続けに起きているということでありまして、共通するのは借金、その取立て、朝日分署長においては給与差押えのサラ金というか、金融機関からの通知が来たことによって、同情してくれという同情心が働いたのではないかというふうに、今朝の山形新聞は報道しているのであります。

理事長である市長のおわびのコメントもホームページなどに記載されているわけですけれども、消防は市民の命と安全を守る公共性の高い組織であり、その職員が社会的信頼を損なう行為に及んだことは断じて看過できません。

さて、消防本部の移転計画における候補地選定は、お話によると、昨年末までということでスケジュールにはあったそうなのですけれども、ぜひ新病院の建設計画を踏まえた新たな救急体制について、市長はどのように御検討されてきたのか、現在も検討されているのか、お伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長**　齋藤市長。

○**齋藤真朗市長**　ただいま渡邉議員からは、西村山広域行政事務組合の消防本部移転について、新病院の建設計画を踏まえて、どのように検討しているのかというような御質問をいただきました。

西村山消防本部本署につきましては、西村山地域全体の消防を統括するとともに、寒河江市を中心とするエリアをカバーする消防署としての機能を有するということから、寒河江市が広

域行政事務組合と協力しながら、移転用地を検討し、用地を無償貸与することとなっております。

検討に当たっては、より人口の集中しているエリアをカバーしやすく、かつ西村山地域全体への出動がしやすいかという交通アクセスの視点、地震や大雨、洪水などに強いかという災害動向の視点、そして必要な機能を備えるための広さや形状が確保できるかという敷地条件の視点が特に重要であると考えております。

今年度は、これらのことを鑑みまして、地権者との意見交換や地域住民の方からの意見聴取などにより、候補地の可能性について複数か所の検討を進めてまいりました。

令和８年度につきましては、去る２月５日の西村山広域行政事務組合議会全員協議会においてお示ししました西村山広域行政事務組合事業計画に基づきまして、消防本部本署庁舎建設工事基本計画の策定を進めることとしております。

この中におきまして、必要な機能や敷地の必要面積の検討を進めていくということにしてありますので、市といたしましては、西村山広域行政事務組合における基本計画の検討と連携し、足並みをそろえながら候補地の選定と準備を加速させてまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長　渡邉議員。

○渡邉賢一議員　ヒアリングでお聞きしたところ、防災ヘリの離着陸機能も出てきているのだということで、敷地面積は２万平米程度ということも伺っております。

消防本部の消防救急機能を十分発揮するためには、そうした防災ヘリの離着陸のランデブーポイントの確保、また地域医療の中核拠点となる新病院に近いこと、また市長からありましたけれども、アクセス性ですね。国道112号線沿いで、かつ寒河江インターチェンジなどに近いところが、防災、救急医療の拠点としてもふさわしいのではないかと思います。

候補地を決めて、またこれから計画の中で検討していくという御答弁であったと思いますけれども、さらに踏み込んだ御所見をお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　新病院に近い場所での立地がふさわしいのではないかというような御意見でありますけれども、先ほど申し上げたとおり、候補地の選定に当たりましては、交通アクセスの視点、災害動向の視点、そして敷地条件の視点が特に重要であるということを申し上げました。

加えまして、現在、消防本部で使用している消防緊急通信指令システムが更新時期を迎えておりまして、施設整備については時間的な制約というものがあることから、用地確保の円滑性についても十分配慮する必要があります。

市といたしましては、さきに申し上げました視点を踏まえて候補地を選定し、スケジュールどおりに本部本署の移転を進めることができるよう検討してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長　渡邉議員。

○渡邉賢一議員　ぜひ検討を加速していただいて、市民の関心も高いわけでございますので、そうしたところに応えていただきたいと思います。

次に、持続可能な消防団組織の育成についてお尋ねします。

これは、昨日発行の市報さがえの中に、消防さがえというのもありまして、消防団員の皆様の日夜の御奮闘に、この場をお借りして心より敬意と感謝を申し上げたいと思います。

現在、パブリックコメントが公募されておりますけれども、消防団ビジョンの改定についてであります。

いろんな市民の意見が出てくると思いますけれども、現状では残念ながら新組織定数に欠員が生じているという分団、班がございます。

今後、課題となっております充足率100％に向けた組織育成、さらにはその先の町内会の再

編ではありませんけれども、統合再編なども含めて、どのように御検討されているのか、お伺いします。

○**柏倉信一議長**　齋藤市長。

○**齋藤真朗市長**　消防団につきましては、若年層の住民数の減少や参加意識の低下などに伴いまして、団員確保が難しくなっている現状や、可搬式消防ポンプから、消防ポンプ車でありますとか積載車に配備替えというものが進みまして、省力化が図られたことから、こういったことも踏まえまして、災害時や警戒時などに消防団員が円滑に活動するために必要な人数というものを、消防団ビジョンを策定して見直しまして、令和５年４月１日から、団員定数をそれまでの831名から626名に変更したところであります。

その充足率につきましては、消防団ビジョン初年度の令和５年度が97.9％、令和６年度が94.1％、令和７年度が91.5％と年々減少しているところであります。

本市では、令和５年度から国に準じた年額及び出動報酬額を支給しまして、処遇改善を図り、またポンプ操法大会を廃止して、代わりに火災現場を想定したより実践的な訓練に切り替えるなど、団員の負担軽減を図ってきたところであります。

今般の消防団ビジョンの改定案の消防団の充実強化に向けた取組では、地域と連携した加入促進の取組を円滑にすることに加えまして、団員がやりがいを持って活動できる環境の構築、女性や若年層をはじめとする幅広い住民等の入団促進に向けて、消防団に対する理解促進やイメージアップの充実強化を図ること等を新たに掲げております。

また、消防団員確保に向けた環境整備としまして、消防団協力事業所表示制度、令和７年度現在、市内に13事業所ございますが、これをさらに周知して従業員の消防団活動に理解ある協力事業所の拡大を進めてまいりたいと考えております。

さらに、より負担の少ない消防活動のみに従事する機能別消防団員制度の導入についても、消防団ＯＢなどから広く協力を得ようという観点から検討してまいりたいと考えております。

今後、本市におきましても、人口減少を踏まえて、地域の実情を把握し、関係団体等と課題共有しながら、分団内の部や班の統合についても検討していく必要があると考えています。

以上のような取組を通しまして、持続可能な消防団組織の育成を図ってまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長**　渡邉議員。

○**渡邉賢一議員**　ちょうど正月に地元の消防団員の皆さんとの意見交換の機会もありまして、様々な課題も伺ってきたところであります。

幸いにしてですけれども、令和７年１月１日から12月31日までの火災発生件数が８件で、令和６年よりも４件下回っているということで、ほっとしたところでありますけれども、ついこの前は柴橋で大きな火災などもあったりしていますし、今度空気が乾燥してくると林野火災の心配も高いわけでありまして、あと河川の野火などもこれまでも起きているわけでありまして、どうか消防団の育成については、いろんな市民の声を聞いていただいて、さらに強化をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、防災道の駅登録についてでございます。

先日、トルコ館の火災がありましたけれども、市民も大変驚きました。原因は不明とのことですけれども、幸いにも消防本部が近かったことで、初期消火で消し止められたとお聞きしました。

道の駅については十分な防火体制が必要であります。また、いつ起きるか分からない直下型地震の対策も不可欠です。

さて、国土交通省の防災道の駅は今後ますま

す重要になってきておりまして、県内では既に山形市の国道13号線沿いの道の駅やまがた蔵王、飯豊町の国道113号線沿いの道の駅いいでが登録されております。

昨年４月に、国道112号線通行者が利用するトイレの機能に加えて、２輪ユーザーの休憩スペースや地域情報、道路情報の掲示スペースなど様々な機能を有する多機能型休憩スポットであるギャザリングスポットが完成しまして、バイク、自転車、障がいを持つ方や乳幼児を連れていらっしゃる方まで、112号線を通行する全ての皆さんが使いやすく、そして滞留することから、地域活性化を目的として整備されたギャザリングスポットは好評でございます。

ここで質問ですが、過去の一般質問で、前佐藤市長からは、さくらんぼ会館の県がフルーツステーションとしての機能を断念したということで、その代替機能、また観光や防災におけるゲートウエーの機能も含めた整備の検討を御答弁いただきました。

そこで、本市の道の駅寒河江についても、活断層に近く、寒河江川沿いで交通の要所となる112号線沿いで、国道287号に近く、新病院の建設予定地も近い、すばらしい立地条件でありまして、チェリーランド再整備計画でさくらんぼ会館の改築整備検討などがスケジュールになっているわけでありまして、防災道の駅の登録条件はまさに整ったのではないかと思いますが、登録に向けた市長の御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長　齋藤市長。

○齋藤真朗市長　現在、全国に道の駅が1,231駅あるということでありますけれども、このうち防災道の駅として国土交通大臣から選定されているのは79駅で、県内では２か所が選定されているということであります。

防災道の駅は、数年ごとに国土交通省が追加選定を行っておりますが、その際の選定要件としては、都道府県が策定する地域防災計画及び新広域道路交通計画に広域的な防災拠点として位置づけられていること、災害時に求められる機能に応じた施設体制が整っていることとなっております。

道の駅寒河江については、市の地域防災計画において、緊急輸送道路ネットワークにおける輸送拠点として位置づけられていることから、令和元年９月に国土交通省と本市との間で、災害発生時に応急対策等を実施するための基本事項と、道の駅の防災活動利用の促進と啓発を目的とした基本協定を締結しております。

また、道の駅寒河江には、道路情報提供装置や非常用発電装置が設置されていることから、県の新広域道路交通ビジョンにおいても、防災機能を備えた道の駅として位置づけられております。

しかしながら、チェリーランド周辺については、北側を流れる寒河江川が氾濫した場合の浸水想定区域となっていることから、防災道の駅の選定要件の中で、ハザードエリアに存する場合は適切な対応が講じられていることとされているため、選定されるには何らかの対策が必要となります。

これらの実情を踏まえながら、防災道の駅として選定を受けることが現実的に可能かどうか、また道の駅寒河江を防災拠点として機能させていく上で、防災道の駅として選定されることの必要性、効果も含めまして、関係機関と協議しながら十分検討してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長　渡邉議員。

○渡邉賢一議員　防災道の駅については、私個人的になのですけれども、ニセコの道の駅に行きまして、その機能を外側から拝見させていただきました。

2,500平米の駐車場が備えられていることとか、いざというときの建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保などの災害時において業務可能

な施設なのかどうか、そして何といってもＢＣＰ、業務継続計画などがきちんと策定されているかどうかなど、ハードルがあるわけですけれども、１個１個クリアしていただきながら、あと寒河江川からの浸水というところも当然あるわけですけれども、ぜひ登録に向けて検討を加速というか、継続していただきたいということを申し上げたいと思います。

続いて、最後の質問になります。

文化財防火体制の強化について、教育長にお尋ねします。

本市の文化財は、長岡陣屋跡の遺跡など埋蔵文化財が多く存在するわけですけれども、もちろん慈恩寺境内の上の寺遺跡などもそれに象徴されるわけですけれども、一方、建築物が数多く存在する文化財の防火体制について、消火栓や防火水槽などの消火設備が十分に整備されているかどうかについて、市民からも疑問が上がっております。

今般の文化財保全保護の実績や今後の対策についてお伺いしたいと思います。

文化財の防災の推進は、文化財の保護事業を担当している市教育委員会が、本市行政を担う担当各課や消防、各地域での歴史文化団体、所有者と連携を図り、防災対策を推進しますとうたっており、また文化財の防災に関する事項については、市の地域防災計画に記載されておりますけれども、具体的な措置の内容にまで踏み込んだ記載内容とはなっていないのでございます。

今後、山形県文化財保存活用大綱の施行と連携して、必要に応じて地域防災計画の中の防火体制強化について、担当課と協議の上、検討していきますと記載されていますけれども、これまでの実績や今後の対策について、お尋ねしたいと思います。

○柏倉信一議長　佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長　防災対策も含めた文化財の管理については、文化財保護法や県及び市の文化財保護条例により、原則所有者が行うこととなっております。

防火対策につきましては、市内の指定登録建造物の多くは、火災報知機や消火器などの設備を用いて日常の防火対策を行っていただいている状況です。

文化財専用の防火消火設備を備えている例としては、国指定重要文化財本山慈恩寺本堂がありますが、補助事業により避雷針や放水銃などを整備しています。

また、本山慈恩寺では、役員による自衛消防団が組織されているほか、毎年１月26日の文化財防火デーに合わせて防火訓練を実施しております。私も毎年出席し、訓練の状況を見させていただいて、講評を述べさせていただいているところです。

市が所有する県指定有形文化財の旧西村山郡役所及び旧西村山郡会議事堂の主な防火設備は、自動火災警報器と消火器であり、そのほかに向かい側の郷土館資料室敷地内に防火水槽が設置されています。

また、開館時に従事している管理人と生涯学習課職員で、毎年１回自衛消防訓練を行っております。

令和９年度に策定予定の寒河江市郷土館西村山郡役所保存活用計画に、防火対策を盛り込むことを検討しているところです。

防火対策を含む今後の市内文化財の防災対策につきましては、先ほど議員からありました令和４年度に策定しました寒河江市文化財保存活用地域計画に記載された方針を基本としながら、それぞれの文化財の特性に応じた防火対策について、生涯学習課のほうでもいろいろ見回ったりもしながら、所有者や関係機関と協議をして、具体的な対策を検討してまいりたいと思います。

なお、国指定重要文化財の本山慈恩寺本堂については、放水銃の老朽化に伴い、令和９年度

以降の防火設備更新を検討している状態です。

○**柏倉信一議長**　渡邉議員。

○**渡邉賢一議員**　平成31年４月に世界遺産であるノートルダム大聖堂が火災で焼失されたのは本当に記憶に新しいし、また同じく同年10月に世界遺産の沖縄首里城跡の火災によって、首里城正殿が焼失したということも非常に残念なニュースでした。

ぜひ貴重な文化財を保護していただく、そして初期消火に当たるそうした防災防火設備が整うように、ほかの文化財に関しても意を用いていただきたいと思います。

時間がありませんので、結びとなりますけれども、大河ドラマ「豊臣兄弟」で慈恩寺ロケがありました。あの鐘をつく感動的なシーンは今も忘れません。

物の本によりますと、豊臣秀長の名言、「俺は、一人では大した武将にはなれん」は、自己の限界を認識し、他者を支えることの重要性を示しています。秀長は、秀吉の異父弟であり、彼の成功を支える重要な役割を果たしました。この名言は、彼の自己認識とリーダーシップの哲学を反映していると思います。

秀長の自らの能力を客観的に理解し、兄を補佐することを選んだ姿勢は、組織の成長と安定に寄与するものであり、彼の強さの源泉でもあります。秀長の最後の言葉には、彼の謙虚さと人生の真理が込められています。彼が詠んだ辞世の句、「身の程をわきまえよとのしるべなりあしたの梅雨のひるるを待てば」。この句は人生のはかなさを表現し、自分の立場や限界を理解して生きることの重要性を説いています。彼の無私の心と兄を支える存在であることへの誇りを示しているのでございます。

秀長の名言や辞世の句は、リーダーシップや自己認識の重要性を教えてくれる貴重な言葉であります。ぜひトランプ大統領やプーチン大統領に聞かせてやりたいと思います。

彼の生き方は、組織の安定と成功のために、自分の能力をどのように生かすべきかを考えさせられます。

最後に、秀吉のリーダーシップと秀長の頭脳を兼ね備えた齋藤市長、佐藤教育長の下、特産のさくらんぼがたわわに実る豊作になって、五穀豊穣、無病息災、そしてさくらんぼマラソンはじめスポーツイベントが最高潮に盛り上がることを祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○**柏倉信一議長**　この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休　憩　午前１１時０１分

再　開　午前１１時１５分

○**柏倉信一議長**　休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木春吉議員の質問

○**柏倉信一議長**　通告番号11番について、15番荒木春吉議員。

○**荒木春吉議員**　おはようございます。

壮風会の一員として、本日最後の質問を行います。教育長の答弁よろしくお願いいたします。

通告11番の教育問題について質問します。

（１）メンタル不調教員の現況と、その対策について伺います。

１月12日の朝日新聞教育欄の見出しは、「メンタル不調で休む教員減　那覇市の対応策　専門家への相談やセルフチェック、ＬＩＮＥで」に続いて、見出しは、「文科省のメンタルヘルス対策調査研究事業の対象となっており、何が功を奏したのか」との文言。

本市におけるメンタル不調教員の現況とその対応策について伺います。

○**柏倉信一議長**　佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長**　メンタル面で不調を感じ、休暇等を取っている教員の現状と、その対策に

ついてお答えいたします。

本市の小中学校の教員で、昨年度と今年度の２か年で精神疾患により１か月以上仕事を休んだ人は、30代、40代の教員で数名います。

文部科学省の資料によれば、全国では令和６年度に精神疾患により１か月以上休んだ公立学校の教員は１万3,310人で過去最多となっております。

全国の休暇取得者の割合と比べると、市内小中学校における休暇取得者の割合は大分低い状況となっております。

対策につきましては、文部科学省の調査研究によれば、教員のメンタルヘルスの予防や対応には３つの段階があるとされています。

第１次予防として、健康増進とメンタルヘルス不調の予防が挙げられています。これは、ストレスや心理的負担がかからない環境づくりや、研修等を通じたメンタルヘルスの状況への気づき、対応等の啓発により、メンタルヘルス不調を未然に防ぐことを目的とするものです。

先ほど荒木議員から御指摘ありました那覇市の例は、ここの段階をかなり強化して対応してきた例だと思います。

市内各学校におきましても、日頃から職員同士がお互いに相談しやすい、相手を気遣い支え合う良好な職場環境をつくるように心がけています。

また、教職員の働き方改革を進め、教職員の時間外在校等時間も短縮されてきています。平成27年に施行された改正労働安全衛生法により、教職員に対してストレスチェックの実施が義務づけられました。しかし、当面の間、教職員数50人以下の学校については努力義務とされておりましたが、寒河江市では最初から全ての学校でストレスチェックを実施してきました。

これは、教職員のストレスの度合い程度を把握し、自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげて、働きやすい職場づくりを進めることで、教職員がメンタルヘルス不調になることを未然に防止するためです。

また、教職員自身が不調を感じたときの相談先も、年度初めに各学校で周知するようにしております。

２次予防としては、早期発見と早期対応が挙げられています。これは、早期に適切に対応することで問題が深刻化するのを防ぐことを目的とするものです。

市内の各学校では、ふだんから管理職が職員の心身の様子に気を配るように心がけています。また、若手教員に対しては、経験豊富な教員がサポートし、指導や助言を行うようにしております。

メンタルヘルスの不調が表れ始めた教員を把握した場合は、管理職が面談を行い、業務上の配慮を行ったり、各種相談窓口への相談や医療機関の受診などを薦めるようにしています。

さらには、ストレスの度合いが高い職員や時間外在校等時間が80時間を超えた職員については、産業医による面接指導を受けてもらうことにしております。

第３次予防としては、復職支援と再発防止が挙げられています。これは、メンタルヘルス不調で仕事を休んだ教職員の治療や、復職の支援及び再発防止を目的とするものです。

各学校では、該当職員が医療機関を受診する際、場合によっては管理職も同行するなどして該当職員の状況の理解を含め、本人が学校のことを心配せずにゆっくり休むことができるよう配慮をしております。体調がよくなり復職を目指す際には、教職員復職支援プログラムを実施し、段階的な職場復帰や職場復帰後のサポートに係る支援を行っております。また、職場復帰後も本人の負担軽減を図るように配慮しております。

今後も、全ての教職員が毎日元気に子供たちの前に立って豊かな未来を創造していく資質・

能力を育む教育を行うことができるよう、教育委員会としましても引き続き様々な支援を行っていきたいと考えております。

○柏倉信一議長　荒木議員。

○荒木春吉議員　続いて、（２）日本語指導を要する児童生徒の現況と今後について伺います。

１月６日の読売新聞、共生のかたち欄は、日本語指導が必要な児童生徒数が特集の記事だった。小中学校段階での支援策と課題として、以下の３点を掲載していた。

①全国で小中学生は6.3万人。②日本語指導者と母語支援員の派遣。③授業外で日本語の特別教育課程の実施。以上の３点を挙げていました。

本市小中学校での日本語指導を要する児童生徒数の現況と、今後の展望策について伺います。

○柏倉信一議長　佐藤教育長。

○佐藤志津男教育長　日本語指導が必要な児童生徒の現状としましては、３月１日現在、市内の小中学校に在籍する児童生徒のうち、外国籍で日本語指導が必要な児童生徒は、フィリピン籍５人、韓国籍２人の計７人、日本国籍であるものの外国にルーツを持つために日本語指導が必要な児童生徒が６人おり、これら13人の児童生徒に日本語指導を行っています。

この子たちが在籍している学校は、寒河江小、西根小、陵東中、陵南中の４校で、日本語指導が必要な生徒が一番多く在籍している陵東中学校には、国の加配教員と市の日本語指導支援員を配置しています。

ほかの小中学校では、外国語指導支援員が曜日を決めて学校を巡回して、日本語指導や学習支援を行っております。

日本語指導が必要な児童生徒につきましては、各学校で特別の教育課程を編成し、教員や支援員が対象となる児童生徒に個別に支援を行ったり、教科の学習に一緒に入って学習支援を行ったりしているところです。

市内の小中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒の多くは、その保護者が人材派遣会社を通じた就労を目的として来日し、本市に転入することに伴って子供たちが各学校に編入しているものです。

教育委員会としましても、事前に人材派遣会社と、児童生徒の年齢や編入予定の時期などについての情報共有を図り、編入予定の学校の状況に合わせて日本語指導支援員の配置や巡回計画の見直し、携帯型翻訳機の準備を行うなど、スムーズに受入れができるように対応をしております。

また、受入先となる学校や担任の先生の負担をできるだけ軽減するためにも、編入が予定されている学校には早めに情報提供を行うとともに、学校や人材派遣会社と連携しながら、余裕を持ったスケジュールで受入れの準備を進めるようにしております。

今日、ここにお持ちしましたけれども、（資料を示す）本市のこのような人材派遣会社と連携した取組は、他の自治体における取組の参考になるものであり、昨年12月に文部科学省のホームページで公開された令和６年度外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例の中で全国に紹介されているところです。

このような形で、日本語指導が必要な児童生徒が市内の小中学校に編入することは、今後も増えることが予想されます。来年度は、今のところ韓国から２名、フィリピンから１名、日本語指導が必要な児童生徒の編入が予定されております。

現在の中学３年生が４名卒業するため、日本語指導が必要な児童生徒数は１名減りますが、それでも２桁台の人数がいることに加え、在籍する学校数が２校増えて６校になるため、現在の体制では日本語指導を十分に行うことが難しい状況です。

そこで、来年度は日本語指導支援員を増員し、

３名の体制で市内６校に在籍する児童生徒への日本語指導や学習指導を進めていく予定です。

第３次寒河江市教育振興計画の基本方針、主要施策に掲げておりますように、日本語指導が必要な児童生徒も含め、多様な教育ニーズに応じた支援の充実を図り、誰一人取り残されない教育を推進してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長　荒木議員。

○荒木春吉議員　メンタル不調の先生は少ないというのは、我が市の教育行政がほぼうまくいっているのかなと感じました。

２つ目の日本語の指導をするというのは、状況は毎年変わるわけですが、来年１人増やすということなので心強いなと思ったところです。

私、調べてみましたら、日本語教育に関しては立派な法律があるのですね。令和元年にできた法律があって、28条ぐらいで大した法律ではないのですが、地方自治体に関係あるところは11条と26条だけなので、その趣旨を反映して、我が市はよくやっていると思っています。

来年度は学校数が増えるということなので、生徒数は減ってもなかなか状況が変わるので、その辺の対応をよろしくお願いしたいなと思っています。

あと、去年12月22日に高畠中学校に視察に行きました。学校は新しく、10年ぐらいたった校舎だったのですけれども、金額に関しては、我々の建てようとしている学校にはちょっと参考にはならないのかなと思ってきました。それで、１時間ぐらい学校の現場を見て、その後、30分ぐらい、30分以上でしたか、質疑応答してまいりました。新しい校舎というのはいいものだなと思っています。

その中で気がついたことを、２つ３つしゃべりたいと思っています。私は、ちっちゃこい話を３つ、あと最後に、とても俺の手には負えない話を１つしたいと思っています。

私が行ったのは、視察の段階で階段の手すりですね。高畠中はスチール製でありました。スチール製ということは、多分頑丈一点張りということなのでしょうが、中学生の力に負けないように、壊れないように多分しているのだなと思いましたが、私としてはぜひ木製の手すりをしていただきたいなということを感じました。というのは、小学生段階ですと、児童の方は多分、滑り台にすると思うのですね、木製は。でも、中学生になれば、多分理性が芽生えてきますので、滑り台にすることはないと思うので、ぜひ新しい中学校には木製の手すりをしていただきたいということです。

２つ目、１時間ほど視察したわけですが、私が目についたのは、10年たたなくても鉄筋コンクリートの校舎はやっぱりひび割れがついてくるのですね。何でひび割れができてくるのかなというのは、いろいろ考えはありますが、鉄筋コンクリートはなかなか管理するのが難しいのだと思いますけれども、その後がすごく大変になります。校舎が雨漏りしたり、いろんなことがありますので、そういう鉄筋コンクリートにする場合ですよ、ぜひ手入れを小まめにして校舎の管理をしていただきたいなということです。

あと、３番目は、我々は中学校を新しくするという段階で、いろんな研修をしましたが、いかんせん山形県は雪国ですよね。雪国でありますので、ぜひ積雪対策というか、それを万全にしてもらいたいということと、あと水漏れですね。屋上の水漏れ対策をばっちりしていただきたい。何でかというと、中で使う電子機器が使えなくなるおそれがあるので、ぜひ雪に対する対策を、水漏れの対策を万全にしていただきたいということです。

私も若い頃、学校の校舎建築いろんなところを見てきましたけれども、校舎を建てた業者が、前も言いましたが、屋根に登って除雪をしなくちゃいけないなんていうのは、ちょっととんでもない話だなと。２階建てぐらいの除雪だった

ら人力でもできますが、校舎となると、幅は広いし、高さもあるし、とても人力で除雪なんてのは多分不可能に近いと思いますので、やっぱり雪は屋根の上に載っけておいては、雪国の校舎としては及第点は与えられないと思いますので、そこら辺の配慮は、今年度中は基本設計、来年度が実施設計なので、教育委員会というか、別なところに移管するのでしょうが、その中で多分、丸のみした実施設計にはならないと思うので、注文をつけて、雪国にふさわしいというか、本市にふさわしい校舎をぜひ建ててほしいなと思っています。

あと、最後に４つ。これはただ高畠中がいいなと思ったことは、サッカー場もそうですが、職員室の上のほうに、鉄腕アトムの、「死んだ男の残したものは」を作った谷川俊太郎さんの「学ぶ」という詩が掲げてあったのですね。ぜひ新中学校には、これはモットーにも校是にもなりませんけれども、高畠中と同じことはできませんけれども、意地でもできないと思いますが、ぜひ立派な校是をつくって、ハードを造るのは金さえあればできます、校舎は。でも、学校運営というか経営は、目に見えませんので、ぜひそれ以上のお金をかけて、生徒たちが立派な成人になる学校にしていただきたいなと思っています。

最後に、時間稼ぎに読んでいいですか。おまえはいつも短いと言われるので、時間稼ぎに谷川俊太郎さんのを。いや、短くて、みんなから感謝されているのですけれども、今日は反抗して、谷川俊太郎の「学ぶ」という詩を朗読したいと思います。

「あなたは学ぶ　空に学ぶ　空はすでに答えている　答えることで問いかけている

わたしは学ぶ　土に学ぶ　隠された種子の息吹　はだしで踏みしめるこの星の鼓動

あなたは学ぶ　木に学ぶ　人から学べぬものを　鳥たちけものたちとともに学ぶ

わたしは学ぶ　手で学ぶ　石をつかみ絹に触れ水に浸し火にかざし　愛する者の手を握りしめて

あなたは学ぶ　目で学ぶ　どんなに見開いていても見えぬものが　閉じることで見えてくること

わたしは学ぶ　あなたから学ぶ　わたしと違う秘められた傷の痛み　わたしと同じささやかな日々の楽しみ

わたしたちは学ぶ　本からも学ぶ　知識と情報に溺れぬ知恵　言葉を越えようとする言葉の力を

そうしてわたしたちは学ぶ　見知らぬ人の涙から学ぶ　悲しみをわかちあうことの難しさ

わたしたちは学ぶ　見知らぬ人の微笑から学ぶ　喜びをわかちあうことの喜びを」

新中学校の生徒さんには、ぜひこの文言というか詩を肝に銘じて、立派な大人になっていただきたいなと思っています。

私、去年の12月のお話ですが、谷川俊太郎さんは亡くなりましたけれども、谷川俊太郎の息子さん、賢作さんのピアノを聴いてきました。俊太郎さんと同じで背がちっこいのです。彼はたしかジャズピアノでしたけれども、おやじのことをちくりちくりとユーモラスに語っていたのが印象でした。

ぜひ教育委員会、別な課に移りますけれども、頑張ってほしいなと思っています。

質問を終わります。

散　　会　　午前１１時３７分

○柏倉信一議長　以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和８年３月９日（月曜日）第１回定例会

○出席議員（１６名）

１番	柏倉信一 議員	２番	佐藤政人 議員
３番	野口康一郎 議員	４番	児玉崇 議員
５番	月光裕晶 議員	６番	安孫子義徳 議員
７番	太田陽子 議員	８番	佐藤耕治 議員
９番	渡邉賢一 議員	１０番	伊藤正彦 議員
１１番	古沢清志 議員	１２番	太田芳彦 議員
１３番	阿部清 議員	１４番	沖津一博 議員
１５番	荒木春吉 議員	１６番	後藤健一郎 議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

齋藤真朗	市長	猪倉秀行	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
竹田浩	選挙管理委員会委員長職務代理者	木村三紀	農業委員会会長
今野育男	総務課長（併）選挙管理委員会事務局長	東海林恒	企画戦略課長
石橋慶幸	みらい協働課長	佐藤倫久	デジタル戦略課長
小林博之	財政課長	安孫子廣美	税務課長
渡辺智昭	市民生活課長	菊地正博	防災危機管理課長
武田栄治	建設管理課長	渡邉健一	農林課長（併）農業委員会事務局長
小関光彦	商工推進課長	後藤英明	さくらんぼ観光課長
小林弘之	福祉国保課長	黒田美紀	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	寺西里衣	会計管理者(兼)会計課長
大江幸範	上下水道課長	山田良一	病院副院長
東海林茂美	学校教育課長	安彦絵美	生涯学習課長
笹原泰治	スポーツ振興課長	大沼勇	監査委員
渡邉昭	監査委員事務局長		

○事務局職員出席者

髙橋良子	事務局長	伊藤正弘	局長補佐
堀和敏	総務係主任	熊谷拓哉	総務係主事

議事日程第４号　　第１回定例会
令和８年３月９日（月）　　午前９時３０分開議

再　　開
日程第　１　議第　５号　令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第１４号）
〃　　２　議第　６号　令和７年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
〃　　３　議第　７号　令和７年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
〃　　４　議第　８号　令和７年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第３号）
〃　　５　議第　９号　令和７年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第２号）
〃　　６　質疑
〃　　７　予算特別委員会設置
〃　　８　委員会付託
散　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第４号に同じ

再　　開　　午前９時３０分

○柏倉信一議長　おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第４号によって進めてまいります。

議　案　上　程

○柏倉信一議長　日程第１、議第５号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第14号）から日程第５、議第９号令和７年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第２号）までの５案件を一括議題といたします。

質　　疑

○柏倉信一議長　日程第６、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。
初めに、議第５号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第14号）に対する質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
次に、議第６号令和７年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）に対する質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
次に、議第７号令和７年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第８号令和７年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第３号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第９号令和７年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第２号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○柏倉信一議長　日程第７、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第５号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第14号）については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第５号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第14号）については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委　員　会　付　託

○柏倉信一議長　日程第８、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委　員　会	付　託　案　件
厚生文教常任委員会	議第６号、議第７号、議第８号、議第９号
予算特別委員会	議第５号

散　　会　　午前９時３３分

○柏倉信一議長　以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和８年３月１１日（水曜日）第１回定例会

○出席議員（１６名）

１番	柏倉信一 議員	２番	佐藤政人 議員
３番	野口康一郎 議員	４番	児玉崇 議員
５番	月光裕晶 議員	６番	安孫子義徳 議員
７番	太田陽子 議員	８番	佐藤耕治 議員
９番	渡邉賢一 議員	１０番	伊藤正彦 議員
１１番	古沢清志 議員	１２番	太田芳彦 議員
１３番	阿部清 議員	１４番	沖津一博 議員
１５番	荒木春吉 議員	１６番	後藤健一郎 議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

齋藤真朗	市長	猪倉秀行	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
竹田浩	選挙管理委員会委員長職務代理者	木村三紀	農業委員会会長
今野育男	総務課長（併）選挙管理委員会事務局長	東海林恒	企画戦略課長
石橋慶幸	みらい協働課長	佐藤倫久	デジタル戦略課長
小林博之	財政課長	安孫子廣美	税務課長
渡辺智昭	市民生活課長	菊地正博	防災危機管理課長
武田栄治	建設管理課長	渡邉健一	農林課長（併）農業委員会事務局長
小関光彦	商工推進課長	後藤英明	さくらんぼ観光課長
小林弘之	福祉国保課長	黒田美紀	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	寺西里衣	会計管理者（兼）会計課長
大江幸範	上下水道課長	山田良一	病院副院長
東海林茂美	学校教育課長	村上千尋	生涯学習課長補佐
笹原泰治	スポーツ振興課長	大沼勇	監査委員
渡邉昭	監査委員事務局長		

○事務局職員出席者

髙橋良子	事務局長	伊藤正弘	局長補佐
堀和敏	総務係主任	熊谷拓哉	総務係主事

議事日程第５号　　第１回定例会
令和８年３月１１日（水）　　予算特別委員会終了後開議

再　　開

（予算特別委員会付託関係）

日程第　１　議第　５号　令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第１４号）
〃　　２　予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃　　３　質疑・討論・採決

（厚生文教常任委員会付託関係）

日程第　４　議第　６号　令和７年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
〃　　５　議第　７号　令和７年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
〃　　６　議第　８号　令和７年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第３号）
〃　　７　議第　９号　令和７年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第２号）
〃　　８　厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃　　９　質疑・討論・採決

日程第１０　議第１０号　令和８年度寒河江市一般会計予算
〃　１１　議第１１号　令和８年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
〃　１２　議第１２号　令和８年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
〃　１３　議第１３号　令和８年度寒河江市介護保険特別会計予算
〃　１４　議第１４号　令和８年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
〃　１５　議第１５号　令和８年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
〃　１６　議第１６号　令和８年度寒河江市水道事業会計予算
〃　１７　議第１７号　令和８年度寒河江市下水道事業会計予算
〃　１８　議第１８号　令和８年度寒河江市立病院事業会計予算
〃　１９　議第１９号　寒河江市課制条例の一部改正について
〃　２０　議第２０号　寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
〃　２１　議第２１号　一般職の職員の旅費に関する条例及び特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
〃　２２　議第２２号　寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
〃　２３　議第２３号　寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
〃　２４　議第２４号　寒河江市柴橋地区コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について
〃　２５　議第２５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
〃　２６　請願第１号　山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合に伴う透析施設の維持・継続に関する請願

日程第２７　質疑
〃　２８　予算特別委員会設置
〃　２９　委員会付託
　　散　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第５号に同じ

再　　開　　午前９時５０分

○**柏倉信一議長**　おはようございます。

冒頭ではございますが、御案内のとおり、本日は2011年３月11日14時46分に日本観測史上最大と言われた東北沖地震が発生した日であります。今年は15年の節目ということがございまして、たくさんの被災された皆様に哀悼の誠を掲げますとともに、そしてまた、大きな教訓として我々も胸に刻み、今後の政治活動に生かしていくという意味合いで、時間となりましたら黙禱をささげさせていただくつもりでございますので、御理解、御協力のほどお願いいたします。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第５号によって進めてまいります。

議　案　上　程

○**柏倉信一議長**　日程第１、議第５号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**柏倉信一議長**　日程第２、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。安孫子予算特別委員長。

〔安孫子義徳予算特別委員長　登壇〕

○**安孫子義徳予算特別委員長**　予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第５号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第14号）であります。

３月９日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第５号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し、審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第５号を採決の結果、賛成多数をもって原

案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長　日程第３、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第５号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第14号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第５号は原案のとおり可決されました。

議　案　上　程

○柏倉信一議長　次に、日程第４、議第６号令和７年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）から日程第７、議第９号令和７年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第２号）までの４案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長　日程第８、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。野口厚生文教常任委員長。

〔野口康一郎厚生文教常任委員長　登壇〕

○野口康一郎厚生文教常任委員長　厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、３月９日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第６号から議第９号までの４案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第６号令和７年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第７号令和７年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第８号令和７年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第９号令和７年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第２号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長**　日程第９、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第６号令和７年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第２号)、議第７号令和７年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号)、議第８号令和７年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第３号）及び議第９号令和７年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第２号）の４案件を一括して採決いたします。

ただいまの４案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

４案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第６号、議第７号、議第８号及び議第９号の４案件は原案のとおり可決されました。

議　案　上　程

○**柏倉信一議長**　次に、日程第10、議第10号令和８年度寒河江市一般会計予算から日程第26、請願第１号山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合に伴う透析施設の維持・継続に関する請願までの17案件を一括議題といたします。

質　　疑

○**柏倉信一議長**　日程第27、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

初めに、議第10号令和８年度寒河江市一般会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第11号令和８年度寒河江市国民健康保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第12号令和８年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第13号令和８年度寒河江市介護保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第14号令和８年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第15号令和８年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第16号令和８年度寒河江市水道事業会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第17号令和８年度寒河江市下水道事業会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第18号令和８年度寒河江市立病院事業会計予算に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第19号寒河江市課制条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第20号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第21号一般職の職員の旅費に関する条例及び特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第22号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第23号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第24号寒河江市柴橋地区コミュニティセンターに係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第25号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第１号山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合に伴う透析施設の維持・継続に関する請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○柏倉信一議長　日程第28、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第10号令和８年度寒河江市一般会計予算から議第18号令和８年度寒河江市立病院事業会計予算までの９案件については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第10号令和８年度寒河江市一般会計予算から議第18号令和８年度寒河江市立病院事業会計予算までの９案件については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委　員　会　付　託

○柏倉信一議長　日程第29、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委　員　会	付　託　案　件
総務産業常任委員会	議第１９号、議第２０号、議第２１号、議第２３号、議第２４号、議第２５号
厚生文教常任委員会	議第２２号、請願第１号
予算特別委員会	議第１０号、議第１１号、議第１２号、議第１３号、議第１４号、議第１５号、議第１６号、議第１７号、議第１８号

散　　会　　午前１０時０６分

○柏倉信一議長　以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和８年３月１９日（木曜日）第１回定例会

○出席議員（１６名）

１番	柏倉信一 議員	２番	佐藤政人 議員
３番	野口康一郎 議員	４番	児玉崇 議員
５番	月光裕晶 議員	６番	安孫子義徳 議員
７番	太田陽子 議員	８番	佐藤耕治 議員
９番	渡邉賢一 議員	１０番	伊藤正彦 議員
１１番	古沢清志 議員	１２番	太田芳彦 議員
１３番	阿部清 議員	１４番	沖津一博 議員
１５番	荒木春吉 議員	１６番	後藤健一郎 議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

齋藤真朗	市長	猪倉秀行	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
竹田浩	選挙管理委員会委員長職務代理者	木村三紀	農業委員会会長
今野育男	総務課長（併）選挙管理委員会事務局長	東海林恒	企画戦略課長
石橋慶幸	みらい協働課長	佐藤倫久	デジタル戦略課長
小林博之	財政課長	安孫子廣美	税務課長
渡辺智昭	市民生活課長	菊地正博	防災危機管理課長
武田栄治	建設管理課長	渡邉健一	農林課長（併）農業委員会事務局長
小関光彦	商工推進課長	後藤英明	さくらんぼ観光課長
小林弘之	福祉国保課長	黒田美紀	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	寺西里衣	会計管理者（兼）会計課長
大江幸範	上下水道課長	山田良一	病院副院長
東海林茂美	学校教育課長	安彦絵美	生涯学習課長
笹原泰治	スポーツ振興課長	大沼勇	監査委員
渡邉昭	監査委員事務局長		

○事務局職員出席者

髙橋良子	事務局長	伊藤正弘	局長補佐
堀和敏	総務係主任	熊谷拓哉	総務係主事

議事日程第６号　　第１回定例会
令和８年３月１９日（木）　　予算特別委員会終了後開議

再　　開

（予算特別委員会付託関係）

日程第　１　議第１０号　令和８年度寒河江市一般会計予算
〃　　２　議第１１号　令和８年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
〃　　３　議第１２号　令和８年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
〃　　４　議第１３号　令和８年度寒河江市介護保険特別会計予算
〃　　５　議第１４号　令和８年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
〃　　６　議第１５号　令和８年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
〃　　７　議第１６号　令和８年度寒河江市水道事業会計予算
〃　　８　議第１７号　令和８年度寒河江市下水道事業会計予算
〃　　９　議第１８号　令和８年度寒河江市立病院事業会計予算
〃　１０　予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃　１１　質疑・討論・採決

（総務産業常任委員会付託関係）

日程第１２　議第１９号　寒河江市課制条例の一部改正について
〃　１３　議第２０号　寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
〃　１４　議第２１号　一般職の職員の旅費に関する条例及び特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
〃　１５　議第２３号　寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
〃　１６　議第２４号　寒河江市柴橋地区コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について
〃　１７　議第２５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
〃　１８　総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃　１９　質疑・討論・採決

（厚生文教常任委員会付託関係）

日程第２０　議第２２号　寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
〃　２１　請願第１号　山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合に伴う透析施設の維持・継続に関する請願
〃　２２　厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃　２３　質疑・討論・採決

日程第２４　議第２６号　令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第１５号）

日程第２５　議第２７号　令和８年度寒河江市一般会計補正予算（第１号）
〃　２６　議案説明
〃　２７　委員会付託
〃　２８　質疑・討論・採決
〃　２９　議員派遣の件
〃　３０　常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
閉　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第６号に同じ

再　　開　　午前１０時１０分

○柏倉信一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。荒木議会運営委員長。

〔荒木春吉議会運営委員長　登壇〕

○荒木春吉議会運営委員長　おはようございます。

本日の会議運営につきましては、３月18日、委員６名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第26号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第15号）、議第27号令和８年度寒河江市一般会計補正予算（第１号）、議員派遣の件及び常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての４案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○柏倉信一議長　お諮りいたします。

本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第６号によって進めてまいります。

議　案　上　程

○柏倉信一議長　日程第１、議第10号令和８年度寒河江市一般会計予算から日程第９、議第18号令和８年度寒河江市立病院事業会計予算までの９案件を一括議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**柏倉信一議長**　日程第10、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。安孫子予算特別委員長。

〔安孫子義徳予算特別委員長　登壇〕

○**安孫子義徳予算特別委員長**　予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第10号令和８年度寒河江市一般会計予算、議第11号令和８年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第12号令和８年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第13号令和８年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第14号令和８年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号令和８年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第16号令和８年度寒河江市水道事業会計予算、議第17号令和８年度寒河江市下水道事業会計予算及び議第18号令和８年度寒河江市立病院事業会計予算であります。

３月11日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、９案件を一括議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し、審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号及び議第18号の９案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長**　日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第10号令和８年度寒河江市一般会計予算、議第11号令和８年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第12号令和８年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第13号令和８年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第14号令和８年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号令和８年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第16号令和８年度寒河江市水道事業会計予算、議第17号令和８年度寒河江市下水道事業会計予算及び議第18号令和８年度寒河江市立病院事業会計予算の９案件を一括して採決いたします。

ただいまの９案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

９案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第

17号及び議第18号の９案件は原案のとおり可決されました。

議　案　上　程

○**柏倉信一議長**　次に、日程第12、議第19号寒河江市課制条例の一部改正についてから日程第17、議第25号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまでの６案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**柏倉信一議長**　日程第18、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。月光総務産業常任委員長。

〔月光裕晶総務産業常任委員長　登壇〕

○**月光裕晶総務産業常任委員長**　総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、３月11日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第19号から議第21号及び議第23号から議第25号の６案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第19号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「建設管理課へ都市計画に関する業務を移すことで、建設管理課の職員数は増員する予定なのか」との問いがあり、当局より「増員する方向で検討しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「通勤手当の最大通勤距離が60キロとあるが、現在、最も通勤距離が長い職員はどの程度の距離なのか」との問いがあり、当局より「最も遠方から通勤しているのは上山市からの職員であります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号一般職の職員の旅費に関する条例及び特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「若い人の集まりやサークル活動などで利用したいという声があるが、利用料が高いとの意見もある。市民向けに利用料の減額などを検討する考えはあるのか」との問いがあり、当局より「フローラ・ＳＡＧＡＥの４階及び５階には社会教育団体や福祉団体などが減免対象として利用できる会議室があり、２階はビジネス利用を前提としているものであります。趣味のサークルなどにつきましては、４階、５階の会議室を御利用いただきたいと考えております。また、２階のコワーキングスペースにつきましては、利用料がかからないため、用途に応じて御利用いただきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市柴橋地区コミュニティセンターに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「幸生地区の観光施設整備において葉山登山道の木道整備を行うとのことだが、以前から要望のある避難小屋の整備については、今回計画に含まれていないのか」との問いがあり、当局より「避難小屋やトイレにつきましては以前から要望があるところでありますが、景観や維持管理などの課題があることから、現時点では整理がついていない状況であります。そのため、まずは早急に対応が必要な木道整備を優先して実施する予定としているものであります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長　日程第19、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第19号寒河江市課制条例の一部改正について、議第20号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議第21号一般職の職員の旅費に関する条例及び特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について、議第23号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第24号寒河江市柴橋地区コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について及び議第25号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての６案件を一括して採決いたします。

ただいまの６案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

６案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第19号、議第20号、議第21号、議第23号、議第24号及び議第25号の６案件は原案のとおり可決されました。

議　案　上　程

○柏倉信一議長　次に、日程第20、議第22号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について及び日程第21、請願第１号山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合に伴う透析施設の維持・継続に関する請願の２案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長　日程第22、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。野口厚生文教常任委員長。

〔野口康一郎厚生文教常任委員長　登壇〕

○**野口康一郎厚生文教常任委員長**　厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、３月11日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第22号及び請願第１号の２案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第22号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第１号山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合に伴う透析施設の維持・継続に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後に審査に入りましたが、御報告する質疑、意見もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり採択すべきものと決し、執行機関へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることに決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長**　日程第23、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第22号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について及び請願第１号山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合に伴う透析施設の維持・継続に関する請願の２案件を一括して採決いたします。

ただいまの２案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

２案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第22号及び請願第１号の２案件は原案のとおり可決及び採択されました。

ただいま採択された請願は執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることにいたします。

議　案　上　程

○**柏倉信一議長**　次に、日程第24、議第26号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第15号）、日程第25、議第27号令和８年度寒河江市一般会計補正予算（第１号）の２案件を一括議題といたします。

議　案　説　明

○**柏倉信一議長**　日程第26、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。齋藤市長。

〔齋藤真朗市長　登壇〕

○**齋藤真朗市長**　おはようございます。

初めに、議第26号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第15号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国の地域未来交付金の採択を受け、地域特性を生かした地域コミュニティーの活性化等を推進するため、いこいの森の再整備や旧幸生小学校体育館の改修等の事業を行うものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ５億9,478万2,000円を追加し、予算総額を265億5,647万4,000円とするものでございます。

次に、議第27号令和８年度寒河江市一般会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、火災が発生し、休館しているトルコ館について、早期の復旧及び再開を行うため国際交流事業費の追加、並びに令和７年度補正予算として実施する国の地域未来交付金の採択を受けた事業について、令和８年度当初予算から減額するものです。

その結果、歳入歳出それぞれ1,124万円を減額し、予算総額を241億8,876万円とするものでございます。

以上、２案件について御提案申し上げましたが、詳細につきましては関係課長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○柏倉信一議長　小林財政課長。

〔小林博之財政課長　登壇〕

○小林博之財政課長　議第26号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第15号）の詳細について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、内閣府所管の地域未来交付金（地域未来推進型）ソフト事業、拠点整備事業や地域防災緊急整備型を活用した事業につきまして、令和７年度からの継続事業及び令和８年度からの新規事業に係るものについて事業計画の作成及び提出を行ってきたところですが、このたび新規事業を含め国の令和７年度地域未来交付金の補正予算の中で当該事業が採択されたことから、関係する事業費について追加するものでございます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、６ページの事項別明細書を御覧ください。

10款地方交付税ですが、１項１目の普通交付税は、基準財政需要額の増加により増額となったため追加するものでございます。

14款国庫支出金ですが、２項１目の地域未来交付金（地域未来推進型）は、地方の暮らしの安定を実現し、強い経済を構築する事業として内閣府から採択された地域づくり推進事業ほか16事業に充当するもので、対象経費の２分の１が国から交付されるものでございます。

２項５目の地域未来交付金（地域防災緊急整備型）は、災害発生時における避難所の受入れ環境の向上を図るため、防災資機材等を整備する防災対策事業に充当するもので、対象経費の２分の１が国から交付されます。

18款繰入金は、つのだ地域コミュニティ活性化推進基金から地域づくり推進事業の一部に充当するため、50万円を繰り入れるものです。

21款市債は、いこいの森管理事業、災害対策事業、体育施設整備事業に係るもので、国の補正予算債により対象経費の100％まで起債することができるため、２億110万円を計上しております。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

初めに、別添の議第26号及び議第27号資料を御覧ください。

予算振替事業整理表の上段７項目につきましては、地域未来交付金の対象事業として新たに計上するものでございます。下段の13項目につきましては、令和８年度当初予算から令和７年度補正予算（第15号）に振り替えるものでございます。

私からは、下段の項目のうち、振替に当たって増減のない項目について申し上げます。

地域未来交付金の対象事業費として採択されました、２款１項６目、地域づくり推進事業、まち・ひと・しごと創生事業、７款１項２目、技術振興販路拡大推進事業、中心市街地エリアイノベーション促進事業、７款１項４目、まつり振興事業、観光物産振興事業、観光情報発信事業に係る各備考欄に記載の委託料、負担金、補助金等につきましては、令和８年度当初予算から減額し、令和７年度補正予算（第15号）にそれぞれ同額を計上するものでございます。それぞれの事業内容の詳細につきましては、令和８年度当初予算の予算審議の中で既に御説明させていただいておりますので、これらは割愛させていただきます。

なお、新規採択となった交付金対象事業及び交付金対象事業費に増減のあったものにつきまして、この後、各担当課長より御説明させていただきます。

○柏倉信一議長　志鎌子育て推進課長。

〔志鎌重美子育て推進課長　登壇〕

○志鎌重美子育て推進課長　私から３款２項１目児童福祉総務費について御説明申し上げます。

補正予算書の事項別明細書７ページを御覧ください。

次世代子育てステーション運営事業につきましては、さくらんぼこどもキャンパス　ＣＬＡＰＩＮ　ＳＡＧＡＥやいこいの森などを活用した寒河江型探究教育推進事業及びこれらの施設の利用者を市内の観光施設や飲食施設への利用につなぐ交流人口回遊性促進事業を実施するための委託料を計上するものでございます。

私からは以上でございます。

○柏倉信一議長　渡邉農林課長。

〔渡邉健一農林課長（併）農業委員会事務局長　登壇〕

○渡邉健一農林課長（併）農業委員会事務局長

私から６款１項２目農業総務費について御説明申し上げます。

新規就農者等育成推進事業の18節、新規就農者支援育成事業費補助金は、都市部などでの就農フェアへの出展や新規就農者向けの相談会の開催、新たな技術の習得などを支援するために交付する補助金で、令和８年度当初予算で計上した一部事業が国の地域未来交付金の対象外とされたため、このたびの補正予算では減額し計上するものであります。

なお、担い手新規就農支援事業費補助金は、新規就農者に対する農地の借用、農業用施設及び設備導入などの支援で、令和８年度当初予算と同額でございます。

続きまして、３目農業振興費であります。

水田農業経営確立対策事業の18節、水田農業経営確立対策事業費補助金は、集団転作を行う事業に対し補助するものであります。水田地力向上対策事業費補助金は、土壌改良材を活用した土づくり事業への支援、また、堆肥散布推進モデル事業費補助金は、地元畜産業と連携し、堆肥散布による循環型農業を進めるものであります。米産地育成支援事業費補助金は、高品位米生産振興とスマート農業の推進を図り、米産地育成を支援するものであります。このたびの補正予算では、地域未来交付金の採択を受け、令和８年度当初予算と比較して、各補助金の対象面積、対象件数、補助上限額等について拡充の見直しを行い、計上するものであります。

８ページを御覧ください。

果樹園芸作物等生産振興対策事業の18節、園芸やまがた産地発展サポート事業費補助金は、県の令和８年度予算において新たに持続できる園芸産地緊急支援事業が追加され、園芸ハウスの建て替えや機械・施設の更新がメニュー化なったことを受け、新たに交付金を活用して、さくらんぼの雨よけハウスや設備等更新の採択者に対し、協調して支援を行おうとするものであります。

また、さくらんぼ産地育成支援事業費補助金

は、さくらんぼの雨よけハウス修繕や苗木導入及び改植、また負担軽減を図るための機械導入に係る経費等について支援するもので、このたびの交付金の採択を受け、令和８年度当初予算と比較して、補助対象件数や補助上限について拡充の見直しを行い、実施しようとするものであります。

続きまして、農産物ブランド化推進事業の18節、さがえ伝統野菜ブランド化推進事業費補助金、農産物消費拡大推進事業負担金、海外輸出推進協議会負担金、つや姫の里推進事業費補助金について、交付金の事業採択を受けたもので、農産物消費拡大推進事業負担金、海外輸出推進協議会負担金については、交付金を活用し、令和８年度当初予算と比較して、プロモーションの強化等による事業内容を拡充した上で実施しようとするものであります。

続きまして、さくらんぼ労力確保対策事業の７節及び10節はさくらんぼ箱詰め研修会に係る経費及び18節、寒河江市さくらんぼ労力確保対策協議会負担金について、交付金の採択を受けたもので、交付金を活用し、令和８年度予算と比較して、農業系求人サイトとの連携などの事業内容を拡充して実施しようとするものであります。

続きまして、６次産業化推進事業の18節、寒河江ブランド・魅力発信協議会負担金は、紅秀峰や子姫芋などの伝統野菜のブランド力向上や農産物を活用した新商品開発等の事業に係る負担金で、交付金を活用し、令和８年度予算と比較して、ブランド力強化に向けたＰＲ等の事業内容を拡充して実施しようとするものであります。

続きまして、２項１目林業振興費であります。いこいの森管理事業の14節、いこいの森遊具整備工事は、遊具の整備工事に係る費用を追加して計上するものであります。２月18日の議員懇談会で御説明申し上げましたが、このいこいの森は平成３年４月のオープンから30年以上経過しており、施設の老朽化、そして利用者ニーズへの対応をすべく、遊具設置箇所を４つのゾーンに区分けして全16基の遊具を設置するものでございます。

私からは以上でございます。

○柏倉信一議長　後藤さくらんぼ観光課長。

〔後藤英明さくらんぼ観光課長　登壇〕

○後藤英明さくらんぼ観光課長　私から７款１項４目観光費について御説明申し上げます。

９ページを御覧ください。

まつり振興事業につきまして、観光客が減少する冬期間の観光誘客を図るため、イルミネーションを活用したイベントを実施するためのさがえイルミテラス実行委員会への負担金を新たに計上するものであります。

私からは以上であります。

○柏倉信一議長　菊地防災危機管理課長。

〔菊地正博防災危機管理課長　登壇〕

○菊地正博防災危機管理課長　私から９款１項５目災害対策費について御説明申し上げます。

防災対策事業については、指定避難所である中央公民館と技術交流プラザに新たに１基ずつ防災倉庫を設置するため、委託料と工事請負費を計上するものであります。また、断水時に使用できる自動ラップ式トイレを指定避難所である陵南中学校などに６台配備し、さらに、避難所における生活環境の向上とプライバシー確保のため、１人用の折り畳み式簡易ベッド300台及び世帯用のワンタッチパーティション340張り、さらに女性や子育て世代の方々などにも配慮したテント式パーティション27張りを配備するため、備品購入費を計上するものです。

私からは以上になります。

○柏倉信一議長　東海林学校教育課長。

〔東海林茂美学校教育課長　登壇〕

○東海林茂美学校教育課長　私から10款１項３目教育指導援助費について御説明申し上げます。

10ページを御覧ください。

コミュニティ・スクール推進事業につきましては、旧幸生小学校を拠点に活動するさがえ少年少女発明クラブにおける子供たちの科学的、技術的な創造性を育むための設備環境を整備するための費用で、創作に必要な消耗品及び備品購入費を計上するものでございます。また、あわせて、子供たちの地元製造業企業への興味関心を高め、将来、本市で活躍する技術系人材育成の裾野を広げるため、地元製造業企業を素材とするものづくりの楽しさを伝える動画を作成するための委託料を計上するものでございます。

私からは以上でございます。

○柏倉信一議長　笹原スポーツ振興課長。

〔笹原泰治スポーツ振興課長　登壇〕

○笹原泰治スポーツ振興課長　私から10款５項１目保健体育総務費について御説明申し上げます。

体育施設整備事業につきましては、旧幸生小学校体育館及び校舎の一部をスケートボード等の屋内型拠点施設として、併せて駐車場を整備するための実施設計・監理委託料と工事請負費であります。幸生地区の地域拠点施設として、利用者や地域の要望を取り入れながらスポーツなどの多様な人材の育成を図るとともに、交流人口の拡大、地域経済の活性化等を目指した事業として計上するものでございます。

歳出は以上でございます。

○柏倉信一議長　小林財政課長。

〔小林博之財政課長　登壇〕

○小林博之財政課長　続きまして、第２表繰越明許費補正について御説明申し上げます。

４ページを御覧ください。

令和８年度に繰り越す理由でありますが、地域づくり推進事業のほか18件の事業につきまして、今年度中の事業完了が困難であることから繰り越すものでございます。

続きまして、第３表地方債について御説明いたします。

５ページを御覧ください。

先ほど歳入の21款市債で御説明申し上げました３事業につきまして、起債の限度額をそれぞれ追加及び増額変更するものでございます。

議第26号の説明は以上となります。

続きまして、議第27号令和８年度寒河江市一般会計補正予算（第１号）の詳細について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、去る２月３日に火災が発生し、休館しているトルコ館につきまして施設の早期復旧、再開を行うため、修繕等に係る経費を追加計上するものでございます。また、先ほど御説明申し上げました内閣府所管の令和７年度地域未来交付金の補正予算の中で採択を受けた事業のうち、令和８年度当初予算で計上していた事業を減額補正しようとするものでございます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、４ページの事項別明細書を御覧ください。

14款国庫支出金ですが、２項１目の地域未来交付金は、地域づくり推進事業ほか12事業につきまして、当初、令和８年度の交付を見込んでおりましたが、令和７年度事業として採択されたことを受け、当初予算に計上していた全額を減額するものでございます。

18款繰入金ですが、１項５目つのだ地域コミュニティ活性化推進基金繰入金は、地域づくり推進事業費の一部として繰入れを予定しておりましたが、当該事業が交付金の採択を受け、前倒しで実施することとなったため減額するものでございます。

１項６目財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源としまして財政調整基金から繰り入れるものでございます。これにより令和８年度末の財政調整基金残高は約24億8,000万円となる見込みでございます。

続いて、歳出について御説明申し上げます。

事項別明細書５ページを御覧ください。

私からは、歳出２款１項８目交流促進費を除く、２款１項６目の地域づくり推進事業から７款１項４目の観光情報発信事業までについて御説明申し上げます。

繰り返しになりますが、内閣府所管の令和７年度地域未来交付金の補正予算の中で採択された事業のうち、令和８年度当初予算で計上していた地域づくり推進事業ほか12事業につきまして、交付金関連事業費を減額するものでございます。

○**柏倉信一議長**　東海林企画戦略課長。

〔東海林　恒企画戦略課長　登壇〕

○**東海林　恒企画戦略課長**　私から２款１項８目交流促進費について御説明申し上げます。

事項別明細書５ページになります。

このたびの補正予算につきましては、２月３日に発生いたしましたトルコ館の火災により被害を受けた建物、設備及び備品の復旧を図るため、必要な事業費を計上するものであります。

初めに、委託料といたしまして、建物及び設備の復旧に係る設計監理費として550万円を計上しております。

次に、建物及び設備の復旧に要する工事請負費6,930万円、さらに、火災により損失いたしました備品の更新に係る備品購入費200万円を計上するものであります。

なお、復旧費用につきましては、市が加入しております全国市有物件災害共済会に保険金の請求を予定しております。

以上、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

委　員　会　付　託

○**柏倉信一議長**　日程第27、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第26号及び議第27号の２案件については、会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長**　日程第28、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第26号について質疑はありませんか。佐藤議員。

○**佐藤政人議員**　７ページ、民生費、児童福祉費の次世代子育てステーション運営事業なんですが、先ほど説明を受けましたが、申し訳ないです、もう一度説明を伺ってよろしいでしょうか。

○**柏倉信一議長**　志鎌子育て推進課長。

○**志鎌重美子育て推進課長**　お答えいたします。先ほどよりも少し詳しく説明させていただきたいと思います。

寒河江型探究教育推進事業につきましては、令和８年度は年９回、令和９年度からは年12回の探究教室さがえを予定しております。月１回、土日のいずれかに行う予定でありまして、実施時間は２時間程度、小中学生20名から30名を対象にと考えております。

内容につきましてはまだ検討段階でございますが、科学をテーマとし、科学的思考や科学と社会、科学と未来などリベラルアーツの観点から教室を開催することや、宇宙をテーマとして、宇宙を探究してきた方、例えばアリストテレスやアインシュタインなどにフォーカスを当てた事業などをと考えております。さらに、夏休みなどを利用して実施予定の探究学習さがえ特別編や親子向け講演会などでは、実施可能なコンテンツとして、ＮＨＫでおなじみのピタゴラス

イッチの制作に携わった星先生のワークショップやお魚タレントさかなクンなどの講演会などがございますので、そのように親子で楽しむような企画をと考えております。

さらに、令和９年度以降につきましては、探究教室さがえ中高生キャンプの開催を予定しております。こちらにつきましては、市内外の中学生や高校生を対象に２か月程度のオンライングループワークを実施し、その後、夏休み等を利用して、ＣＬＡＡＰＩＮ　ＳＡＧＡＥやいこいの森、図書館などを利用し、３泊４日のサイエンスサマーキャンプなどを行うものでございます。

また、交流人口回遊性促進事業につきましては、デジタルスタンプラリーや、ＣＬＡＡＰＩＮ　ＳＡＧＡＥの利用者に対して観光施設や飲食施設の割引または記念品贈呈などのサービスをと考えております。

以上でございます。

○柏倉信一議長　佐藤議員。

○佐藤政人議員　ありがとうございます。

大変ボリュームのある事業になるのかなと思うんですが、主体はＣＬＡＡＰＩＮ　ＳＡＧＡＥでやる事業だとは認識したんですが、最後の交流に関する部分については、割引であるとか市内に周遊性を求めるというような内容でしたが、やはりこれからの事業ということもあるとは思いますけれども、横の連携をしっかりと取っていただいて、例えば商工であるとか観光であるとか、あと探究学習については学校教育課であるとか、やはりこういったところの横のつながりをしっかり取っていただかないと、せっかく採択いただいた事業ですので、結果、うまくいきませんでしたということのないようにですね、ぜひ成功できるよう横のつながりをしっかり取っていただきたいと思います。

以上です。

○柏倉信一議長　要望でよろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第27号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第26号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第15号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員　起立〕

賛成多数であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議第27号令和８年度寒河江市一般会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員　起立〕

賛成多数であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議員派遣の件

○柏倉信一議長　日程第29、議員派遣の件を議題といたします。

このことにつきましては、お示ししております文書のとおり派遣することにいたしたいと思います。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については原案のとおり派遣することに決しました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

○**柏倉信一議長**　日程第30、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お示ししております文書のとおり各委員長より申出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり決しました。

閉　　会　　午前１１時０９分

○**柏倉信一議長**　これにて令和８年第１回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長　　柏　倉　信　一

会議録署名議員　　野　口　康一郎

会議録署名議員　　佐　藤　耕　治

会議録署名議員　　阿　部　　清

令和８年３月９日（月曜日）予算特別委員会①

○出席委員（１５名）

２番	佐藤政人 委員	３番	野口康一郎 委員
４番	児玉崇 委員	５番	月光裕晶 委員
６番	安孫子義徳 委員	７番	太田陽子 委員
８番	佐藤耕治 委員	９番	渡邉賢一 委員
１０番	伊藤正彦 委員	１１番	古沢清志 委員
１２番	太田芳彦 委員	１３番	阿部清 委員
１４番	沖津一博 委員	１５番	荒木春吉 委員
１６番	後藤健一郎 委員		

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

齋藤真朗	市長	猪倉秀行	副市長
佐藤志津男	教育長	今野育男	総務課長（併）選挙管理委員会事務局長
東海林恒	企画戦略課長	石橋慶幸	みらい協働課長
佐藤倫久	デジタル戦略課長	小林博之	財政課長
安孫子廣美	税務課長	渡辺智昭	市民生活課長
菊地正博	防災危機管理課長	武田栄治	建設管理課長
渡邉健一	農林課長（併）農業委員会事務局長	小関光彦	商工推進課長
後藤英明	さくらんぼ観光課長	小林弘之	福祉国保課長
黒田美紀	健康増進課長	志鎌重美	子育て推進課長
東海林茂美	学校教育課長	安彦絵美	生涯学習課長
笹原泰治	スポーツ振興課長		

○事務局職員出席者

髙橋良子	事務局長	伊藤正弘	局長補佐
堀和敏	総務係主任	熊谷拓哉	総務係主事

予算特別委員会議事日程第１号　　第１回定例会
令和８年３月９日（月）　　本会議終了後開議

開　　会
日程第　１　議第　５号　令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第１４号）
〃　　２　議案説明
〃　　３　質疑
〃　　４　分科会分担付託
散　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第１号に同じ

開　　会　　午前９時３７分

○安孫子義徳委員長　ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議　案　上　程

○安孫子義徳委員長　日程第１、議第５号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

議　案　説　明

○安孫子義徳委員長　日程第２、議案説明であります。

お諮りいたします。

議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

質　　疑

○安孫子義徳委員長　日程第３、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算に関わる部分に絞って発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第５号第１表中歳入全部について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第２款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第３款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第４款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第６款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第７款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第８款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第９款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第５号第２表、第３表及び第４表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○安孫子義徳委員長　日程第４、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分　科　会	分担付託案件
総務産業分科会	議第５号第１表中歳入全部、歳出第２款の一部、歳出第６款、歳出第７款、歳出第８款、歳出第９款、第２表、第３表、第４表
厚生文教分科会	議第５号第１表中歳出第２款の一部、歳出第３款、歳出第４款、歳出第１０款

散　　会　　午前９時４０分

○安孫子義徳委員長　本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和８年３月１１日（水曜日）予算特別委員会①

〇出席委員（１５名）

２番	佐藤政人 委員	３番	野口康一郎 委員
４番	児玉崇 委員	５番	月光裕晶 委員
６番	安孫子義徳 委員	７番	太田陽子 委員
８番	佐藤耕治 委員	９番	渡邉賢一 委員
１０番	伊藤正彦 委員	１１番	古沢清志 委員
１２番	太田芳彦 委員	１３番	阿部清 委員
１４番	沖津一博 委員	１５番	荒木春吉 委員
１６番	後藤健一郎 委員		

〇欠席委員（なし）

〇遅刻委員（なし）

〇早退委員（なし）

〇説明のため出席した者の職氏名

齋藤真朗	市長	猪倉秀行	副市長
佐藤志津男	教育長	今野育男	総務課長（併）選挙管理委員会事務局長
東海林恒	企画戦略課長	石橋慶幸	みらい協働課長
佐藤倫久	デジタル戦略課長	小林博之	財政課長
安孫子廣美	税務課長	渡辺智昭	市民生活課長
菊地正博	防災危機管理課長	武田栄治	建設管理課長
渡邉健一	農林課長（併）農業委員会事務局長	小関光彦	商工推進課長
後藤英明	さくらんぼ観光課長	小林弘之	福祉国保課長
黒田美紀	健康増進課長	志鎌重美	子育て推進課長
東海林茂美	学校教育課長	安彦絵美	生涯学習課長
笹原泰治	スポーツ振興課長		

〇事務局職員出席者

髙橋良子	事務局長	伊藤正弘	局長補佐
堀和敏	総務係主任	熊谷拓哉	総務係主事

予算特別委員会議事日程第２号　　第１回定例会
令和８年３月１１日（水）　　午前９時３０分開議

再　　開
日程第　１　議第　５号　令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第１４号）
〃　　２　分科会審査の経過並びに結果報告
（１）総務産業分科会委員長報告
（２）厚生文教分科会委員長報告
〃　　３　質疑・討論・採決
閉　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第２号に同じ

再　　開　　午前９時３０分

○**安孫子義徳委員長**　おはようございます。

ただいまから予算特別委員会を再開いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議　案　上　程

○**安孫子義徳委員長**　日程第１、議第５号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

○**安孫子義徳委員長**　日程第２、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

○**安孫子義徳委員長**　初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。月光総務産業分科会委員長。

〔月光裕晶総務産業分科会委員長　登壇〕

○**月光裕晶総務産業分科会委員長**　総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、３月９日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第５号第１表中歳入全部、歳出第２款の一部、歳出第６款、歳出第７款、歳出第８款、歳出第９款及び第２表、第３表並びに第４表であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第５号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第14号）第１表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第５号第１表中歳出第２款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「まち・ひと・しごと創生事業で、地域おこし推進員について多くの応募があったものの、採用に至らなかったとのことだが、どのような応募を行い、そしてなぜ採用に至らなかったのか」との問いがあり、当局より「募集は市ホームページや専用サイトを活用して行いました。応募は８名程度ありましたが、市が予定していた事業内容に合致する人材ではなかったため、採用には至りませんでした」との答弁がありました。

委員より「若者定着支援未来創生事業補助金、若者定着奨学金返還支援事業負担金、移住定住推進事業について、予定人数と実績を教えていただきたい」との問いがあり、当局より「若者定着支援未来創生事業補助金は、10名を予定していましたが、応募はありませんでした。若者定着奨学金返還支援事業は、22名を予定しており、実績は19名でした。移住定住推進事業では、移住支援金を６名（単身３名、子育て世帯３名）を予定していましたが、実績は３名でした。また、家賃補助を15名予定していましたが、現在までの実績は３名です」との答弁がありました。

委員より「市民生活対策事業の結婚支援対策事業について、530万円の減額は大きいと思うが、令和７年度の支援実績はどの程度か」との問いがあり、当局より「結婚新生活支援事業費補助金の今年度の交付実績は、交付件数５件、支給額合計78万5,000円となっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第５号第１表中歳出第６款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「農業総務費で地域おこし推進員が目標人数に達しなかったとのことだが、応募数と採用数の状況は」との問いがあり、当局より「当初予算要求時点では、既に採用されていた２名に加え、新規２名の採用を予定し、計４名体制を想定していましたが、３月末で１名が任期満了となり、既存１名と新規３名の体制を目指しました。８月に募集を行い３名の応募がありましたが、書類審査の結果、採用には至りませんでした」との答弁がありました。

委員より「多面的機能支払交付金事業について、国からの交付金が2,527万9,000円減との説明だったが、活動団体への支払いには影響しないのか」との問いがあり、当局より「多面的機能支払交付金は、農地維持、共同活動、長寿命化の３区分があります。農地維持と共同活動は満額交付されておりますが、長寿命化については例年５割程度の交付となっており、長寿命化を希望する団体については国からの交付額に沿った支援を行っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第５号第１表中歳出第７款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「観光費で、地域おこし推進員について、応募はあるものの採用に至っていない状況が続いているとのことだが、採用に至らなかった原因は何か」との問いがあり、当局より「観光振興に関する地域おこし推進員の応募状況は、令和６年度がゼロ名、令和７年度は５名でした。しかし、応募者が市の求める業務内容に適した人材ではなかったため、書類審査の結果、不採用となりました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもっ

て原案を了とすることに決しました。

次に、議第５号第１表中歳出第８款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「住宅環境整備費の住宅建築推進事業について800万円減額となっているが、その原因は」との問いがあり、当局より「減額の内訳は、子育て定住住宅建築事業補助金300万円減、ＳＡＧＡＥＣＯリフォーム補助金500万円減です。ＳＡＧＡＥＣＯリフォーム補助金は、当初予算が500万円でしたが、申込みがゼロ件でした。制度要件が厳しかったことが原因と考えられます。子育て定住住宅建築事業補助金は5,000万円に対し300万円の残額であり、おおむね想定どおりの申込み状況です」との答弁がありました。

委員より「ＳＡＧＡＥＣＯリフォーム補助金は制度内容が分かりにくかった。手続や内容を分かりやすく周知したほうがよいのではないか」との問いがあり、当局より「制度内容について、専門的な部分も多く分かりづらかったことに加え、この制度は住宅全体を高断熱化する改修等を要件としており、住宅全体の改修となるため申込みが少なかったと考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第５号第１表中歳出第９款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第５号第２表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第５号第３表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第５号第４表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○**安孫子義徳委員長**　次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。野口厚生文教分科会委員長。

〔野口康一郎厚生文教分科会委員長　登壇〕

○**野口康一郎厚生文教分科会委員長**　厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、３月９日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第５号第１表中歳出第２款の一部、歳出第３款、歳出第４款及び歳出第10款であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第５号については、第１表中歳出第10款、歳出第２款の一部、歳出第３款、歳出第４款の順に審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第５号令和７年度寒河江市一般会計補正予算（第14号）第１表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「小学校管理事業について、寒河江小学校及び柴橋小学校の床の改修工事とのことだが、工事の詳細は」との問いがあり、当局より「寒河江小学校及び柴橋小学校は普通教室の床がカーペット敷きになっております。カーペットの経年劣化による損傷などの安全面の問題とダニを含むアレルゲンなどの衛生面の問題があることから、カーペットを取り除き長尺シー

トに張り替えを行う改修工事となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第５号第１表中歳出第２款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数を持って原案を了とすることに決しました。

次に、議第５号第１表中歳出第３款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「老人ホーム入所措置事業について、入所者数が当初の見込みを下回ったことによる減額とのことだが、その要因は」との問いがあり、当局より「当該事業は養護老人ホームへの入所が対象となり、措置であることから所得要件が設けられております。その影響もあり、近年、入所対象となる方が減っていることが主な要因です」との答弁がありました。

委員より「子ども・子育て支援給付事業の委託料について、その詳細は」との問いがあり、当局より「保育施設職員の人件費が主なものとなっており、公定価格の上昇に伴うものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第５号第１表中歳出第４款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「予防接種事業について大きく減額されているが、その主な要因は何か。また、市民に対して予防接種事業の周知をどのように行っているのか」との問いがあり、当局より「子宮頸がんワクチンの定期接種者と新型コロナウイルスワクチン接種者が少なかったことが減額の主な要因です。また、周知については、普及啓発として、該当者に対してのお知らせに加え、市報やホームページで周知しております」との答弁がありました。

委員より「市民浴場休場対応負担金について、市民浴場休場時においても発生する費用等に対する補償だと思うが、その妥当性についてどう考えているのか」との問いがあり、当局より「このたびは、市有施設である新寒河江温泉源泉の湯量が低下したことにより、市からの要請によって休場することとなりました。そのことが要因で指定管理者が施設の運営を実施するための収入を確保できなかったため、休場期間においても支払い義務が発生する光熱水費や人件費等について、市として負担すべきものと判断しました。なお、その金額については、指定管理者から報告があった金額を基に市としても精査した上で精算したものとなっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○安孫子義徳委員長　日程第３、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第５号令和７年度寒河江市一般会

計補正予算（第14号）を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第５号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉　　会　　午前９時４６分

○**安孫子義徳委員長**　以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長　　安孫子　義　徳

令和８年３月１１日（水曜日）予算特別委員会②

〇出席委員（１５名）

２番	佐藤政人 委員	３番	野口康一郎 委員
４番	児玉崇 委員	５番	月光裕晶 委員
６番	安孫子義徳 委員	７番	太田陽子 委員
８番	佐藤耕治 委員	９番	渡邉賢一 委員
１０番	伊藤正彦 委員	１１番	古沢清志 委員
１２番	太田芳彦 委員	１３番	阿部清 委員
１４番	沖津一博 委員	１５番	荒木春吉 委員
１６番	後藤健一郎 委員		

〇欠席委員（なし）

〇遅刻委員（なし）

〇早退委員（なし）

〇説明のため出席した者の職氏名

齋藤真朗	市長	猪倉秀行	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
今野育男	総務課長（併）選挙管理委員会事務局長	東海林恒	企画戦略課長
石橋慶幸	みらい協働課長	佐藤倫久	デジタル戦略課長
小林博之	財政課長	安孫子廣美	税務課長
渡辺智昭	市民生活課長	菊地正博	防災危機管理課長
武田栄治	建設管理課長	渡邉健一	農林課長（併）農業委員会事務局長
小関光彦	商工推進課長	後藤英明	さくらんぼ観光課長
小林弘之	福祉国保課長	黒田美紀	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	寺西里衣	会計管理者(兼)会計課長
大江幸範	上下水道課長	山田良一	病院副院長
東海林茂美	学校教育課長	村上千尋	生涯学習課長補佐
笹原泰治	スポーツ振興課長	渡邉昭	監査委員事務局長

〇事務局職員出席者

髙橋良子	事務局長	伊藤正弘	局長補佐
堀和敏	総務係主任	熊谷拓哉	総務係主事

予算特別委員会議事日程第３号　　第１回定例会
令和８年３月１１日（水）　　本会議終了後開議

開　　会
日程第　１　議第１０号　令和８年度寒河江市一般会計予算
〃　　２　議第１１号　令和８年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
〃　　３　議第１２号　令和８年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
〃　　４　議第１３号　令和８年度寒河江市介護保険特別会計予算
〃　　５　議第１４号　令和８年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
〃　　６　議第１５号　令和８年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
〃　　７　議第１６号　令和８年度寒河江市水道事業会計予算
〃　　８　議第１７号　令和８年度寒河江市下水道事業会計予算
〃　　９　議第１８号　令和８年度寒河江市立病院事業会計予算
〃　１０　議案説明
〃　１１　質疑
〃　１２　分科会分担付託
散　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第３号に同じ

開　　会　　午前１０時１０分

○**安孫子義徳委員長**　ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

議　案　上　程

○**安孫子義徳委員長**　日程第１、議第10号令和８年度寒河江市一般会計予算から日程第９、議第18号令和８年度寒河江市立病院事業会計予算までの９案件を一括議題といたします。

議　案　説　明

○**安孫子義徳委員長**　日程第10、議案説明であります。

お諮りいたします。

議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

質　　疑

○**安孫子義徳委員長**　日程第11、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算に関わる部分に絞って発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第10号令和８年度寒河江市一般会計予算の質疑に入ります。

議第10号第１表中歳入全部について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第１款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第２款について質疑はありませんか。後藤委員。

○**後藤健一郎委員**　それでは、34ページ、２款１項６目、まち・ひと・しごと創生事業のことについてお伺いいたします。

こちらは、内示の資料によりますと、企業及びリスキリング支援の実施と新たな人の流れ、新たな交流の創造に取り組むということでございました。そして、すみません、後に出てくるんですけれども、72ページにある７款１項２目の中心市街地エリアイノベーション促進事業、こちらのほうも目的としては交流人口の拡大、人材育成、創業支援、産業振興及び中心市街地の活性ということでございました。

この２つの事業、担当課とか款項目、違うんですけれども、中心市街地の活性化ですとか、あと起業とか創業の支援というふうに、目的とか目指すべき効果の部分というのは非常に私は重なる部分が多いかと思うんですが、そのような理解でよろしかったか、教えていただければと思います。

○**安孫子義徳委員長**　石橋みらい協働課長。

○**石橋慶幸みらい協働課長**　お答えいたします。

御案内のとおり、当課と商工推進課とで同じようなものを同時に実施しているわけでございますけれども、事業の効果については、先ほど議員のほうからもあった内容のものを期待してございます。

令和６年度より若者創造性育成事業及び新しいワークスタイル創出支援事業を実施しまして、フローラ・ＳＡＧＡＥの２階の改修を行ってきておるわけです。フローラの改修に当たりましては、これまでも御説明のとおり、寒河江百貨店を開設しまして、若者が刺激を受け、成長につなげる人材の育成、また新たな事業の創出や展開を期待しておるわけです。当課と商工のほうとで協働で協力しまして、この効果が最大限図れるよう事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**安孫子義徳委員長**　後藤委員。

○**後藤健一郎委員**　分かりました。ぜひ、今お答えにもありましたけれども、具体的な事業としては、Ｎｅｘｔ　ｂｉｚ　ｂｙ　寒河江市であったり寒河江百貨店というふうにちょっと違うわけではありますけれども、ぜひ担当課を超えて、庁内の横断組織と言ったらいいか分かりませんけれども、事業間の情報共有であったり対象者の紹介であったりとか、ぜひそういった体制でしっかりと効果を上げていただければと思います。

以上です。

○**安孫子義徳委員長**　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第３款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第４款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第５款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第６款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第７款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第８款について質疑はありませんか。渡邉委員。

○**渡邉賢一委員**　それでは、１点だけ御質問させていただきます。79ページ、８款４項２目、寒河江公園の整備に関してでございます。

一般質問でも触れさせていただいたり、あと市長のほうから御答弁をいただいているんですけれども、この予算について不明な点をちょっとお伺いするんですが、寒河江公園の園路整備については、実施設計が私ども議会にも市民にもまだ公表されていない状況なんですけれども、現地に行ってみますともう既に道路沿いに幅ぐいが打たれておりまして、市民からも何だこのくいはということで、何かもう決まったんだかなんていうことで問合せがあり、そして現地に一緒に見に行ったわけです。そして、分からないので生涯学習課さんのほうに行って、寒河江公園のここは大事な長岡陣屋遺跡なので、どうするんだべねなんていうことで伺ったところ、いや、ここはもう園路として、園路というのは遊歩道みたいな形で決まっているんだなんていうふうなお答えでありました。

その方と私も目が点になってしまって、いつそれは決まったのか、そして、公表されていない中でもう既に遺跡を壊す、保存しない、そういう決断に至って、くいが打たれているということは、まだ生涯学習課さんとみらい協働課さんでいろいろ説明会をやったりしている中で、建設管理課さんのほうでも、そこは打切りだということで、くいが打たれてあるということは、この予算についてはもう既に踏み込んだ状況になっているのかどうかですね。その中身についてちょっと不明な点がありますので、お伺いします。

○**安孫子義徳委員長**　石橋みらい協働課長。

○**石橋慶幸みらい協働課長**　園路についてお問い合わせいただきました。

現在、園路を含めた上の陸上競技場のほうの詳細な設計を行っている段階でございます。その詳細な設計が出来上がってまいりましたら、広く市民の方も含めて御説明申し上げるということで考えておりますけれども、現在までのところ、上の陸上競技場に至る部分の園路につきましては、これまでも上の陸上競技場の整備と併せて園路についても整備をしていくということで考えておりました。

まず、上の陸上競技場については、これまでも御案内のとおり、寒河江高校のグラウンドの代替施設として整備をすると。そこを活用するに当たって、生徒が通る部分の園路の整備についても、県教委を通して学校側の意向が伝えられてまいりました。

それを踏まえて園路の整備を行うことを考えているわけなんですけれども、これまでその園路につきましては様々なパターンを想定して検討してまいりました。１つはつつじ園の中を通るような園路でありますとか、現在想定しているような上の市道に至る部分の付随する歩道としての整備というような部分、そういった様々なパターンを検討してまいりましたけれども、１つには、園路をつつじ園の中を通すとした場合に、遊歩道を造るとかそういったものの整備が必要になってくるということで、整備しても使われないということも想定されますし、また、遊歩道を想定した場合に、逆に今度は危険な部分というようなことも想定されるということを踏まえまして、現在のところは、上の陸上競技

場に至る部分の市道に付随するような歩道の整備をしてまいりたいと考えております。これは学校側サイドからの強い要望でもございまして、その要望と生徒の安全に資するものであるということで考えております。

なお、先ほども申し上げましたように、詳細な設計が出てまいりましたら広く市民の方にもお伝えしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○**安孫子義徳委員長**　渡邉委員。

○**渡邉賢一委員**　経過は一部納得するところはあるんですけれども、現場でのこのくい打ちというものは、我々一般市民からすると、もうここが確定ぐいだということで出てくるわけです。詳細設計がこれからだというか、今詰めているという段階でくいは打つ必要はないと思うんですけれども、まずこれと、あと、歩道を造るのであれば、市道の改良工事、拡幅工事に値すると、今、石橋課長の御答弁にもあるとおり、危険なところを回避するためだということであれば、何も園路整備にする必要はないのかなと考えるわけです。市道改良という。

その辺についてはちょっと専門的でないので分かりませんけれども、説明会とかで今こういう計画だということで出ている中でくいが打たれるというのはもう、非常に、何ていうかな、順序が違うんじゃないかと思われますので、その辺はぜひ説明を早くしていただけるようにお願いをしたいと思います。これは要望です。

○**安孫子義徳委員長**　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第９款について質疑はありませんか。後藤委員。

○**後藤健一郎委員**　82ページ、９款１項５目の防災対策事業費のことについてお伺いいたします。

こちらも内示のときの資料ですと防災行政無線の更新工事ということでございましたが、工事請負費が３億3,470万円とかなり金額が大きいので、どういった内容なのか、どの程度の例えば更新なのかというところをお聞かせいただければと思います。

○**安孫子義徳委員長**　菊地防災危機管理課長。

○**菊地正博防災危機管理課長**　お答えします。

９款１項５目の災害対策費の防災対策事業費の主なものは、防災行政無線システム設備の更新に関わる工事請負費などであります。現在利用しております無線システムサービスが令和11年５月末をもって終了することから、今年度、業務委託しております実施設計に基づき、令和８年度は主に新しいシステムの設計、開発及び機器類の製作などを行い、さらに債務負担行為により令和９年度はその機器類の取付工事などを行って、２か年にわたって実施するものでございます。

○**安孫子義徳委員長**　後藤委員。

○**後藤健一郎委員**　はい、分かりました。

では、今のお話からすると、８年と９年で総入替えすると。今年はその準備的なものなので、今回このように予算は上がっていますが、例えば具体的に言うと地元の公民館のスピーカーとかの工事をするというのは、令和８年度ではなくて令和９年度というような理解でよろしかったでしょうか。

○**安孫子義徳委員長**　菊地防災危機管理課長。

○**菊地正博防災危機管理課長**　お答えします。

今議員からありましたように、公民館等のスピーカーとかの取付工事は令和９年度を予定しております。そして、新しいシステムの運用につきましては、令和９年度の下半期中に仮運用の開始を予定し、そして令和10年の４月から本運用の開始を予定しております。

○**安孫子義徳委員長**　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第12款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第13款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第10号第２表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第10号第３表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第11号令和８年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第12号令和８年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第13号令和８年度寒河江市介護保険特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第14号令和８年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第15号令和８年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第16号令和８年度寒河江市水道事業会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第17号令和８年度寒河江市下水道事業会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第18号令和８年度寒河江市立病院事業会計予算について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○安孫子義徳委員長　日程第12、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分　科　会	分担付託案件
総務産業分科会	議第１０号第１表中歳入全部、歳出第１款、歳出第２款の一部、歳出第３款の一部、歳出第５款、歳出第６款、歳出第７款、歳出第８款、歳出第９款、歳出第１１款、歳出第１２款、歳出第１３款、第２表、第３表、議第１５号、議第１６号、議第１７号
厚生文教分科会	議第１０号第１表中歳出第２款の一部、歳出第３款の一部、歳出第４款、歳出第１０款、議第１１号、議第１２号、議第１３号、議第１４号、議第１８号

散　　会　　午前１０時２８分

○安孫子義徳委員長　本日はこれにて散会いたし

ます。
　御苦労さまでした。

令和８年３月１９日（木曜日）予算特別委員会②

○出席委員（１５名）

２番	佐藤政人 委員	３番	野口康一郎 委員
４番	児玉崇 委員	５番	月光裕晶 委員
６番	安孫子義徳 委員	７番	太田陽子 委員
８番	佐藤耕治 委員	９番	渡邉賢一 委員
１０番	伊藤正彦 委員	１１番	古沢清志 委員
１２番	太田芳彦 委員	１３番	阿部清 委員
１４番	沖津一博 委員	１５番	荒木春吉 委員
１６番	後藤健一郎 委員		

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

齋藤真朗	市長	猪倉秀行	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
今野育男	総務課長（併）選挙管理委員会事務局長	東海林恒	企画戦略課長
石橋慶幸	みらい協働課長	佐藤倫久	デジタル戦略課長
小林博之	財政課長	安孫子廣美	税務課長
渡辺智昭	市民生活課長	菊地正博	防災危機管理課長
武田栄治	建設管理課長	渡邉健一	農林課長（併）農業委員会事務局長
小関光彦	商工推進課長	後藤英明	さくらんぼ観光課長
小林弘之	福祉国保課長	黒田美紀	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	寺西里衣	会計管理者(兼)会計課長
大江幸範	上下水道課長	山田良一	病院副院長
東海林茂美	学校教育課長	安彦絵美	生涯学習課長
笹原泰治	スポーツ振興課長	渡邉昭	監査委員事務局長

○事務局職員出席者

髙橋良子	事務局長	伊藤正弘	局長補佐
堀和敏	総務係主任	熊谷拓哉	総務係主事

予算特別委員会議事日程第４号　　第１回定例会
令和８年３月１９日（木）　　午前９時３０分開議

再　　開
日程第　１　議第１０号　令和８年度寒河江市一般会計予算
〃　　２　議第１１号　令和８年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
〃　　３　議第１２号　令和８年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
〃　　４　議第１３号　令和８年度寒河江市介護保険特別会計予算
〃　　５　議第１４号　令和８年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
〃　　６　議第１５号　令和８年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
〃　　７　議第１６号　令和８年度寒河江市水道事業会計予算
〃　　８　議第１７号　令和８年度寒河江市下水道事業会計予算
〃　　９　議第１８号　令和８年度寒河江市立病院事業会計予算
〃　１０　分科会審査の経過並びに結果報告
（１）総務産業分科会委員長報告
（２）厚生文教分科会委員長報告
〃　１１　質疑・討論・採決
閉　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第４号に同じ

再　　開　　午前９時３０分

○安孫子義徳委員長　おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議　案　上　程

○安孫子義徳委員長　日程第１、議第10号令和８年度寒河江市一般会計予算から日程第９、議第18号令和８年度寒河江市立病院事業会計予算までの９案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

○安孫子義徳委員長　日程第10、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

○安孫子義徳委員長　初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。月光総務産業分科会委員長。

〔月光裕晶総務産業分科会委員長　登壇〕

○**月光裕晶総務産業分科会委員長**　総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、３月11日及び12日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第10号第１表中歳入全部、歳出第１款、歳出第２款の一部、歳出第３款の一部、歳出第５款から歳出第９款まで、歳出第11款から歳出第13款まで、第２表及び第３表並びに議第15号から議第17号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第10号については、初めに第１表中歳入全部の審査を行い、次に歳出第１款、歳出第２款の一部、歳出第３款の一部、歳出第９款、歳出第５款、歳出第７款、歳出第６款、歳出第８款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、第２表、第３表の順で審査を行うこととし、その後、議第15号、議第16号、議第17号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第10号令和８年度寒河江市一般会計予算第１表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「法人市民税が5.7％減となっている。最近は企業の廃業や倒産が増えているとの報道もあるが、寒河江市でもそのような影響があるのか」との問いがあり、当局より「当初予算については直近の調定額を参考に算出しています。また、県内の経済情報なども参考にしながら、企業収益がやや減少する可能性があると見込み、そのように計上したものです。見込みが難しい部分もありますが、社会情勢なども踏まえて算定しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第１表中歳出第２款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「ポータルアプリの内容はどのようなものになるのか」との問いがあり、当局より「現在のアプリを統合し、寒河江市の公式アプリとして整備する予定です。ごみ情報や健診情報、市ホームページの情報などを一体化します。来年度については、マイナンバーカードと連携した手続が行えるような形を考えています。また、将来的には町内会回覧や個別通知も行う予定です」との答弁がありました。

委員より「移住定住推進事業の実績について、おてつたびなどの参加状況は」との問いがあり、当局より「おてつたびについては、令和７年度に14名が参加し、さくらんぼやラ・フランスの収穫作業を手伝っていただきました。また、移住体験ツアーには現在２名、就農体験ツアーには３名の参加があります」との答弁がありました。

委員より「結婚支援対策事業の成果について、成婚状況は」との問いがあり、当局より「成果連動型の婚活事業について、イベント参加者は年間約300名ですが、市内居住につながる成婚の報告は現時点では受けていません。また、婚活コーディネーター事業では、平成25年度からの累計で34件の成婚実績があります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第１表中歳出第３款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第１表中歳出第９款を議題と

し、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「防災行政無線の聞こえにくさは更新により解消されるのか」との問いがあり、当局より「消防ポールに設置しているスピーカーを高さが確保されている専用ポールに移設し、アンプやスピーカーも高性能なものに更新します。また、新しいシステムを導入することで聞こえにくさの解消を図ります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第１表中歳出第５款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江工業高校新産業教育連携協議会負担金の目的は何か」との問いがあり、当局より「実業高校の志願者減少を踏まえ、産官学連携によって学校の魅力向上事業を実施するものです。これまでは県の補助事業として実施してきましたが、補助終了に伴い、市として支援するため、新たに計上したものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第１表中歳出第７款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「企業誘致の成果はどうか」との問いがあり、当局より「現在残っている約5.78ヘクタールについて、一括分譲を目指して企業へ提案していますが、建築資材の高騰や社会情勢の影響もあり、契約には至っていません。引き続き企業への働きかけを行っていきます」との答弁がありました。

委員より「ワンコインタクシー事業について、６月から９月に実施とのことだが、今年度は１月末で終了したことを受け、もう少し延長してもらいたいとの意見もあった。そういった意見も鑑みた予算計上か」との問いがあり、当局より「この事業につきましては、これまで実施した際にはアンケートなども取りまして事業状況などを確認しております。その内容を踏まえた予算を要求しているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第１表中歳出第６款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「歳入において有害鳥獣対策に関する国、県からの補助金について伺ったが、歳出第６款第１項農業費における補助事業の詳細は」との問いがあり、当局より「国や県の補助事業を活用し、捕獲活動の出動手当や不要果樹の伐採、緩衝帯整備、電気柵導入に向けた支援等を予定しています。また、出動手当については、危険性などを考慮し、捕獲者の手当を5,000円とするほか、調査手当を2,000円から5,000円へ引き上げるなどの拡充を行います」との答弁がありました。

委員より「６次産業化推進事業について、これまで具体的な成果はあるのか」との問いがあり、当局より「協議会の取組として、紅秀峰ブランド推進、新商品開発、販売拡大、伝統野菜の推進などを進めています。６次産業化商品としては子姫芋を活用した子姫芋キムチや谷沢梅を活用した梅酒などがあり、各種の賞を受賞しています。また、農業者と事業者のマッチング交流会を開催し、商品試作の材料費などへの支援も行っています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第１表中歳出第８款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「除雪事業の待機補償見直しについて詳細は」との問いがあり、当局より「これまでの待機補償を見直し、機械補償と稼働補償に分けました。機械の準備等に係る経費を機械補償として、人件費を稼働補償として支払うものです。なお、稼働補償については、ワンシーズンの出動回数が10回に満たない場合、その不足する回数分の人件費を補償費として支払うもので、例えば５回の出動であれば残りの５回分の人件費を稼働補償として支払います」との答弁がありました。

委員より「住宅建築推進事業補助金について、これまでの経過を鑑みると3,200万円では不十分ではないのか」との問いがあり、当局より「需要について予測が難しいところではありますが、これまでの実績に基づいて予算計上しています。また、今年度より補助率を見直し、より多くの方に利用してもらえるよう取り組んでいるところです」との答弁がありました。

委員より「都市再生整備費において、多目的運動広場整備と寒河江公園線の拡張工事として工事費９億円が計上されているが、その詳細は」との問いがあり、当局より「現在、最終的な詳細設計を行っているところですが、現陸上競技場にサッカーフィールドと400メートルトラックを敷設する工事となります。広場全体を防球ネットで囲み、夜間でも使えるような夜間照明も設置してまいります。また、寒河江公園線の拡張については、園路として約2.5メートルの歩道を整備する予定としております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第１表中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第１表中歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第１表中歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第２表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第３表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第15号令和８年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第16号令和８年度寒河江市水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「配水管工事の対象路線について詳細は」との問いがあり、当局より「路線として、ほなみ団地陵東中学校線、八鍬日田線、幸田町１号線、本楯団地６号線を予定しています。ほなみ団地陵東中学校線以外は老朽管の更新です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第17号令和８年度寒河江市下水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「下水道の接続状況は現在どの程度か」との問いがあり、当局より「水洗化率は現

在87％となっており、おおむね計画どおり進んでいます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○**安孫子義徳委員長**　次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。野口厚生文教分科会委員長。

〔野口康一郎厚生文教分科会委員長　登壇〕

○**野口康一郎厚生文教分科会委員長**　厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、３月11日及び12日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第10号第１表中歳出第２款の一部、歳出第３款の一部、歳出第４款及び歳出第10款並びに議第11号、議第12号、議第13号、議第14号及び議第18号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第10号については、第１表中歳出第２款の一部、歳出第４款、歳出第３款の一部、歳出第10款の順に審査を行い、その後、議第11号から議第14号まで及び議第18号の順に審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第10号令和８年度寒河江市一般会計予算第１表中歳出第２款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「交通安全対策事業について、カーブミラーの交換や修繕に関する相談窓口となる課がどこであるか分かりにくいという市民からの声があるが、担当課はどこか。また、交換などに係る予算の詳細は」との問いがあり、当局より「総合的な窓口は市民生活課です。いただいた相談の内容を鑑み、市民生活課もしくは建設管理課のどちらで対応するか判断させていただきます。また、予算については、新設の場合は１基当たり25万円として５基分の125万円を計上しております」との答弁がありました。

委員より「市街地指定管理鳥獣出没対策事業について、県野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金の補助対象及び内容の詳細は」との問いがあり、当局より「不要果樹の伐採に関わる部分については、主にツキノワグマの市街地への出没の抑制を図ることを目的としていることから、最寄りの住宅から半径200メートル以内にある不要果樹であることが要件となっています。補助率は３分の２、１本当たり４万円を上限とし、25件分を計上しています。次に、緩衝帯の整備に関わる部分については、住宅地や通学路付近の鳥獣の移動経路等になるやぶや雑木林の刈り払いを支援するもので、事業主体が自治会であることや、緩衝帯整備後３年以上継続して維持管理を行うことなどが要件となっています。補助は上限を15万円とし、２件分を計上しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第１表中歳出第４款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「環境衛生事業について、寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金の内訳は」との問いがあり、当局より「太陽光発電設備及び蓄電池の設置については、25万円を上限として10件分です。木質バイオマス燃焼器については、電源なしのものが上限５万円として４件分、電源ありのものが上限10万円で４件分です」との答弁がありました。

委員より「乳幼児健康診査事業について、全児童を対象とする５歳児健診を実施するとのこ

とだが、健診の内容は」との問いがあり、当局より「初めに、保健師から指示された動作ができるか、問いかけに答えられるかなどの確認があり、その後、小児科医の診察を受けていただきます。令和７年度は医師不足により希望者を対象としていましたが、約７割のお子さんが受診しました。令和８年度は、市外の医師からも協力が得られたため、全児童を対象としました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第１表中歳出第３款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「福祉バス運行事業について、福祉バスの近年の利用実績は」との問いがあり、当局より「令和６年度は249件の2,877人です。今年度は243件の3,149人を見込んでいます。利用者としては、社会福祉協議会に申込みをいただいた高齢者支援団体や障がい者福祉の団体などがあります」との答弁がありました。

委員より「老人福祉センター運営事業について、浴槽水からのレジオネラ菌検出により、昨年から温泉施設が利用中止になっているが、温泉施設が利用できない状況下においても委託料が大きく変わらないのはなぜか」との問いがあり、当局より「温泉施設が利用中止でも、暖房で利用するボイラーは稼働しております。重油や光熱水費などのコストの影響もあり、予算額は昨年度と比べ大きく変わっていません」との答弁がありました。

委員より「生活保護扶助等事業について、昨年より増額になっているが、その要因は」との問いがあり、当局より「受給者数が増えたこと及び最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付が主な要因です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第１表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「小中学校ＩＣＴ活用支援事業について、今年度、端末をＣｈｒｏｍｅｂｏｏｋに更新しているが、Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋはインターネットに接続することでその機能を発揮できるものだが、各学校のインターネット環境は万全なのか」との問いがあり、当局より「インターネット環境について不具合のあった学校では、令和７年度中にＷｉ－Ｆｉの更新工事を行っています。なお、中学校については、今後の統合を見据え、持ち運び可能なＷｉ－Ｆｉルーターを増設することで対応しております」との答弁がありました。

委員より「コミュニティ助成事業費補助金について、昨年度より増額になっているが、その内容は」との問いがあり、当局より「コミュニティ助成事業は一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施しているものです。来年度は平塩地区に関して申請しているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第11号令和８年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「国民健康保険税滞納者へはどのように対応しているのか」との問いがあり、当局より「税務課と連携しながら納税相談などの機会を設けた上で、支払いが困難な方には猶予や分割納付などの対応を行っています」との答弁がありました。

委員より「歳入歳出ともに年々減少しているが、その要因をどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「国民健康保険加入者

の後期高齢者への移行、また、社会保険への加入などが要因として考えられます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第12号令和８年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第13号令和８年度寒河江市介護保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「一般介護予防事業費について、認知症予防のためのアプリを３年間実証実験してきたが、どのような効果が得られたか」との問いがあり、当局より「これまでは健康づくり教室への男性の参加者が少ない状況にありましたが、このアプリを利用することで男性の参加者が増えるといった効果がありました。このように、これまでアプローチできなかった方から、このアプリを通じて健康づくりへ意識を向けていただくことができたのではないかと考えております。なお、アプリ登録者数については、令和７年度は69名の新規登録があり、累計で195名が登録しております」との答弁がありました。

委員より「高額医療合算介護サービス等費について、どのような内容か」との問いがあり、当局より「介護サービスに支払った自己負担額と医療費として支払った自己負担額を１年間分合算し、基準を超えた場合、その分をお返しするものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第14号令和８年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第18号令和８年度寒河江市立病院事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江市立病院就業支度金貸与条例を活用した人材の確保について、職員採用の状況は」との問いがあり、当局より「来年度採用する予定の看護師は４名ですが、そのうち条例を利用したのは１名となっています。今後は当条例をさらに利用してもらえるように内容を精査してまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○安孫子義徳委員長　日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第10号令和８年度寒河江市一般会計予算、議第11号令和８年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第12号令和８年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第13号令和８年度寒

河江市介護保険特別会計予算、議第14号令和８年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号令和８年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第16号令和８年度寒河江市水道事業会計予算、議第17号令和８年度寒河江市下水道事業会計予算及び議第18号令和８年度寒河江市立病院事業会計予算の９案件を一括して採決いたします。

ただいまの９案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

９案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号及び議第18号の９案件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉　　会　　午前１０時００分

○**安孫子義徳委員長**　以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長　　安孫子　義　徳